

---

第2回 日吉津村議会定例会会議録（第3日）

平成28年6月15日（水曜日）

---

議事日程（第3号）

平成28年6月15日 午前9時開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（10名）

1番 河 中 博 子	2番 景 山 重 信
3番 松 本 二三子	4番 加 藤 修
5番 三 島 尋 子	6番 江 田 加 代
7番 山 路 有	8番 井 藤 稔
9番 松 田 悦 郎	10番 橋 井 満 義

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 高 森 彰 書記 ..... 森 下 瞳

---

説明のため出席した者の職氏名

村長 ..... 石 操	総務課長 ..... 高 田 直 人
住民課長 ..... 清 水 香代子	福祉保健課長 ..... 小 原 義 人
建設産業課長 ..... 松 嶋 宏 幸	建設産業課参事 ..... 益 田 英 則
教育長職務代行 ..... 下 口 哲 司	教育課長 ..... 松 尾 達 志

---

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（橋井 満義君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は 10 名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおり一般質問の日程となっております。

---

日程第 1 一般質問

○議長（橋井 満義君） 日程第 1、一般質問を行います。

なお、本日、一般質問を通告をいただいております 8 名の議員の紹介をいたします。

通告 1 番、議席番号 7 番、山路有議員、通告 2 番、議席番号 9 番、松田悦郎議員、通告 3 番、議席番号 2 番、景山重信議員、通告 4 番、議席番号 8 番、井藤稔議員、通告 5 番、議席番号 1 番、河中博子議員、通告 6 番、議席番号 6 番、江田加代議員、通告 7 番、議席番号 5 番、三島尋子議員、通告 8 番、議席番号 3 番、松本二三子議員。以上 8 名の議員より通告を受けております。

通告順に質問を許します。

まず、通告 1 番、議席番号 7 番、山路有議員の一般質問を許します。

山路議員。

○議員（7 番 山路 有君） おはようございます。7 番、山路です。ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問に入らせていただきたいと思います。

最初に、4 月 14 日に発生しました熊本地震、また、平成 23 年に発生しました東日本大震災に匹敵する大型地震でもありました。改めて地震の怖さを目の当たりにしたところでございます。また、個人的にも行政としても、備えの充実を痛感するところでもあります。また、一昨年は熊本県の南阿蘇村に行政視察にお邪魔した経過もあり、私、個人的にも皆さんの御心配をすることがあります。何より被災された皆さんにお見舞い申し上げるとともに、早くふだんの生活に戻られることを願うものであります。

それでは、早速ですけども、本日の一般質問に入らせていただきます。まず、1 点目が、参画と協働の村づくり、現状はということで、まず、1 点目、お伺いしたいと思います。2 点目が、熊本地震を教訓とした訓練をとということでお伺いしたいと思います。最後に、3 点目が、健康医療情報による出前講座をとということで、村当局の考えをお聞きしたいというふうに思います。

それでは、最初の1番目、参画と協働の村づくり、現状はということでお伺いしたいと思います。

平成21年4月1日施行された日吉津村基本条例であります。村の将来を見据えたとき、参画と協働のむらづくり施策は重要であると私自身も認識しております。地域、自治会で実施する上で課題も多いところでもあります。施行後7年が経過したところではありますが、現状をどのように把握され、対応されようとしているのか、このあたりについて、村当局の考えをお聞きしたいというふうに思います。

続いて、2番目が、熊本地震を教訓とした訓練をとということでお伺いしたいと思います。

先ほど申し上げましたけども、4月14日、熊本県を震源として発生した地震、改めて、災害は忘れたころにやってくるということを再認識するところでもあります。

そこで、まず1点目として、村の防災訓練の見直し時期にあるのではないかという、村当局としてもこのあたりについてはいろいろ検討されているようですので、改めてこの辺の見直しについてお伺いしたいと思います。

そして、2点目が、戦力となる小学生、特に高学年、中学生、高校生の防災教育、防災訓練に参加できる体制が必要であるということについて、東日本でも、それから熊本地震でも中高生のこうした支援活動というのを目の当たりにするところまでして、少しこのあたりについて、村当局並びに教育委員会としても、このあたり、どのように取り組まれるのかということもお聞きしたいというふうに思います。

そして、最後の3点目は、一般住宅の耐震補強補助についてということ、このたび、28年度版の計画でこの補助についても冊子の中で列記されておりますので、このあたりについて少し詳しくお伺いしたいと思います。

そして、最後に、健康医療情報による出前講座をとということでお伺いしたいと思います。

医療給付の伸びに驚くばかりであります。日ごろの健康づくりの重要性を痛感するところでもあります。このたび、国民健康保険法の一部改正に伴い、村民の健康情報、疾病状況、他自治体との比較等が出ることとなりました。

そこで、村民の皆さんに村の実態を知っていただくことは健康取り組みのきっかけとなると、早い段階で7自治会などに出前講座すべきでないかということ、村長としてもこのあたりについては見解を持っておられますので、何とか私は、こういうデータが出た中で、早い段階で7自治会にこうした出前講座をお願いするところでもあります。このあたりの考えについてお伺いしたいと思います。

以上3点について質問をしたいと思います。また、ありましたら、再質問をしたいと思います。  
よろしくをお願いします。終わります。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 山路議員の一般質問にお答えをしてみたいです。

まず、1点目の参画と協働の村づくりの現状はという質問にお答えをいたしますが、山路議員からも申されましたように、21年4月の1日に施行しました村の最高規範として日吉津村自治基本条例を施行し、この中では、参画と協働を基調にしながら村づくりを進めていくということで、この自治基本条例の理念に従って進めてきたところではありますが、村民の皆さんにお願いをする案件等につきましては、また、村民の生活に影響の出る内容等につきましては、各種委員会や審議会に御参加をいただいて御意見を頂戴するとともに、さらには、運動会や盆踊りなどは実行委員会を組織していただいて、村民の皆さんの参画によって運営がされてきたところであります。さらには、自治会での防災活動なども、コミュニティの活動として参画と協働で実践をいただいております。

このように、自分たちの暮らしを、さらに地域を見直し、安心して暮らせる活力ある村づくりを推進するに当たって、参画と協働がやっぱり大きな力となることは村民の皆さんにも御理解が進んできているというふうに感じておりますけれども、行政としても、地域コミュニティ活動を支援する取り組みとして、次のようなことを展開をしております。

まず、コミュニティ活動支援事業として、新規事業について5万円を上限とする助成を行っております。このことでもありますし、3年以内において継続する事業については、コミュニティづくり推進事業として、事業費1万円以上のものに対して5万円を上限として必要経費の2分の1を助成する取り組みを行っております。この事業については、自治会が利用されることが多い助成、いわゆる補助事業でもありますけれども、近年は、自治会に限らず、ボランティア団体にも御利用をいただいて、ボランティア育成の一助にもなっておりますのではないかとこのように感じております。

しかし、まだまだ不十分な面もあると思っておりますので、地域の様子に目を配りながら、地域と行政が連携できることを検討しながら、地域コミュニティ活動の充実に努めたいというふうに思います。

あわせて、それぞれのコミュニティ活動に即した支援のあり方についても検討をして、国、県の助成制度などの情報収集も行いながら、防災・防犯活動のさらなる充実はもちろんでありますけれども、健康などさまざまな分野での協働につながるよう、日吉津村自治基本条例に基づいた

参画と協働の推進、自治の発展に努めてまいりますので、御理解をいただきたいというふうに思っています。

次、2点目の熊本地震を教訓とした訓練をという御質問にお答えをいたします。

最初に、村の防災訓練の見直し時期にあるのではという質問でございますが、東日本大震災がいわゆる想定外の被害をもたらし、強烈なイメージだったことから、そのことを教訓に、海岸線を有する本村も地震、津波避難の訓練を実施してきたところであります。そして、繰り返し訓練することで防災の行動力を高めることができ、特に初期、発災当時の初期の動きを迅速にするということが大事であります。災害発生時の被害を最小限に食い止めることができるとの考えから、去年は、県側の意向もあって、イオンを主会場に消防や自衛隊に協力をいただきながら鳥取県防災フェスタと同時開催を行ったりと、内容を少しずつ変えながらも、同じ災害想定での、いわゆる同じ災害想定というのは地震、津波であります、の訓練を行ってまいりました。

しかし、訓練後に行う防災訓練の反省会でも、日野川の洪水や局地的集中豪雨を想定した訓練も必要ではないかという当然の御意見もいただいております。ことしの4月に開催しました自治連合会におきましても、もっと身近な災害を想定した訓練を行ってみてはという同様の意見もあったわけでありますので、ことしは地震とそれに伴って発生する火災を想定し、避難訓練と実際に消火栓から放水する消火訓練を行う予定としてるところであります。

シナリオ等については、今後検討を重ねてまいりますけれども、今月の9日に日野川の浸水想定区域が国土交通省によって大きく見直され、公表されたところであります。議員御指摘のように、今後は災害想定や訓練内容の見直しも視野に入れながら、継続して村の防災訓練を実施していく考えでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、小学生等の防災教育、防災訓練の体制はということですが、学校では、学校施設で被災した場合の防災教育や訓練が主体となっております。地域防災としては、避難場所の確認や避難方法について家庭で話し合いをするよう指導をしておるところであります。また、地域で行われる防災活動への積極的な参加も呼びかけておるところであります。

小学生、中学生、高校生の防災訓練に参加できる体制が必要ではないかと、まさしくそのとおりでありますけれども、これまでは村の防災訓練の中で自治会の避難に子供たちの参加をいただいておりますという内容であります。今後は、防災訓練の内容などを協議する中で、避難所支援のボランティアでの参加についてもあわせて検討してみたいというふうに思っております。

この地震関係の最後の質問で、一般住宅の耐震補強補助についての御質問でありますけれども、本村も、日吉津村震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱を制定し、昭和56年5月以前

に建築された旧耐震基準の建築物を対象として、耐震診断、改修設計、耐震改修、さらには建てかえについて、国が3分の1、県及び村が6分の1ずつ、そして受益者が3分の1という負担割合で、補助額はそれぞれ異なりますけれども、耐震化に対する補助制度を設けておるという内容であります。

一戸建て住宅で例えますと、耐震診断で設計図書がない場合、さきに述べました負担割合によって11万1,240円の3分の2が補助をされます。そして、その耐震診断結果で耐震改修が必要となりますと、同じ負担割合により改修設計として1戸当たり24万円の3分の2が助成をされます。さらに、耐震改修または建てかえについては、木造住宅は大地震の揺れに対して倒壊するかしないかを判断する上部構造評点というものがあるようでございまして、その上部構造評点の数値によって、耐震改修または建てかえに要する費用の43%または33%か100万円のいずれか低い額の3分の2ということですので、建てかえということになりますと100万で建てかえできませんので、これが上限になって、3分の2が助成されるということになるのではないかとこのように思います。

補助を行うに当たっては、いろいろな条件もあるようでありますので、詳細については担当課であります総務課のほうにお問い合わせをいただければというふうに思います。また、本補助制度については、年2回程度、村の広報で周知もしておりますが、実績はないというものであります。さきの熊本地震でも多くの家屋倒壊の被害が発生しておりますので、本補助制度を活用していただけるよう周知徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の健康医療情報による出前講座をという質問をいただいております。御質問の健康医療情報が国保データベースシステムから抽出できるようになりまして、現在、村では、国民健康保険と全国健康保険協会、いわゆる協会けんぽの特定健診結果やレセプト情報をもとに健康課題の分析、保健事業の見直しに取り組む日吉津村健康寿命延伸プロジェクトを立ち上げ、データヘルス計画、いわゆる保健事業の実施計画を策定中であります。

本村の健康課題の分析では、健診結果において、空腹時血糖の値が県内で最も最高だということと、ヘモグロビンA1cと血圧、中性脂肪、悪玉コレステロールは県内2番目に高い数字だということで、住民の皆さんの健診の申し込み表の中にこのチラシを添付をさせていただいて、村民の皆さんにとっては驚くべき数字であったというふうに考えますけれども、このチラシの中では、特定健診とがん検診のダブル受診をしてくださいということをお願いをしておるようなことでもあります。

この結果を踏まえまして、計画の中では、生活習慣病対策初め自主的な健康増進、疾病予防の

取り組みへの支援、重症化予防の保健事業の展開を重点目標にして取り組んでまいります。健診結果が要精密検査、要医療の方には、これまでどおり保健師が戸別訪問を行い、受診勧奨を行ってまいります。今年度実施予定のまちの保健室事業では、県内の看護学科設置をされております大学の協力を得ながら、各自治会において健康チェックの実施と大学の看護学講師による健康講話、日吉津村の健診結果をもとに、生活習慣病対策を初めとする健康対策の啓発と理解を深めていただくための取り組みを進めてまいり予定にしておりますところでありまして、日程につきましては各自治会と相談をさせていただいて進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げて、以上で山路議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございます、大変わかりやすくいろいろ述べていただきました。

二、三、1から3の質問内容について、再質問させていただきたいと思います。

私も、平成21年度からこの自治基本条例が施行されまして、趣旨に賛同する一人でもありまして、私を取り巻く組織といいますか、環境の中でも、基本的には自分たちの身の回りのことは自分たちでやろうやという前提のもとに、参画と協働ということで事業なりしてまいりました。先ほど述べましたように7年が経過した中で、今、村長のほうも述べられましたんですけど、審議会等でいろいろ意見を述べていただいて、それを参考に行政に反映したいという考えを述べられたところですけども、これは執行部のほうもそのあたりはすごく配慮されていると思うんですけども、どうも少し顔ぶれが決まりつつあり、考え方っていうのが固定化しつつあるかなというふうに、そういう、周りからも意見が出ております。そのあたりについて、執行部のほうとしてはどのような考え方、若い人とか、そういうところでどう働きかける考えでおられるのかと、少しそのあたり、顔ぶれを変えていくとかいうところについて、どのような考えを持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 平成21年の条例制定でありますけれども、それ以前には平成15年に平成の大合併の判断をしたところでありまして、その節にも、合併をしなければ、やっぱり小さな自治体の中では従来のような行政サービスを展開することは無理が出てくるということで、村民の皆さんと、いわゆる一緒になって村づくりを進めていく必要があるなということを基調にしながら、21年の条例ができたと思っております。検討委員会の中で条例を制定をしてい

ただいたということですが、御意見にありました、顔ぶれが変わらないのではないかとということや、考え方が今の時代に多少違いが出てきておるのではないかとということですが、その点は、非常に住民の皆さんが、人口はふえてますけれども、日常生活が非常に多忙になっていらっしゃるということがあって、各種委員会等や審議会の公募をさせていただくんですけども、なかなか人がお集まりいただけたり、理解をいただくことができずにおるとというのがこのごろの実態であります。平成27年以降は、本当に東日本の大震災があったり、この地方でも大雪が降ったり、大雨が降ったり、そしてこのたびの熊本の地震というようなことでは、それぞれの自治会の中で防災に対する危機感は非常に高まっておると、意識も高まっておるといふふうに考えておりますけれども、通常の活動の中では、非常に出ていただく人が限定的になっておるといふことでございますので、それは感じておるといふことでありますので、改めてこれからの地域づくりの課題をもう一度、何といたしますか、村民の皆さんと一緒に、どうあればいいのかなという議論がまず先なのかなというふうに僕は思っていますので、そのような取り組みをしていきたいなというふうに考えます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございます。

なぜこういう固定化しつつあるかという質問をいたしましたという、ここ、若いお父さん、お母さんと飲んだり、いろいろする機会がたびたびありまして、すごいですね、いろいろいい考え持っておられるし、やっぱりこの審議会の時間帯とか、何とかそういう方の意見を少し、出られる時間帯というのですか、いうのも検討していけば、結構、村づくりに関して、若い方、お父さん、お母さんについてもすごく、何というのですかね、おもしろい考えされているなというふうに思っております。ただ、そう言いながらも、先ほど村長言われたように、皆さんが仕事を持っておられる。そうすると、そのあたりの兼ね合いも行政当局としては考えていかないと、いつまでも今こういう体制で、議会としてもそのあたりは指摘しておりますけども、少しそのあたりは今後考えていく必要があるのかなというふうに思っておりますので、このあたり、再度また検討願いたいというふうに思います。

それと、ここ、少しこの参画と協働の質問から離れるのかなというふうには思いますけども、先ごろの国保新聞並びに、これは6月14日の一般の新聞等で、介護給付費が約9兆円になると。それから認定者が600万人超えるという状況であると。なぜ私、こういうことを今申し上げるといいますと、自治会においては見守り活動、声かけ運動というのを今、一生懸命やっております。その背景には、ちょうど団塊世代の60代の方、このあたりが年金支給も遅くなって、60



代で定年してもまだお勤めをされているという形が大部分であると思っております。その団塊時代の今度は親御さんを考えたときに、非常に家庭で、つまり、こういう背景があるから、国としても介護度3以上でなければ施設入所できないという、その裏返しをすると、在宅看護が非常にふえてきたと。このあたり、参画と協働でこれまで活躍、いろいろな方面で御尽力いただいている方々が結構、今この在宅看護に苦しんでおられると。この間、ちょっと村長ともこのあたりについて話ししたんですけど、このあたり、何か介護保険の中、または行政として支援はできないものかなという、少し質問テーマと離れるかもしんですけども、広くいえば、このあたりについても私は行政サイドで考えていかないけんことなのかなと思っておりますけども、このあたりについて、少し村長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 若い人の参加については、時間帯を考えてということも取り入れたりしておるところでありますけれども、先ほどありましたように、団塊の世代の人をこの2カ月ほど、いろんな形で出会ってみますと、非常に、御質問のように在宅介護をしていらっしゃるという状況が本当に多いなというふうに思いました。これは、介護度3以上でなければ施設に入所できないということになったんですけれども、非常に大変なことであるなというふうに思ってます。特に認知症の認定が出ても、ただ、体力があるという方などは徘徊があったり火の始末があったり、とにかく24時間目離しができないという方がかなりいらっしゃいましたので、本当に地域活動にさせていただくのいいなあと思いつつも、でも、その部分を抱えていらっしゃいますので、それはやっぱりそれ以上の無理は言えないなというふうに感じております。

介護保険は介護度3以上が施設入所だということですが、それから、従来の予防的なものは市町村のほうに、介護保険から市町村の総合事業に切り離しましたけれども、それはそれで自治体としては総合事業を、いわゆる予防の観点からしっかりと引き受けていく必要はあると思っておりますけれども、また、その気概でありますけれども、ただ、やっぱり自宅で見ている方の、介護度3以上になっていらっしゃいませんけれども、でも、これは大変な状況でありますので、本当にこの2カ月ほど、村の中、回ってみて、違う給付が何か必要ではないかなという気がしております。具体的なものを持ち合わせておりませんが、例えば単独のヘルパーの派遣事業を考えると、そうでもしないと、とてもだないが、今の団塊の世代の人の自由は親御さんの介護に追われていらっしゃる、24時間追われていらっしゃるという実態が非常に多いという気がしておりますので、おっしゃいますように、何か単独でもその辺を考えていかんと、日吉津の中の地域づくりをするためのエネルギーや意見や人の財産が村の中で発揮をしていただくこ

とはできないのではないかという懸念をしておるということを申し上げさせていただきたいと思  
います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路委員。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございます、大変前向きな御意見、考えをいただきま  
して。

本当に自治会単位でも事業をしている中で、例えば、お母さんが薬飲まんけん、山路さん、今  
から帰って、ちょっと薬飲むように説得せないけん、それから、今、昼間独居、昼間の独居で  
すね、非常に多いと。そのあたりも、福祉保健課とかいうレベルでなかなか職員で対応、何かそ  
ういうところ、自治会でも声かけ運動とかいろいろやる中ですが、何か行政支援もなければ、  
どうしても高齢化比率というのは上がっていくわけでして、そのあたりについてのやっぱり従来  
以前、平成21年どおりのこの自治基本条例の考え方で一部進まない部分もできてくるのではな  
いかなと。そのあたりについてはやっぱり根本的な、ひとつ考え方を示してほしいなというふう  
に思っております。

あと、1点目だけに時間とってもあれですけども、昨年、一昨年と、県の平井知事並びに副知  
事と話す機会がありまして、いろいろ話をさせていただいたところで、県職をもっとどんどん、  
山路さん、自治会で、地方でもっと使ってくださいという大変力強い御意見をいただいたところ  
です。

それで、ちょっと村長にお伺いしたいと。この自治基本条例、特に参画と協働の村づくりとい  
うことになると、これ、一部はやっぱりこの旗振り役の役場職員というのは重要なポジションを  
私は占めていると。帰れば各自治会なりの一員になるわけですけども、そこで、やはり、何とい  
うですかね、役場職員とプライドある旗振り役というのですか、するべきでないかなと私は思っ  
ています。そのあたりについての職員指導というのは、村長としてどう考えられているのかなとい  
うことを最後にお伺いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） おっしゃるとおりであります、日ごろ言っておりますのは、我々は、  
役場職員は、行政職員でありますけれども、例えば肩書を外すとただの人だよということ、それ  
から肩書があっても家に帰ればその住民だよということを言ってますんで、そこが不十分であ  
るとするのは、一部ですけども、その辺を感じておりますので、どう考えても住民の生活の目で  
行政を運営するというのが本当のスタイルだと思っておりますので、そのようなことを改めて指導を  
していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございます。

役場職員に限らず、皆さんがお勤めを持って、いろいろな事業なり村の事業なり地域の事業なり参加されるわけですので、役場職員だけが仕事というわけにはいかないと、その、何というですかね、線引きというですかね、考え方をやはり持つておかないと、逆に、何だいやという言い方をされかねないいうふうに思っています。

あと、2点目が、熊本地震を教訓とした訓練をとということで再質問をさせていただきます。

先般も、私、今、県の防災アドバイザーをしておりまして、会合の中で、これは他のアドバイザーの方から御意見が出たことなんですけども、自治体でやる、各市町村でやる防災訓練、イベント的要素が強くなり、実際の災害を想定したときに訓練になっていないのではないかと御意見が何名か出てきました。一例を挙げるならば、境港市で、島根原発、漏れたというときに、バスに1台、PRはすごくするんですね、避難をしたと、東部のほうに避難したと。バス1台に何人乗ったか、20人ぐらい乗ってバスで1台行ったというような。実際に、まず、バスが東部のほうまで向かっていけるのかと。それと、あとは、本当にバス1台20人で、境港市民3万人いてですよ、そんなことが果たして現実的なのかということをお県の防災担当にすごく詰め寄る場面がありましたけども、このあたりを考えると、日吉津村の防災訓練も、今、私は現実的なものとして火災を想定して、地下式水道消火栓から各自治会で、今、水も濁らないということですので、各自治会で消防団員30名近くいけば、何名かが分担して自治会でも2カ所、3カ所で放水実施訓練するというような形は、今、村長もその辺少し触れられましたけども、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 山路議員の御質問にお答えします。

先ほども村長のほうが答弁しましたように、一応、ことしの防災訓練については、自治会のほうで、連合会のほうでそういう意見もありましたので、消火栓を使って水を出すという形でしていきたいというぐあいに思っておりまして、今、10月の防災訓練に向けてこれからシナリオをつくっていきたいというぐあいに思いますので、また御協力をいただきたいと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございます。

積極的に協力して、やはり阪神・淡路、それから東日本、熊本地震、どれをとってしても地震

後の火災というのは想定されるということであれば、果たしてそのときに水道消火栓がどうなのかなという疑問は残るところですけども、やはりするべきであろうというふうに思っております。

それから、2点目の戦力となる小学生高学年等々、今、質問したところですけども、これは教育課長のほうにちょっとお伺いしたいですけども、28年度新規事業として中高生サークルの活動支援事業ということを組み立てられておりますけども、このあたりの進捗状況はどうなっておりますか。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 山路議員の御質問にお答えします。

現在、高校生に対して、選挙のPR活動に街頭のチラシ配りに参加を誘うチラシと、それから7月17日にヴィレステひえづで、ヴィレステひえづ1周年という事業で生涯学習むらづくり推進大会・図書館大会を行います。そのイベントの一部に映画会を企画したいと、そういったところで高校生を集めて、自分たちで企画をしませんか、高校生プランナーになりませんかというようなこと、それから大山青年の家である高校生の集いというようなところに参加を呼びかけてきたりということで、まず高校生の顔を、地域の方がどういった格好でこういった事業に参加していただけるのか、こちらから提案するテーマばかりではなくて、案内の中には、自分たちでこういうことがしたいんだけど、役場からの、教育委員会からの提案だけではなくて、自分たちはこういう活動がしたいなというような御意見を出していただいたり、まず、集まっていたくというところを重点として行っているとこです。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） あともう1点が、自治会における防災活動に小学校として参加することについて、同じく教育課長、その辺の見解についてはどう思っておられますか。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 数年前から、山路議員からの御質問もあったり、それから今吉の井藤議員からの御質問もあったりして、学校として地域の防災活動に積極的に参加しなさいと、学校では学校での避難の訓練をします。その後、学校だけで被災をするわけではないので、登下校のことや家庭にいたときの防災の考え、特に地域でどうしたらいいのかと、避難場所はどこかということや家族で話し合うということでもありますし、地域でそういった活動があるときには積極的に参加をして、自分たちも地域の一員だよという自覚を持つような指導をしています。これは小学校も中学校も行っておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございます。

もう少し、私、小学校単位じゃなくて地域で、いつも言ってることなんですけども、地域に入ると、今度は地域の役員、自治会長さんなり防災担当なりがいるわけで、その下で、どうこの子供たちが活躍というのですか、動けるかというのが一番大切なところで、小学校の先生の指示でというわけに今度はならないわけですね。そのあたりをやはり私は、ひとつ教育委員会としても頭を切りかえて、いや、小学校でやってる、小学校でやってると、地域は自主的にというだなくて、小学校の先生も、子供の命にかかわることなんで、やはり自治会にも、それが小学校の先生も自治会まで出るということはどうか、ちょっと私もその辺の見解までわかりませんが、やはり命にかかわることであれば、もう少し一步踏み込むべきでないかなというふうに思っております。同じ答弁なんで、一言つけ加えたいと思います。

今度は、中高生のサークル活動支援事業について、今、多分、教育課長はそういう答弁されると思ったんですけど、私は、それでは中高生、こういう事業を組まれても、私であったら集まらない。明確な、やっぱりこのサークルの目的というのがないと人は動かないと私、思います。その明確は何かというと、やはりDVDなり撮って、東日本の大震災、それから熊本の地震の、ああいう中高生が炊き出しとか家の片づけとかやっている姿をDVDで流して、何をするかいったら、どうかしたら、若者の災害支援の必要性はなんていうことで講演をしてもらったり、あんたやちも大事な立場なんだよということをもう少し訴えないと、こういう何か、何というか、ありきたり的なテーマでは人は動かんじゃないかなというふうに思います。ぜひ参考にしてほしいなというふうに思います。何かその辺、見解がありましたら、教育課長、お聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 先ほどの村長の答弁にもありました防災訓練の中で、村のシナリオの中でもここら辺の小・中・高のかかわりを考えたいということですので、そういうところで教育委員会からもお話をしていきたいということで考えています。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 今、東京の舛添知事の問題もすごく皆さんが興味を持ってることなんだけど、時期的には熊本の大地震のこういうこともすごく今、皆さんの関心のあるときなんで、こういうときにこそ中高生にもどんどんこういうアピールというか、みんなの力が必要なんだということで、こういうサークル、一つはそういうこともありますよという呼びかけをしないと、なかなか私は人は集まらないという、幾ら高校生、中学生であっても、そうはなかなか一つの明確な目的がないと人は集まらないというふうに思っております。

そうしますと、時間も大分押し迫ってまいりましたので、3点目の健康医療情報による出前講

座をとということで、大変、国民健康保険法の一部改正に伴いということで、この間、国保の運営協議会で初めて、保険法改正に伴い鳥取県下における日吉津村がどういう状況にあるかということの、こういう冊子というのですか、1枚物をいただいて、国保の男性の喫煙率30.7%は県内で1番ですとか、こういう一覧が出ると非常に興味を持って、空腹時血糖値、これはワーストワンなんていうのが出ると、非常に日吉津村の健康の状況というのが一目瞭然というのですか、よくわかるなと思ってます。

ただ、これが役場の一部職員、議会の一部職員でわかっててもどうしようもないと。私も、この間の委員会でも、これ、出前講座せんと、何か村報の中に織り込んで何も意味がないよということを述べたところですけども、改めてこのあたり、日程的な今、少し考えてますということですけども、いつぐらいから、こういう資料ができておれば、ただ、村長、どうでしょう。これだけのテーマで7自治会に人集めできますか。そのあたりも少し、福祉保健課長、あなたはそういう人集めにはテクニックはあるから、村長いわずに、ちょっと福祉保健課長、こういういいものが出てても、7自治会、集まってもらったら3人しか集まらなかった、それじゃあいけないですか。そこはどう考えてます。今、村長、秋程度から出前講座出たいという考えはあるんだけど、出たはいいんだけど、二、三人じゃいけないですか。その辺のところを我々も議会としていろんな他町村に出て、その関心を高めて、いかにこういう会議に多く出てもらおうかということ視察するわけですけども、福祉保健課長としてはこの人集め、どう考えておられます。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 山路議員の御質問にお答えいたします。

まず、時期のことなんですが、先ほど村長が答弁しましたように、データヘルス計画を秋ぐらいままでに作成する予定ですので、それを受けて、秋ぐらから各自治会のほうに出かけさせていただく予定にしております。また、その日程につきましては、各自治会の皆さんと御相談をしていきながら日程を決めてまいりたいと思っております。

それで、先ほどおっしゃいました、この結果だけを説明するというだけでは、なかなか人集め、難しいと思います。その中で、来ていただいた方に簡単な健康チェックをさせていただいたり、大学の先生に来ていただいて、じゃあ、この結果に対してどういうことをしていけばいいんだというような講義もさせていただいたり、それから村としてどういう対策をしていただきたいというようなお願い、報告をするというような、いろんなメニューを考えまして、皆さんに興味を持っていただく、関心を持っていただく、行ってみたいなというような気持ちになっていただくような会にしていきたいなというふうに思っております。絶対3人ということではしたくないし、も

っとたくさん人を集めて、来ていただいて、せっかくやる事業を有意義なものにしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございます。ぜひ私も参加しますので、最低1人はいますので。

私、これもずっといろいろ考えて、今、自治会で、福祉保健課長、大体7自治会で住民がどういうことに興味を持っておられるか、まず、わかっていますか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） やはり住民生活に密着した部分、具体的にはごみの部分ですとか、やはり健康の部分はその一部に入らないうふうなふうに考えております。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） さすが福祉保健課長です。ごみです。この間の4月の総会、住民課から担当職員に自治会まで出向いてもらって、いろいろなごみの分別のあり方とか現状とか述べていただいた。皆さん、興味持って、それからわからないことをいろいろ質問されるし、時には、ちょっと頭に血が上って発言されるような方もいるぐらいいいことで、私、この医療だけじゃなくて、ごみ問題とセットぐらいにして出られたら、結構、参加者、興味持って出られる方、多いじゃないかなというふうに思っております。ぜひこの辺を、具体的に意見を求められたら幾らでも私、意見述べたいと思いますけど、参加者が多くなる。例えばこれまで議会としても視察した隠岐郡の海士町なんか、これ、うちでいう第1と第2の会議室合わせたようなところがいっぱいになるそうです。なぜ医療の健康づくりの講演会とかそういうところに人がいっぱい集まるかという裏づけは、海士町は結局、重症になると、ヘリか何かに乗って境港、済生会病院まで行かないけん。そうすると、家族と離れないけんやになると。すごく家族にも心配かける、迷惑かける。そういう、まず、ベースがあって、ああ、自分の健康は自分で守って、あんま家族に迷惑かけんやにせないけんやということがあると。私も、3回行ったんかな、海士町に。山内町長とも、向こうの、いろいろお話しさせていただいて、ああ、やっぱりいいところを表に出して、そういう人が集まる体制を組んでおられるなというのを実感したところですけども、ぜひそのあたりを考えてやってほしいというふうに思います。

あと、もう1点が、28年度新規事業ですね、御当地体操というのが、福祉保健課長、この間、ちょっと私も、これ、どげになっちゃうか、予算組んで、28年度、何だい、これ、行方不明になってしまっちゃうへんかいなど。テレビで流して、日吉津村版のラジオ体操っていうですかね、

いうのをやるという当初予算、出たと思うんですけども、このあたり、現状どうなってるんですか。健康づくり、健康づくりと言いながら、こういう具体的なものが一歩進んでいるのかなと心配しますが、どうなってます。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 山路議員の御質問にお答えします。

先日の保健委員会でもこの御当地体操という計画をお話しさせていただいておりますが、実際のところ、まだ具体的に取り組みが進んでおりませんので、早急に進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 今、6月ですか。早急ということは、9月議会には具体的なものがうたえるということですか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） なるべくそれに間に合うように進めてまいりたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） これ、例えばどこに、何かの間は社会福祉協議会で専門的な方がいるんで、そういう方に頼んでしようかというような意見も出たところだったんですけど、例えば以前にスポーツ指導員としてチューリップマラソンなんかの、朝、体操しますが、あれにストレッチ体操を取り組んだ。これは完全に、何というんですかね、1枚物をつくって、わかりやすく、ストレッチはどういうところに気をつけてやらないけんとかいうことで、一連のストレッチをするシステムをつくったんですけど、何かやっぱりこれも、何でも餅屋は餅屋で、社会福祉協議会で体操される方がいるからその人じゃなくて、一回、県のそうした担当課のほうとでも話して、やっぱり少し具体的なところをやられたらどうでしょう。ちょっとそのあたり聞かせてください。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 山路議員の御質問にお答えします。

社協との連携というようにお話もさせていただいております。その中で、今、山路議員の御提案もいただきました、具体的な御提案もいただきましたので、その意見も参考にさせていただきながら進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ぜひ私も、福祉保健課長、この間、ノルディックウォークも、多



分、課長がノルディックウオークの一緒に歩いたというのは初めてだないかなと思うんですけども、すごく積極的な福祉保健課長であると。以前の課長が積極的でなかったとは一言も言ってませんので、高田課長も福祉保健課長時代、一生懸命やられたんですけども、私もびっくりしたところで、ぜひそういう前向き思考で、この間も保健委員会で言ったんですけど、例えば糖尿病予防の料理講習にでも村長がちょこっとのぞかれると、私も気合いが入りますが、包丁入れるね。福祉保健課長も、やっぱりそういうところにちょこっと顔出す。出張して、いなかったときはいけんけど。担当職員がヴィレステで、調理場で何かやっていると、トレセンで何かやっているとちょっと顔出して、頑張っちゃうとかやるということは、私は、この間、ほんに手を切りかけましたけんね。村長は、さっとのぞかれたんで、いや、まことにそういうところが大事なところだないかなというふうに思ってますので、ひとつ、そういうところに心がけてやってほしいなというふうに思います。

以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋井 満義君） 以上で山路議員の一般質問を終わります。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございました。

.....

○議長（橋井 満義君） 次、通告2番、議席番号9番、松田悦郎議員の一般質問を許します。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 9番、松田です。

初めに、今、世の中では、熊本地震のことや参議院選挙、さらには東京都知事の問題で大きく揺れ動いておりますけども、特に熊本地震で被害に遭われました皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

きょうは、ちょっと視点を変えまして、TPP問題と地方創生について質問をしたいと思います。

最初に、TPPの考えと対応について伺いたと思います。

日本は、環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPPに関し、オーストラリア、カナダ、アメリカなどの11カ国と交渉に参加し、27年10月に大筋合意を見たところであります。TPPは、21世紀のアジア、太平洋に自由で公正な一つの経済圏を構築する挑戦的な試みであると言われ、世界のGDPの約4割、3,100兆円というかつてない規模の経済連携や、人口8億人という巨大市場があります。関税の削減、撤廃だけでなく、サービス自由化を進め、さらには知的財産など幅広い分野で新しいルールを構築するもので、この地域の成長戦略の切り札となる

ものであると言われております。一方で、大筋合意以降、国民、地方公共団体、関係団体などから懸念、不安の声が寄せられていることも事実であります。

しかし、日本がTPPへの不参加となれば、日本がみずから蚊帳の外に置くことになり、幾つかからの国から、日本はほかの国々と共通の価値や歴史認識を共有していないとの批判をさらにされやすくなると思います。今後は、合意内容を丁寧に説明するよりも、TPPの影響に関する国政の不安を払拭する必要があります。国の動向を見ますと、ことしの秋以降から来年の年度初めには何らかの答えが出るのではないかと注目しております。

私は、消費者の立場で言えば早く批准をしてほしいという思いもありますが、そこで、この問題は本村も含めて極めて大きな課題でありますので、村民に対し、TPPの長所や短所、必要か必要でないかなど、優しく説明していただき、行政の立場も話すべきだと思いますが、見解を伺います。

次に、地方創生総合戦略の進捗状況について質問をします。

地方創生とは、人口減や雇用減に苦しむ地方自治体の活性化を目指すことによって、26年9月に、人口減や少子高齢化などに取り組むまち・ひと・しごと創生本部が設置されたところがあります。類似するものには、竹下登内閣時代のふるさと創生事業などがあります。日吉津村では全国に先駆けて、日吉津村を初め鳥取県が最速に子育て支援策の充実と人口をふやす取り組みに傾注していました。その後27年6月を皮切りに地方創生村民集会が数回実施され、村民から多くの意見が出されたところでもあります。その後、日吉津村地方創生総合戦略資料が27年9月号として配布されました。その内容は、村民から多くの意見を集約しながら、スローガンは「住むなら日吉津！子育てなら日吉津！！～待機児童ゼロ～」を掲げたものであり、内容は、国の人口システムのRESASから参考とした人口ビジョンと総合戦略から成っております。この地方創生総合戦略は簡単にできると思っておりましたけども、村民集会の中で感じたことですが、非常に難しく、簡単にはできないなということがわかったところでもあります。その後、急に1億総活躍社会事業が始まりまして、強い経済、子育て支援、安心につながる社会保障とあわせ、緊急に実施すべき対策を踏まえた先駆的な取り組みを実施することになったようでもあります。各地方団体は、その取り組みを実施するために国からの加速化交付金の交付申請に働きかけるわけですが、日吉津村としてはそれぞれの総合戦略の事業や地域の仕事創生に重点を置きながら、1億総活躍社会の緊急対策にも資する効果の高い分野で、その実現のためにさまざまな御苦労があったというふうに聞いております。しかし、こうした支援策は、下手をすると従来型の単なるばらまきや箱物行政に終わる可能性もあります。最も大事なことはお金ではなく知恵の部分とな

りますから、より成果が得られるのかどうかは、地方自治体がどれだけ主体性を発揮できるかにかかっております。

そこで、村民集会から約1年が経過する中で、さまざまな取り組みが行われたようではありますが、その総合戦略の進捗状況を伺います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 松田議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、TPPの考えと対応についてということでの質問にお答えをいたします。

TPPのルールは主に2つあるということで、一つは関税をなくすこと、もう一つは、国ごとに異なる貿易のルールなどを統一することによって、加盟国の人、物、サービスの行き来をもっと自由にするという2つの目的があります。日本は、平成25年の7月に正式参加を決めまして、昨年10月に大筋合意をしたところでありまして。これによって、5年程度をめどに段階的に関税が撤廃されることが決まっております。世界のGDPの4割を占める巨大経済圏の誕生であります。この貿易のルールがスタンダード、いわゆる標準的なものになることが期待をされておりますけれども、大筋合意の内容は、重要農産物と位置づけ、関税維持を目指しておりました米については、関税を維持した上で、日本がアメリカ、オーストラリア向けに無関税輸入枠を設定したということでありまして。また、外国の農産物が安く輸入されることで、日本国内の農家が打撃を受ける可能性が非常に前に出ているということでありまして。

一方、日本が撤廃を求めておりました米国向けの自動車関税は、今の2.5%を15年目から段階的に削減し、25年目に撤廃すると、ちょっと先の長い話、15年目でよかっただかいな、という先の長い話のようでありまして。今回の交渉で最も難航した医薬品のデータ保護期間をめぐっては、実質8年ということで合意がされております。日本は、現行の保護期間が8年で、大きな変化はありません。以上のように、関税及び非関税障壁を撤廃または削減することで、あわせて農産物の関税及びその他の制限的な政策を撤廃または削減することに合意をしております。

そこで、長所と短所ということについてですが、輸入、輸出企業及び生産者、消費者にとっての立場では、長所になったり短所にもなったりするわけでありまして。特に日本の立場での参加をする際のメリットということでは、関税の撤廃により、肉、野菜、果物、乳製品などの輸入食品が安くなる。関税の引き下げにより貿易の自由化が進み、日本製品の輸出額が増大する。貿易障壁の撤廃によって、大手製造業にとっては企業内貿易が効率化し、利益がふえる。鎖国状態から脱し、グローバル化を加速させることによって、GDPが10年間で2.7兆円増加するという見積もりが出されております。

反面、デメリットでは、海外の安価な商品が流入することによってデフレを引き起こす可能性がある。関税の撤廃により米国などから安い農産物が流入され、日本の農業に大きなダメージを与える。食品添加物、遺伝子組み換え食品、残留農薬などの規制緩和により食の安全が脅かされるかもしれない。医療保険の自由化、混合診療の解禁により国保制度の圧迫や医療格差が広がるかもしれない。I S D条項、海外での起業を、いわゆる会社を起こす……。これだかいな、会社を起こすいうだかいな、起業だないかや、起業でいいだか。起業、いわゆる会社を起こす、起業を保護するために日本国民と同様の権利を相手国の国民や事業者である企業に対しても保護、保障することが適用されるというものであります。これは、厳しいところもあります。これによって、海外の当該企業、投資家が損失、不利益をこうむった場合、日本の国内法を無視して、世界銀行傘下の国際投資紛争解決センターに提訴することが可能となります。

なお、アメリカ議会が批准しなければ、現在の合意内容は実施できないと。大統領選挙にかかった後の話であります。アメリカの動きも気になりになるところであります。

そこで、本村におきましては、少なからずとも生産活動ということでは、農業に影響が出ると思われます。いずれにしましても、農業ということでは、農地が持つ多面的な機能を維持し続けることのできる強い農業であったり農家にしていく施策が必要かと思えます。

それから、医療保険制度は、やっぱり日本の医療保険制度は、これは自由診療などが導入されることによって今の国民皆保険制度が崩れるようなことにはならないというふうに考えておりますので、これは自治体として政府にしっかりと意見をしていく必要があるというふうに思っております。

そういう意味では、このTPPの批准ということでは、生産においたり、それから生活面においたり、プラスやマイナスが出ますけども、地域の住民の皆さんにとって必要なものを今申し上げましたし、それは制度として守っていかなければならないものもあるというふうに言ったところでありますので、その批准の内容によっては、地域の自治体の、村民の生活、生産活動をどんなふうに支援をしていくのか、支えていくのかということは、具体的な国の対応に従って、自治体としての施策を展開していく必要があるというふうに思っています。

それから、2点目の地方創生総合戦略の進捗状況はという質問でありますけれども、質問のように、昨年9月に日吉津村地方創生総合戦略を策定しましたが、昨年度はK P I、いわゆる重要業績評価指標の到達を目指して、新築住宅建設借入利息助成事業や小規模保育施設支援事業、日吉津村の魅力発信事業等を実施してきたところであります。

進捗状況ですが、移住・定住支援では、新築住宅建築における借入利息の助成が年間5件の目

標に対し6件という実績であります。戸建て住宅が年間10件の目標に対して11件だということで、一応目標は達成したという形であります。

子育て支援の充実は、平成28年4月1日から医療費助成の対象年齢を15歳から18歳に引き上げましたし、待機児童ゼロを維持しておるところであります。

情報発信では、中海テレビのCMやガイドブック、ホームページなどを活用するとともに、西部9市町村の連携事業としてパンフレット2,750部、都市部へ配布し、村の魅力を発信をしたという内容であります。ホームページのアクセス数は16%でございまして、目標の2割には届いていないということですが、まあまあ順調かなというところであります。

全体的に目標に近い事業の進みぐあいですが、中には、まだまだ推進しなければならない事業もありますので、今後、本村で実施しました総合戦略の事業につきましては、総合戦略策定時に開催しました地方創生推進会議で十分検証をいただき、9月議会で報告をさせていただくという予定であります。

また、県の地方創生総合戦略の審査についてですが、私も出席をいたしました鳥取創生チーム拡大会議の場で検証が行われたところでもあります。188項目中、達成が1項目、順調が173項目、ややおけているが13項目と、ほぼ順調に進められているようであります。現在開催されております県議会定例会で報告される予定のようであります。あわせて、その結果につきましては県議会閉会後に公表される予定だということでもあります。

それから、質問の中でありました加速化交付金の動向についてでありますけれども、残念ながらありますけれども、新聞報道では、計画力が弱いところはどうも加速化交付金の基準を、交付の内容をクリアできそうにもないというようなことが新聞報道をされたところでもありますけれども、今回、補正予算で加速化交付金の中では働きやすい職場づくり事業を、セミナーや講演会を展開するということで補正予算をしたところでもありますので、これは、先週だったかいな……（「9日です」と呼ぶ者あり）9日か、9日に、どうもうちの加速化交付金の内容が国のほうに十分に理解をしていただけたところに至っていないという情報がございましたので、地元の国会議員にコンタクトを内閣府のほうにとっていただいて、職員に内閣府に直接出向かせて、内閣府の参事官と直接議論をして、この方向ならいいだろうというようなところを内諾いただいたということで帰ってきておりますので、一時はこの補正予算が、多少心配をしましたがけれども、まだ交付決定の段階には至っておりませんが、この17日が加速化交付金の申込期限だということになっておるようでもありますので、内閣府と議論をした内容に今の我が村の計画を加えて、書き加えてといいますか、議論した内容に沿って、17日までに……。提出したんだな。提出をしております。

ますので、何とかことしの加速化交付金はめどが立つのではないかというふうなことであります。最終結果ではありませんけれども、そのような状況になるということを申し上げて、松田議員の一般質問に対するお答えとさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 最初に、TPPから追加質問ということでさせていただきますが、先ほどは村長のほうから述べにくいだらうというようなことや、細かく内容について説明していただきました。あちこちの地方自治体の長に対してこの手の質問が飛んだ内容では、非常に首長も言いにくいことがあったんだらうという答弁が結構あったので、きょうも、村長もこのことに関しては大変だらうなど、いろんなしがらみがあって大変だらうなど思いつつ質問したわけですので、ひとつ御了承願いたいと思います。

それから、このTPPは、今言ったように国が責任を持って決めていくことなんで、地方自治体が解決できる立場ではないというふうに承知しておりますけども、その中で、いろいろと調べてみますと、農業が主な産業の地方議会の中の一般質問で、農業の方向性などについて多くの反対意見が出されております。それからTPPそのものに対しても多くの反対意見が出ておりました。それに引きかえ、TPPについての賛成意見や消費者の立場からの意見は非常に少数でありました。

しかし、このTPPの関係でマスコミが世論調査をした結果がこの間出てまして、見ましたら、このたびのTPPの賛成の方で、2014年には52%であったんです。それから2015年、次の年には58%まで上がってるというようなことが載っております。これは、内容は細かく分析してないんですけども、これ、ちょっと地方議会のほうでは反対意見が多い中で、一般の方は賛成の方が多いというようなことです。ただ、2016年、最近のデータはまだわかっておりませんので、ちょっとこれ、わかりませんが。

そこで、仮にTPPが実施されましたら、国のほうでは夢と希望を持てる農政新時代の創造に努めるというようなことや、最適な生産配分、立地戦略の実現が促進されることや、中小企業に対してメリットがあるよというようなことを国のほうでは、言っておりますが、村として、このようなことに対して、先ほど村長の答弁にもいろいろあったんですが、再度これについてどのように思われるのか、ちょっと言いにくいかもしれませんが、できる限りお願いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 米どころの大規模農家の存在する地域は、これは大変かなという気がし

ておりますので、業として成り立たせようとする、それは非常に厳しいもんがあるかなという気がしてます。おととしかな、日本の国内産の米の販売価格が1万2,000円から、国の補助金、民主党時代だったでしょうか、補助金出したら米が60キロ1万円になったということがありましたので、大規模に生産を効率化をしながら水稲作を、米をつくっていらっしゃる企業は、これは大変だなという気がしております。

我が村はそうかという、決してそうではありません。米で生計を立てていらっしゃる場所はないということになります。この近辺で大規模で農業をいらっしゃる方は、米だけでは農業が成り立たない。企業化されても、米だけでは農業が成り立たないと。それには、さらにネギをつくるということで複合的にやって、従業員を雇いながらでも何とか農業ができておるというのが実態だと思っております。米のことに関しては……。30年度だった、自分で生産量を決める。30年度から生産者が国内の米の生産量を推計しながら、自分で米を何ぼつくるかということを決めるということになります。これまでは、国が、これだけ米をつくりなさい、あとは米つくっちゃいけませんよということで、大方半分は米をつくっちゃいけんよという今の水田の実態になっておると思います。けれども、そういう意味では、専業が我が村はありませんという言い方を言い切るわけでありませけれども、若い人がこれから、今、8人ほど農業をやっていくということとありますので、それらの若い人はしっかりと支えていかなければならないということと、農地をどうやって維持をして次の世代に引き継いでいくのかということでは、これは、農家の皆さんは土地を持っておられるということではその農地を維持していく責任もあるというふうに思っていますし、でも、農家の皆さんだけの責任にしてはならないと。やっぱり地域として農地をどうやって維持し、持続させていくのかということと考えていかなければならないというふうに思っていますので、そこら辺はしっかりと行政として村民の皆さんに理解のいただける支援を、支えを、特に若い人を支え、若い人をつくり上げていくと、農業でやっていくということを計画されておる農家の皆さんにはしっかりと、農業をされる若い人はしっかりと支えていかなければならないというふうに思っています。

それから、食品の安全性ということでは、日吉津にありますアスパルあたりを見てみると、野菜あたりはやっぱり地元のものでしっかりと売ってますので、そういうものをしっかりおつくりいただければ我が村の農業の維持はできていくのではないかとこのように思いますし、米生産においても、このごろの県内の道の駅の米を見ますと5キロが2,500円とかいう値段がついてますので、換算しますと60キロが3万円の米になってますので、大概そんな値段です、この辺の水の冷涼な、空気の冷涼なところでとれた米は60キロに換算すると3万円の値段がついてま

すので、やっぱりそういう知恵を出しながら米生産もしていく必要があるかなというふうに思っていますので、そういう意味では、TPPの導入いかにあっても、我が村としてやっていかなければならないことはある程度はっきりしておるなということと、先ほども1回目の答弁で申し上げましたが、医療保険制度だけは、これはしっかりと守っていかなければならないというふうに思っています。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 時間がなくなりましたので、ちょっと中を飛ばして。このTPPに関して、私が農業関係について申し述べるということは非常に不謹慎であるかもしれないですけども、現実に農家の現状だけをマスコミが大きく取り上げておる現状でありますけれども、1993年の、23年前ですけども、日本中が米不足になったということがあったと思いますけども、そのときにはタイ米や中国米などが輸入されて、一時的にですけども、国民は食べておりました。それ以降、日本人は食生活や食料品に対しての安全に対して非常に神経質といいますか、慎重になってきた時代がそこからかなと思っております。農業関係につきましては、ここの辺のところが一番重要ではないのかなというように思っております。これをちょっと23年前のことわかってもらおうかなと思って話したんですが、今、アメリカ大統領の選挙が終わるところから年度末までごろには何らかの方向が出ると言いましたけども、私は、消費者の立場から、それとさまざまな立場から、物が安く入るなどのTPPにはぜひ進めていってほしいなと思っております。このTPPの関係の質問は終わらせていただきます。

次に、地方創生の関係ですが、この中で、この間の福祉保健課長にちょっと聞きたいんですが、この総合戦略の大きな柱として、ことしの補正予算の中でワーク・ライフ・バランスというのが出てまいりました。私も、子育てに関するニュースをいろいろとあちこちで見えておりましたら、ただ、その中で、母子保健手帳というのは世界で相当な評価を受けてるということをまず述べまして、その後に、今、全国的に話題沸騰中なんですが、電子母子健康手帳というものが出てるようで、これは千葉県の方からどうも出たようなんですが、ちょっとこの辺ははっきりしないんですが、ただ、今、全国的にこれがはやってきておると、人気上昇中だということで、何でこの人気なのかということは、今、これ知っておられますかという質問しようと思ったんですけども、どうも今見ておるとわからないようなんですが。これ、災害なんかで例えば行政のあれが全部吹っ飛んでも、その電子手帳持っておれば全部残っておるとか、これが一番災害に強いというのが一番メリットなんですが、子供の生年月日を入れとけば、全て行政の方からあらゆる情報がその電子手帳に向けて入ってくるだとか、さまざまな子育てに関するものが、これは行政と本人と



のつながりの手帳なんですけども、だけん、行政がやらんって言ったらもうどうしようもないですけども、行政と地域のそういう母親との連携を保つ意味で、今、電子母子健康手帳ですか、こういうのを日吉津村としても取り入れるべきなのかどうなのか、ちょっと考えをお聞きしたいなと思っております。お願いします。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松田議員の御質問にお答えします。

大変恐縮ですけれども、その電子母子保健手帳というものの存在を私、ちょっと存じ上げておりませんで、何とも今の段階では申し上げられませんが、それをもうちょっと調べまして、その辺の今後の対応を考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） きのう、3人目の子供さんが8週を迎えられたというお母さんが来ていらっしゃいました。保健師が対応したのが40分ぐらいかかってました。近くにおりませんので中身はわかりませんが、結構、保健師とお母さんとやりとりをしてましたので、電子母子健康手帳の導入の可否は別にして、やっぱり窓口で40分から、それも3人目ですからね、ですから、2人目も既に経験をしてらっしゃるんですけども、3人目のお子さんの妊娠届に対して、保健師がそれだけ時間をかけてお互い、母親と、やっぱり3人目といえども、今度、3人目は3人目なりの悩みや御相談事もあるようでして、それだけの時間をかけてやりましたので、それは3人目ということは実は僕は知りませんが、後で、あの方はどんな相談だったのかということを知ったら、3人目だということだったので、あっ、やっぱりそれだけの時間は必要なかなというふうに思って、この体制はなかなかよそではできんな、うちの小さいところならではの所作かなというふうに思ったところでありますので、そのようなことを補足をさせていただいて、電子母子健康手帳については、また課長のほうが検討をすると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） この地方創生事業の中でちょっとお聞きしたいんですが、いろいろ見てみますと、ネットを見てみますと、村長にですが、近隣市町村でこの加速化交付金なども含めて結構激しい競争が起きるとというようなことがあって、どうもこれ、全国的に起こっておるようでして、自治体がいろいろ説得しながらとか関係調整をやっとるんですけども、この辺での市町村の関係は、その辺は心配なかったですかいね。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 地方創生の中で、子育て競争をどこまでやるのかという議論がありますので、でも、それは自治体の体力に応じたもので、5年過ぎても、さらにそれから先、地方創生、とりあえず5年ですので、自治体の体力に応じてできる内容のものにしておくことが必要だということの前提がありますけれども、国の方向として前提がありますけれども、でも、おっしゃるように、今これだけの少子化になってしまったので、子育ては国の責任ですべきだという意見がそれぞれの首長さんの中にはあります、私もそうですが。でも、そこで、施策をよそと比較して見劣りをするものにしてしまうと、そこは負けてしまうなということで、できるだけことはしていかなければならないというふうに思ってますし、そういう意味では、県もある程度町村のバランスがとれる、町村ができるような手助けの助成も組んでいただいておりますので、例えば医療費の助成とか第3子の無料化の、県も負担があるというようなことも考えると、県も一定の配慮をしていただいておりますので、ある程度のことは県内としては、県内ではやりやすいのかなということと、特に中山間の子供さんが少ないところあたりは、またうちと内容が違う質の濃いといえますか、うちげとは違う質の濃いさ、うちげではやることのできない、また質の濃いさの子育てをしていらっしゃるというのが実態かなというところで、とりあえずはバランスがとれておるかなというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 時間が来ましたので、質問の内容が非常に余ったんですけども、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（橋井 満義君） ここで暫時休憩に入ります。再開は11時より再開をいたします。

午前10時45分休憩

午前11時00分再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

通告3番、議席番号2番、景山重信議員の一般質問を許します。

景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 2番、景山です。きょうは3点、当初予算の執行、広報はということと、2番目に畑の有効利用について、3番目に九州大震災後に日吉津村はどうしたらいいかということで質問させていただきます。

3月当初予算の予算審査、また議案質疑で、地産地消の5%補助の件、私は答弁がなされてないと思っております。広く農家に広報されてもおりません。これが当初予算と思えますか。本当に中身といたしましては、地産地消の店への出荷が50万円未満の生産者へ、生きがいを含めて5%の奨励金を支給するとありました。アスパルは16%の手数料がかかるので、5%分を減じてあげるのみの回答であったと思っております。その後、3月28日、5月31日の再生協幹事会または総会でも、村の方針を明らかにしろとあったと思えます。いつ説明をし、農家に広報するのか、また、当初予算の基本的な考え方を問うてみたいと思えます。

2番目に、畑の有効利用、活用について。言うまでもなく、農家の高齢化、後継者不足が顕著です。特に畑は収益率が悪く、維持管理が難しい状態です。何とかしなければと私が思いついたことが、カンゾウという薬草栽培であります。主要産地は中国北東部から中央アジア、南ヨーロッパの乾燥地帯とあります。日吉津の畑地に最適ではないかと思えます。数日後の4月14日、日本海新聞には、100%輸入の生薬、麻黄を弓ヶ浜半島で試験栽培を始めるとありました。これは、米子市の耕作放棄地は142ヘクタールで、弓ヶ浜半島で特に目立っております。憂慮した市の職員3人が半年がかりで麻黄栽培の事業を練り、市長に提言をし、国内の生産拠点となる可能性を鳥取大学医学部と共同で探って、農家収益の向上や耕作放棄地の解消を狙ったものであります。全国的には一部であって、100%輸入の薬草栽培です。荒廃地解消と安定収入を得たいとの根本があると思えます。後日、事業主体はJAと発表されました。

カンゾウに話を戻します。カンゾウを年々作付反別をふやして、栽培管理、肥料設計も含めて研究、勉強してみたい。ただ、最終的には行政の力添えが必要となります。事業主体は個人ではなれないので、認定農業者の資格をクリアする実績を積み上げたい。同じ国レベルでは予算措置がなされております。生産者支援も盛り込んであります。行政として具体的協力、支援は何ができるのですか、お願いしたいと思えます。

3番目に、4月、九州、熊本地方を中心に大地震が発生をし、多くの犠牲者があり、家屋、道路等、想像を絶する状態で、今現在も多数の人が避難所生活を強いられております。前回、質問をさせていただいておるときのことを思い出してください。西部地震のときにはいち早くイオン日吉津店が開店になり、物資には不自由はなかったと答弁がありました。村に熊本地震級の地震等災害が発生したら、万が一のことを考えたら、現状の村備蓄で十分であろうか。当然3日間過ぎせる物資は確保した上に、どうすべきなのか、問題であります。私は、村として考えてほしいと思えます。役場だけではなく、自治会も含めて、各避難所での非常物資の確保が必要ではないかと思えます。問うてみたいと思えます。終わります。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 景山議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、当初予算の執行はということでございますが、地産地消の店に50万円未満の出荷者に対して5%の奨励金の内容の説明がないということで、当初予算策定のときの基本的な考え方を問うということでございますが、御案内のように、地方創生総合戦略を昨年9月に策定しております。その中で、小さな農支援事業を組み立てをして、遊休農地対策、生きがい対策の面から、直売所を利用される方の小さな農業を支援する施策であります。その内容は、直売施設における販売金額50万円未満の農家の販売額の5%を交付するものであります。農地での作物栽培をしていただいて、その農産物を直売所に出すことによって生きがい対策にもなるでしょうし、農作業をすることにより運動量もふえて、結果として元気な暮らし、健康寿命の延伸につながると考えて取り組むこととした事業であります。

なお、販売金額の確認方法は、対象となる販売期間などの詳細につきまして、現在、JAと協議中で、早急にお示しをしたいというふうに思います。

2点目の畑の有効利用についての御質問にお答えをいたします。

日吉津村では、遊休農地の解消に向けて農業委員会、地域農業再生協議会を中心に年1回の農地の利用状況調査を行っております。そして、この結果をもとに荒廃農用地の土地所有者の方に農地の利用意向調査を行って、平成26年度からは農地中間管理事業の推進にも貢献をしているところでありますが、その結果、農業委員会の活動や野菜栽培グループによる栽培面積の拡大、新規就農者の営農等によって、平成20年に約11ヘクタールありました荒廃農用地は、平成24年で9ヘクタール、平成27年では6ヘクタールまで減少をしております。

日吉津村では、荒廃農用地の解消対策として、荒廃した農地を再び農地として利用できるようにするための復田化研修をことしの3月に鳥取県農業農村担い手育成機構と県とともに実施をしたところであります。農地は、既に荒廃してしまったものについて耕作できるようにするためには多額の費用がかかるわけございまして、この復田化研修は、農家が所有していらっしゃる農業機械を利用して荒廃地を解消をさせるという内容のもので、費用的にも、いわゆる自前の機械でやるということでございますので、今後はこの手法を取り入れて、農地として利用できるような取り組みをしていくということで考えております。

また、本年は、担い手育成機構と日吉津村との懇談会を、県農林局、農業委員会、普及所、JAを含めて行ったところであります。これも、ある面でのモデルになるかと取り組んでおります。そして、昨年実施しました新規就農者と語る会を本年度も行うに当たって、各農家の営農計画等

を関係機関と合同して聞き取ることによって、各機関がお互いに新規就農者をサポートしていく体制をつくり上げて、営農の継続、拡大ができるようにしていきたいというふうに考えております。

また、26年度から始まりました担い手への農地集積・集約化を加速するための制度でございます農地中間管理事業、また、日本型直接支払制度の中の農地、農道、水路の維持管理に対して交付される多面的機能支払いにつきましても、実行組合等に対して働きかけを行い、将来的に取り組み面積が拡大されていくことによって、農家の方への負担を軽減できるように引き続き必要な支援を行ってまいり、荒廃農用地を少なくすることとともに、次の担い手を育成し、畑地等の有効利用を推進していく所存であります。

質問の中で米子市の麻黄の話もありましたが、カンゾウを栽培されるという話はどこかで聞きましたけれども、一般質問ではカンゾウをつくるので行政支援をどう考えるのかということでの事前の質問をいただいておりますので、回答の準備ができておりませんが、カンゾウ栽培なるものがどういうものをこれから景山議員に聞きながら、さらには独自で調査をしながら判断をしていく必要があるかなというふうに考えておりますので、有効な畑地の利用に資するという考えでの御発言であると、質問であるというふうに考えておりますので、これからの検討材料であります。

それから、3点目の熊本地震を教訓にした備えをとということですが、最初の各避難所に非常用物資の確保についてであります。現在、本村が非常用備蓄を行っているところは役場と保育所の2カ所でございます。保管場所の確保の問題や、各避難所に備蓄した場合には消費期限を過ぎたときの買い替え費用が高額になるなどの問題もありますので、鳥取県と県内市町村とで連携備蓄というものを行っております。今回の熊本の地震の際にも、県の要請でアルファ米を、550食だったかいな、550食提供しましたけれども、そういう形で、相互応援をするような備蓄の、経費のこと等考えて、相互に備蓄品を提供し合う制度とまでは言いませんけれども、そういうスタイルは国、県内ででき上がっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上のようなことを考慮した上で、イオンや鳥取生協、コメリと災害時の協定を締結しております。ある程度の日用品や食料品は早期に手配できるものと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、上下水道の耐震化についてですが、地盤の液状化や地盤の変化によるものが上下水道の設備に影響を与えるということで、過去の地震では、海浜埋立地等で発生した液状化による被害が多く発生しております。本村の下水道管路施設は、差し込み継ぎ手構造の小口径、差し込

み継ぎ手ということですので、こういうふうにし込んで、で、継ぐと、それも小口径でございますので、平成12年の10月の鳥取県西部地震は、村道宮川線を中心に液状化がかなり発生をしましたが、下水の施設においては大きな被害はなかったということでもあります。

それから、処理施設での耐震基準ですけれども、いわゆる下水の処理施設での耐震基準は、平成7年の阪神・淡路大震災の発生を受けて、平成9年に耐震設計手法が見直されております。本村の処理施設は、昭和61年、62年に供用開始した処理系列、これは1,100トンでありますけれども、当時の基準でありますので、現設計基準を満たしていないということでもあります。それから、平成12年に供用開始しました新たな処理系列は、900トンの処理能力がありますけれども、現基準を確保しておるといふ内容のものであります。処理施設のこれからの改築にあわせて段階的に耐震機能を確保するということが大事でありますけれども、昭和61年、62年の建物、いわゆる処理施設は、長寿命化工事で機械設備は修繕をしましてまいりましたけれども、本体のコンクリート施設等は改修をすることができておりませんので、ここの部分は、言ってみれば、修繕していくのには無理があるということだと思っております。現在、日吉津村の処理場への平均流入量は約1,000トンですので、地震などの災害発生時を、皆さんに多少御苦勞をかけますけれども、この平成12年に供用開始した施設を中心に運転をしていけば何とかなのではないかという気がしております。

それから、上水道設備につきましては、これは、我が村は米子市の水道局の給配水区域でありますので、米子市のほうで、水道局のほうでやられるということではあります。平成7年に発生しました阪神・淡路大震災のときから地震対応の検討が重ねられております。その後、平成12年の鳥取県西部地震を経験して、平成15年からは布設、更新される水道管は全て耐震型のダクタイル鋳鉄管が採用されておるといふことではありますし、また、平成16年からは耐震性の高いポリエチレン管も採用をされておるといふことではございまして、管路の耐震化率は現在13.38%ということで、水道局の財政状況を見ながら年間計画を立てられて更新事業をしていらっしゃるということで、米子市水道ビジョンやアセットマネジメントの中で精査をされておるといふことで、布設延長は毎年異なるわけではありますけれども、大体10キロから13キロを耐震化をしていらっしゃるということではあります。

我が村の上水道管は、昭和60年、61年、62年に下水の供用開始をしたのですけれども、そのときの水道管は昔のエタパイといって、エタニットかな、石綿管の水道管でしたけれども、その節に全部鉄管にかえられております。じゃあ、鉄管でどうなのかということでは今はポリエチレン管だということではありますけれども、とりあえずは我が村のは下水の整備にあわせて全部、石綿管は

なくなって、鉄管であるという状況であります。平成12年の災害のときには、水道の一部故障が出たのは液状化の激しかった海川の村道橋通道線のところだったのかな、あそこが多少影響が出たということで、短い時間でしたけども、あそこが影響出たということでもあります。

次に、復旧資材の備蓄ですが、役場の水防倉庫には多少の資材を持っておりますけれども、復旧資材の備蓄という程度のものにはなっておりません。それだけのものを準備しておくということでは、なかなか実際の災害での復旧においては、あの程度の物では到底到底、役に立たないというふうに思っております。その際には、村内の建設業者や業務で取引がある村外事業者に対して、災害復旧資機材の提供や災害復旧業務の依頼を行うことになるというふうに考えておりますけれども、熊本のような地震で備蓄をしておくということになると、金額を積算しておりませんけれども、大変なことになるという気がしております。検討は必要です。

それから、災害廃棄物の仮置き場についてですが、災害廃棄物の収集につきましては、昨年度、西部の町村と鳥取県産業廃棄物協会と鳥取県清掃事業協同組合との間で大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書を交わしており、廃棄物処理体制の強化が図られたというふうに考えております。

集積場所につきましては、災害状況によりますが、まとまった面積の場所を一時使用しなければならぬということでもありますので、村内での確保を考えると非常に難しさがありますけれども、検討材料ではありますし、また、近隣の自治体などとも協議をしながら、その確保をしていかなければならないというふうに考えております。

それから、代替の庁舎についての御質問ですが、平成25年に作成しました日吉津村BCP、いわゆる業務継続計画に記しておりますけれども、小学校体育館を代替の庁舎としております。平成27年に竣工したヴィレステひえづについても、防災行政無線の可搬式親局を設置しておりますので、役場の代替施設での利用を検討をしたいというふうに考えます。

最後に、応急仮設住宅の土地についてですが、平成27年度に修正しました地域防災計画にも記載しておりますが、できるだけ集団的に建築できる場所として、公共用地等から優先して選定し確保するとしておりまして、小学校グラウンドを想定しておりますが、村内にある程度の広さで整地された土地がないこと、鳥取県西部地震でも地割れや液状化現象が発生しなかったことから、応急仮設住宅を建設することには適しているというふうに考えますけれども、熊本の地震でも見られましたように、長期間の使用をするということになりますと、小学校のグラウンドや、それから避難所として学校の建物を長らく使っていくことは、これは非常に無理、子供たちに学習をさせなければならないということが出てきますので、その辺では公共施設、特に学校あたり

に頼り切るとするのは無理かなということで、さらに、この熊本の地震を受けて考えますのは、改めてその辺を考え直す必要があるというふうに感じておるところでありまして、答弁としては不十分さが抱えておるといふふうに思いますけれども、以上で景山議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 最初の当初予算のことから。私、ずっと考えてまして、4月1日施行ということで、きょうは6月の15日、2カ月半も過ぎるのに、まだJAと協議中である、こういうのが当初予算としてどんなもんかなという思いがいっぱいです。これでいいものかと私は思ってしまうんです。そういうことになったら、当初予算50万円提案した根拠というのは何だったんですか。今改めて思わざるを得んようになったところでして、道中に課長に聞いたら、50万円が足らにゃ、また補正を組めばいいだけんっていうやな簡単なことも言われたような気がしますけれども、何か当初予算の基本というのを、いい悪い、私たちも、執行機関と私たちがいろんなことを話しやっこして、それで決定したことなんです、これ、50万円というのは。それを、ちょっと生きがい対策ということでの話だったんですけれども、私は30年からの、これから主食用米、どうするかというときに、農家の人に何とかしてあげないけんな、今からでも、27年からでも元気出しておいてほしいなという思いの部分の訴えたつもりだったんですけれども、生きがい50万ということだったら、せっかく小学校のところで本当に、老人クラブの人ですかいね、それから宮川のところでもアジサイつくったり、一生懸命、村のためにしてごされる人がいます。この人たち、変な言い方かもしれませんが、この方に、それは50万円、それはありがとうございますって、それは喜ばれると思うんです。その50万という根拠は何だったか、担当者じゃなけにゃわかりませんので、担当課長をお願いします。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 景山議員の質問にお答えいたします。

日吉津村内には大きな直売所がございますけれども、この中に約100名近くの方が村内で利用されておりますけれども、その中で、50万円程度の、16%の手数料に対しまして5%補助をすることによって、新たな農地の耕作の維持とかそういうものも含めて、出荷することによって、収量を出すことによって自分の収入にもなりますし、平均しますと月4万か程度のものの収入になりますので、そういうものも生きがい対策の一つとしてまたすることによって、この事業というものを入れさせて、考えさせてもらいました。まだまだ大規模のそういう、30年に向かっての農家のほうにつきましては、村単独でありました200万円のものを225万円にして、また、



本年度からは少し単価のほうもアップしましたし、また、今年度、来年度に向かっては、30年の関係に向かってはしっかりと考えていくというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 最初、私、述べさせてもらったように、地産地消の店の出荷50万円未満って、生きがいをということで、その話だけしか聞いてなかったですので、あとの、どげっていいですか、月の締め切りは、12月31日に締め切りだとか行政の3月31日とか農協の1月31日とか、その辺もきちんと農家の人に説明してあげると、ちょっと税金の関係もあるけん、12月31日かな。そげすると、4月1日からこれが有効になれば、ちょっとまた考えとして違ってくるんだけん、4月1日からだったら3月31日で締め切ってあげにゃ、1年間ということで。その辺もきちんと予算審査のときも聞いたんですけど、全然答えてくれないのでということで、こういう時期にこういう質問なんて本当寂しい限りだけれども、質問せにゃいけんやになりましたので、その辺、もうちょっと答えてください。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 予算の審議の場所でも多少説明いたしましたけれども、この予算の期間なり額をどのようにして把握するのかというところで、この関係者の方の負担にもならないように、また、関係する機関の負担にもならないように、どのようにということで、大まかには今の1月1日から12月31日がいいのではないかとはいふには考えておりますけれども、果たしてそれで実際にその関係する事務に影響がないとか、また、口座の関係の振り込みとか、そういういろんなもの事務がその方々に迷惑にならない方法はないとか、そういうものも含めて今、事務が滞りなくできるようなことがないとか、できる方法はないとか、そういうものも含めて今、検討しておりますので、もう少しその部分が決まりましたらお示しする予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 何か納得せんと先に進みませんので。

ただ、そういうことというのは、当初予算提出するときにきちんと確認してから、4月1日入ったらもう農家の人に広報できるようにするべきもんだと私は思うんですけども、ただ、もう一つ問題で、小規模農家の元気につながるということもあったんですけども、私、ちょっとこだわってしまいまして、何でこういう50万未満の人、本当に50万未満の人、それは4万わて、月でいくと、12カ月すると、そういう方なんですけれども、本当にそれは一生懸命、それは生

きがいづくりの分ではすばらしい、村として、ああ、すごくいい村だなと思うんですけども、これからの30年以降を見越したら、こういうような施策ではとてもだないけれども小さい農家の人として、もうつくらなくなりますし、大きな農家の人も、今、松田議員さんの質問でしたかいね、主食用米というのもつけれないように、現実的に言いますと、つけれなくなります、7,500円なくなれば。そのことも含めれば、何とか村のほうでももっと考えて、私たちが考えないけんですけども、村のほうとしても一緒になって考えねば、とてもとても小さい農家、3反、5反つくったって、もう何もづくりがいがいがないような状態になりますので、その辺で、また松嶋課長でお願いします。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 総合戦略の関係で、仕事づくりとか元気な村づくりというのがありますけども、仕事づくりのほうでは農業の支援ということで認定農業者とか認定新規就農者のことについて述べておりますけども、元気な村づくりの中の元気な暮らし、健康寿命の延伸というところの中に、小さな農の支援事業というもので遊休農地対策、また、生きがい対策の面から直売所を利用する、そういう方も必要ではないかということで、昨年この審議会のほうでの御意見を踏まえましてこの事業をしたわけでありまして、また、大規模農家につきましては、大規模では今度、担い手とか、地域の中核になります農家につきましてはまた別の施策を考えなければならぬと思っておりますので、御理解お願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 何かわかったような、わからんような。

認定農業者は、ほんなら別の何か施策を考えられるわけですね、今言われた答弁内容でいくと。ただ、小さい農家の人には生きがいづくりということで、そのまま進まれるということなんですか。もう一度確認させてください。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 繰り返しになりますけども、元気な村づくりの元気な暮らしの中に具体的な事業ということで、小さな農の支援ということで、この中には小学生の体力向上事業とか、そういうものもありますけども、農業の側面から遊休農地対策も含めまして、畑に出ることによっての生きがい対策という面からも、この小さな農ということで支援をしていくということでもあります。また、担い手のほうにつきましては、今度、仕事づくりのほうの中で農業の支援というところで、具体的な内容といたしましては認定農業者の増加とか認定新規就農者の増額というものに対しましての考えておりますので、この小さな農につきましては、元気な暮らし

といますか、健康寿命の延伸につながる事業ということで設けさせていただきました。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） そういたしますと、小規模農家の部分に対しては、30年からのことを考えて、また、村単独の助成金ということで、最初の生産の部分であったように、そういう格好でほんならまた考えられるということですね。小規模農家の方に対しての対応というのはそうされるということですね。違うんですか。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 景山議員の質問にお答えいたします。

農家につきましては、大規模農家、または自分のとこの農地を維持していく農家とか、いろいろな種類がございますけども、また新たに農業を始められる方とか、また村外から始められる方とか、そういう方がいろいろありますけども、米とか、ああいう大きなものにつきましては、28、29年度につきましてどういうふうになっていくのか、また小規模の農家につきましては、ずっとその方がつくられていくのか、また3年後、5年後の、果たしてその家族の方がずっとつくっていかれるのか含みまして、農地の異動、集積、そういう大規模農家が土地を集約できる方向を考えながら、どのように土地を利用していくかということも含めまして、大規模農家がやるべきこと、中規模、小規模農家がやっていく場所とか、そういうものも含めまして、今後考えていく予定であります。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 小規模農家は何か今聞くと、二、三年後にはどうでもよんなあやなことを言われるですけれども、認定農業者とか新規認定農業者というのが生きるのは、村長いづも言われるとおり、小さい農家の人があってこそ、認定農業者とか、一生懸命つくっておられる方が生きるんであって、小さい農家の方は二、三年後には集約されるような、そういうふうな話ではちょっと先に進みませんけれども、何か村長さん、ちょっとし先に進ませてください。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 地方創生総合戦略はとりあえず5年間ということですので、そういうことになってますけれども、小さな農を支援するということでは、総合戦略が終わっても、どなたかの答弁にもお答えしましたけれども、総合戦略の期間はとりあえず5年間縛りがかかっていますけども、それが終わっても持続可能である事業を考えるべきだと、子育てもそうですので、うらげで、いわゆる国の農地集約という大きな方向性は出されてますけども、その中で国は小さな小規模の農家は担い手に集約してしまえという意向もありますけども、到底そんなことをしたらう

ちの農地を、いわゆる何人かの担い手で維持ができるかということ、できるとは思ってませんので、それが多面的な土地利用の直接支払い制度などだと思っておりますので、やっぱり農地のお持ちの方はある程度の一定の集約化はできても、農地を持っていらっしゃるという責任は当然ありますので、そこは農業を持続させていく、維持をしていくということでは、貸してしまったけん、もうええわという話ではないと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 今、村長おっしゃる部分、わかります。地権者の人は本当に農地を持ってるということを自覚せんと、とてとてとて大きな分だけでは先に進みませんので、小さい農家の人も一生懸命になって努力してもらわんといけないということです。ということです、課長さん。

それでは、次の質問に行きたいと思えます。私、このカンゾウということは遠回しにしか言わないようにしたんですけども、このカンゾウというのは、事業主体というのは都道府県、市町村、農業協同組合、法人、それから協議会とかその他農業者の組織する団体などというのになっておまして、もう23年ごろから、漢方薬の原料たる生薬作物の生産を支援します薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業ということで、実証圃の設立とか農業機械の改良、栽培マニュアルの作成、検討会の検討といういろんな格好でこういうのがもう出ておまして、私が言いたかったことは、畑で収益があれば荒廃地はふえない。ただ、50町のうち5町も荒廃地があるようですが、どげすればということでこういう思いもなったわけでして、私、本当に行政として、農協と相談相手となって何か村の畑をどうかしようという、最初にしゃべったことは、私の思いだけであって、カンゾウということは通告にはしておりませんでしたので、行政として何をすれば畑で収益が上がって荒廃地がなくなるかという思いなんではなかろうかな、ちょっとお答え願いたいと思えます。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 景山議員、カンゾウがいいというなら、カンゾウをつくらればいいと思えます。それは産地確立支援事業をお受けになるということだと、3人ほど組んで団体で組合をつくって法人化して、そうすればこの産地確立支援事業を受けられると思えますので、そういう計画を立てられれば国の補助金を受けられると思えますので、カンゾウでこれいけるということなら、それはそれで考え方としてはいいですので、どっちにしたって直接補助金出ないと思っておりますので、間接補助金、国からおりてくる、市町村通っておりてくる補助金だと思えますので、そういう法人でやるわいということなら、それはそれで成立すると思えます。収益性が確かなも

のであるということで景山議員が考えられるなら可能ではないかと思えますし、景山議員そのものは法人ひえづを持っていらっしゃる……（「別な部分で」と呼ぶ者あり）その法人なら畑作物の補助事業とれるのではないかというふうに考えますので、ただ、初めての話ですので、こっちとしては検討を、本当に補助になるのか、経営試算どうなるかということはやっぱりしてみないけんという思いはしております。以上です。

○議員（２番 景山 重信君） ありがとうございます。元気出してみたいと思います。

それでは、もう一つ、今、麻黄ということで説明したとおりですけども、米子市で３人の遊休地を憂慮した職員が麻黄ということで、鳥大医学部を目の前に置いちゃって需要があるのでという格好で市長さんに提言して、一緒になって取り入れてもらったという、こういう記事も出ておったし、しゃべりもしましたけれども、私、この提言というのも本当に、主体というのがJAということで、後、発表があったんですけども、この３人の職員の提言を取り入れられた市長というのもやっぱり本当にそういう思いが、遊休農地というのを防がなきゃいけないという思いがあって取り入れられたんだと、本当に私、この事業成功させてほしいと思っております。

それで、よそのことを言っちゃあ、よそにはこういう職員もおりますし、日吉津村でもこういう発想のある職員がおってほしいなというような、私、思いがしてなりません、今。子を持つ親の身として本当に申しわけないですけども、今、ちょっと聞いてみたいのは、一番村民の人の、農家の人の気持ちをわかっておるのが産業現場の第一人者である、私は産業課長だと思っておりますけれども、こういう職員の発想っていうのをどげに思われるもんか。わあ、大変だなと思われら大変でもいいですけども、いい発想だなと思って、私も行政マンの発想とは思えんようなことであつたんですけども、基本的にこういう畑をどうかしたいという、例えば水田ですとローテーションが、３０年ローテーションが組むか組まんか、その辺からの論になってくると思いますが、どげっていうのですかな、農業の発展ということのためにどうしたらいいのか、畑というものを、何かその思いというものをちょっと語ってもらったらありがたいです。あなたについていきます。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 米子市の職員の取り組みは、それは大変素晴らしいことかと思えますけども、米子市では１４０ヘクタールぐらいの遊休農地が固まってあるということでありますので、そういう部分では産地化というものもできるかと思えますけども、日吉津村では、私も昨年、新規就農者と語る会とかそういうのを踏まえましていろんなことを聞きますと、今までは畑地ということでなかなか日吉津村では難しいと思ったところが、逆に他の町からしてみれば、

日吉津村の畑が非常に作りやすい、ネギが作りやすいとか、そういうようなこともたくさん聞くようになりましたので、こういう部分も含めまして、それをどうサポートしていくかということも片一方では大変重要だというふうに考えておりました、どのようにしてその団地化といいますか、固めてその方に畑を何とか提供できるのかとか、またそういうローテーションという、田んぼとローテーションもありますので、例えばそういうローテーションを今後考えていく上で、その方がうまく利用していける方法とかそういうものを聞き取りしながら、日吉津村の畑でいたいという方もふえておりますので、そういう形で日吉津村の場合は荒廃地なり畑の利用を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） ありがとうございます。村外から畑でネギということの部分で、あとおっしゃることはよくわかります。本当に喜んでおりますので、何とかその辺も含めて成功してもらわんといけん部分だと思っております。

そこで、私が今お尋ねしたのは、あなたがどうするかっていうことはわかったんですけど、そういう将来にわたってどういう、私が米子市の3名の職員がすばらしいなと言ったのは、そういう発想をされる職員というのが私は大好きなんだ。今、それは日吉津に入ってきたからどうにかしてやろう、それは私でもできるんです。何かそういう発想のことを思いつかれんかなということの私の質問だったわけですけども、何かあったら。

益田さん、何かあったら、課長……。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 私が答えます。どなたかにもお答えをしましたがけれども、やっぱり日吉津の役場の職員であると同時に、そこに生活をするわけですから、この地域がどうあればいいのかなということは当然みんなが考えるべきことでありますし、結局公務員である前に住民でなければならぬ、土地を持ちょうけん農民でなければならぬということが基本だと思っておりますので、米子市の麻黄栽培ということがあったかもしれませんが、職員はやっぱりそういう姿で、いわゆる地域の住民であるということを前提に物を判断をして、地域がどうあればいいのかということを考えるべきであって、農業だけに限らず、子育ても高齢者対策も全ての、数々ありますけれども、全てのことにそういうことで気持ちを持って臨むべきだというふうに思いますので、改めてそういう職員の指導をしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 今お伺いした、あちこちで、村長さん、カンゾウというのは日高

町とか肝付町とかで事業主体が市町村になっしょうとかがよけありまして、それからこの間新聞に出ちよった高梁市の有漢地区っていうところでも、何だかそれもカンゾウ栽培でっていうことも出ておりましたし、そういう予算がつくもんで、国の予算というのが、その辺のことも私は勉強してほしいなと思ってのことでした。

それで、最後に、熊本、大分のほうの震災を教訓に村でも地域防災計画新たに示されまして、上下水道とか、復旧資材の備蓄はどうだとか、なかなかそろわない部分もあるんですけども、答弁いただいたと思っております。

ただ、私、ここで言いたいことは、昔から備えあれば憂いなしという言葉もあるもんで、想定外の想定外をせないけん、これが行政だと思っておりますので、この辺の気持ちというの私は議会としてよくよく考えておりますので、向こうで、要するに足りないもの、食料3日間、それ以上、だってよそから炊き出し等々っていうことではいけませんので、各公民館と保育所とかにしてあるんだそうですけれども、またほかの避難所のところにも、それはあり余るほど、そういう事態が起こらないということを想定した発想であると思わざるを得んですので、想定外の想定外したならば、そのぐらい覚悟を決めて保管してあっても私はいいと思うんですけども、どうでしょう。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 本当に大変な地球環境になってきました。どこが最悪なのかということも想定しにくくなりました。こればかりあるわけじゃありませんので、最悪何が起きるのかなということを考えながら生活をこの場でしておりますけれども、でも、そこには、例えば仮設トイレを市町村で村民の部分を確認しておくということになると、これも大変、それ一つとっても大変なことです。ですから、それは大きなところからの使い回しなどをしておるのが実態ですので、このたび熊本の益城町に職員が行きて、1人帰りましたけども、その前にボランティア1人行きて、話が多少ずれますけど、保健師を出すようにしてましたけど、向こうから断りがあったということです。中身は聞いてみますと、定期的な健診を、子供の健診などをしていかなければなりませんけれども、どうもそこんところが回ってないという情報は来てますけれども、隣の長崎県の保健師の応援だけで、全国の応援は断りがあったということで受けてます。

益城町の様子を聞きますと、個別の話が出てきて、ボランティアをさばくことができないと。首長も副町長も担当課長も、それぞれの課題に追われて調査を指揮していないという現実があるようですので、それは3万4,000人の町でそういうことですので、とんでもないことになっておるなというふうに見てます。ですから、400人のボランティアが午後の2時半にならんとき

ばけんような事態になってますので、大変かなというふうに思いますけれども、そこは自治体と住民との間ができ過ぎたということです、改めて備蓄をしておく、準備をしておくという、そのことは理屈としてはわかりますけれども、ある程度限界があるかなというところで、その限界もやっぱり見きわめが必要だというふうに考えますので、答弁になりませんし、変なところを話してしまいましたけれども、気持ちはそういうことです。想定外が何があるかという想定できませんけれども、備蓄ができることなら備蓄も災害復旧も十分でなければなりませんけれども、なかなかその辺は難しさがあるし、それから住民の皆さんが最低限、何日間、自分で自力で生き続ける、支援を待たずに自分で自分の身を守り続けることができるのかということも、改めて住民の皆さんにお願いをしてかからなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 気持ちはわかりました。ただ、私も今言いますように、自分の体、財産はみずからが、自分が守らにゃいけません。これが世の常識、基本です。それを訴えられた後は、議会と行政とで何とか住民説明でもして、どの程度までとかいう部分では納得してもらう方法も可能だないかなとは私は思っておりますので、基本は自分の命、財産、自己完結が基本です、それ以上のことを言われたってとてもできることじゃありませんので、その部分を行政と、また議会とで、ちょっと先に進めてほしいなと思っております。終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で景山重信議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（橋井 満義君） 暫時休憩に入ります。午後の再開は午後1時より開会をいたしますので、議場に御参集ください。

午後0時00分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

なお、午後の一般質問の予定は、通告4番、議席番号8番、井藤稔議員、通告5番、議席番号1番、河中博子議員、通告6番、議席番号6番、江田加代議員、通告7番、議席番号5番、三島尋子議員、通告8番、議席番号3番、松本二三子議員、以上5名の議員の通告を受けております。

ここで議長より申し上げます。本日の会議時間は、日程に掲げました一般質問が終了するまで、



あらかじめ延長をいたします。

通告4番、議席番号8番、井藤稔議員の一般質問を許します。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤でございます。4番目と、4番バッター、午後1番バッターということで質問させていただきたいと思います。

本日は、3点について質問させていただきます。まず、第1点が、予算の執行状況の確認と公表についてであります。2点目が、防災基本計画の検証と訓練の実施についてであります。3点目が、議会基本条例に関する村長の基本認識について伺いたいと思います。以上、3点について順次質問をさせていただきます。

まず、1点目の予算執行状況の確認と公表の件であります。先月5月13日になりますけども、会計が締められる直前でございましたけども、本年第3回の臨時議会が開催されました。その中で、いわゆる条例やら、あるいは平成27年度の一般会計補正予算、年度的には第10回目の補正予算でしたけども、これが上程されました。その中で全額あるいはほぼ全額が執行されなかった事業予算が20数件と私は表現しましたけども、実際にはもっと多くあったようでございます、20数件ございました。そういうことで、そのあたりのいわゆる執行について一部質疑はさせていただきましたが、きょうはもう少しこの点掘り下げてお聞きしたいと思います。不執行予算、事業ということになるかもしれませんが、これに関する村長の基本認識、あるいは不執行予算、事業のとおられる回避措置、そういうふうにならないようにどういう点に注意しておられるのか、この点について、まず1点はお伺いしたいと思います。

2点目が、防災基本計画の検証と訓練の実施の関係であります。先日、この議会に入った後ですか、6月3日の日にこの本定例会の開催に向けた全員協議会の席で、私たちが長い間待ち望んでいた日吉津村の防災計画が執行部のほうから示されました。その説明の中で村長から、あくまでも防災基本計画は、いわゆる防災対策の出発点であるという説明を受けました。そういうことですので、今後計画が有効に機能するかどうか、あるいは不足している部分はないのかどうか、この点について、私は早急な検証が必要ではないかと、このように考えます。今後、今回策定されました計画の検証、あるいは村民への周知、あるいは実際、先ほどから話にも出ておりますように訓練の実施、あるいは災害が発生した際の対策本部の運用などにつきましてどのように今後考えておられるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

3点目が、議会基本条例に関する基本認識であります。昨年7月であったと思いますが、議会の特別委員会の中に議会改革部会が設置されました。要は特別委員会が行財政改革、議会改革、

特別委員会なんです、これを2つに分けて、一方では行財政改革、そして片やもう一方が議会改革ということで、部会が設置されたわけであり、議会改革部会では、差し当たり議会基本条例をつくらうということで昨年7月から検討に入っております。間もなく1年になるところであります。先日、それ以来第15回目の部会の開催を経まして、条文解釈を入れた素案、たたき台でございますけれども、これを完成いたしました。そして今月の24日金曜日ですけど、今月の24日には大学のほうから専門の教授を招きまして、議員の研修会を実施する予定になっております。検討いただく素案については、既に教授のほうに送らせていただいて、事前に検討していただいているいろいろ御指導いただくということで進めております。12月議会には上程予定にいたしております。今後執行部との協議や村民からの意見集約のための出前講習やパブコメなども実施予定にいたしております。ここで、村長の議会基本条例に関する基本認識と、12月に予定しておりますが、その前の前段階の協議、執行部との協議も考えとるわけですが、協議に関する意向などについて、まずお伺いしたいと思います。

以上3点、まず質問させていただきました。答弁をいただきまして、必要があれば追加質問をさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 井藤議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、1点目の予算執行状況の確認と公表はということですが、5月の13日に開催をいただきました第3回臨時議会におきまして、平成27年度の一般会計補正予算（第10回）の専決処分を承認いただいたところでありますが、これは平成27年度の臨時財政対策債の借入額を確定させるために不用額を精査し、歳入歳出それぞれ9,499万6,000円を減額をさせていただきます。

御質問の中で、全額あるいはほぼ全額が執行されなかった事業予算が20数件あるという御指摘がありますけれども、全額未執行の事業としては、対象となる申請者がなかったために減額をした障害者住宅改良事業が1つと、他の業務との兼ね合いから業務執行がうまくいかなかったために減額した地域少子化対策強化事業の2つであります。このほかには報償費や需用費といった節の部分で、当初予算書の予算説明と比較して20数件の減額となるものがありましたが、先ほどの理由のほか、経費を節減したという結果でもあるかというふうに考えております。

不執行、いわゆる執行しない予算に関する基本認識と回避措置についてということですが、適正な予算執行に向け、業務を推進するということが基本であり、全体的には適正な予算執行を行っているというふうに考えております。中には、担当課や担当者の業務執行上やむを得ず

後回しをしたことで、結果的には未執行となったものもあります。その部分については業務の進め方などを工夫するとともに、適正な執行に心がけるよう、職員へ指導を徹底をしたいと考えております。特に対象となる事象や申請者がなったものにつきましては、いま一度制度の周知を図りながら、適正な事業実施に取り組みたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。この制度の周知が不十分だったなというのは自分自身も反省をしたところであります。

次に、2点目の防災基本計画の検証と訓練実施という質問にお答えをしておりますが、平成27年度に修正したということで、日吉津村地域防災計画の今後の検証、村民への周知、訓練の実施、対策本部の運用についてどのように考えているのかということですが、村民への周知についてはホームページで閲覧をできるようにしておるということですが、何といたっても、今後は村民の皆さんへ説明の機会を設定する必要があるというふうに考えております。

また、計画の検証、訓練の実施、対策本部の運用についてであります。全部改正に近いものとなっておりますので、村としましても、毎年行っております防災訓練や、台風などによる警報発令時などにおいて、計画に基づいた災害対策本部の設置、運営、情報伝達等を実施するなど、計画の有効性の検証を行いたいと考えております。検証の結果として、実災害時の運用にふぐあがあるというようなことであると、適宜、日吉津村防災会議を開催しながら、御意見も賜りながら、地域防災計画の見直しを行いながら、実効性のある計画に修正したいと考えておるところであります。

3点目の議会基本条例に関する基本認識と上程前の協議に関する意向はという質問にお答えします。議会基本条例については、素案を完成をされたということですが、さらに今後議員の研修会を開かれ、村民の意見集約や出前講座やパブリックコメントが実施されるということで先ほど御指摘があったわけですが、議会基本条例は、自治体の憲法、我が村の憲法としております自治基本条例第11条にうたっておりますが、議会の役割と責務などの具現化を目指したものと解釈をいたしておりますので、村といたしましても、自治基本条例とともに必要な条例であると認識をしております。行政と議会が、それぞれが村民の負託に応えるべきものであると考えております。今後、議会基本条例について村に協議があれば対応をさせていただきたいというふうに考えておるところでありまして、以上で井藤議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） それでは、1つ目の質問からさせていただきたいと思っております。村長のほうもはっきりとはありませんでしたけども、議会で議決したもんですので、いずれもそう

ということで議会のほうも必要があるということを確認して議決しとるわけですし、そういうのがやはり不執行になるちゅうのは余りいいことじゃないじゃないだろうかと。先般資料をお願いしましたら、私は20数件ぐらいだったと思うんですけど、40ちょっと余りました。それからその中では、村長がおっしゃるように、当然適用される対象事業がなかったというのもあったりするの事実でありますし、さまざまなことが予想されますけども、やっぱりこういうのは当然要るんじゃないだろうかなと思うのも中にはあるわけですし、そのあたりが、議決した議会のほうからいけば、やっぱり執行していただくことには議決責任を果たすことができないというのが議会のほうの立場でありまして、この点をひとつ御理解いただいて、今と申しますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、1点ちょっとお聞きしてみたいのが、質疑のときにも話しましたが、日吉津村の財政事情書の作成と公表についてという条例がありますですね、村の条例がございます。地方自治法の第243の3の第1項を受けた条例なんですけども、あります。この中に4件ほど、この自治基本条例により公表するという項目がありますけど、これは御存じでしょうか、どうでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 井藤議員の御質問にお答えします。

前回の質疑のときにはちょっと見てないということでありまして、その後調べさせていただきまして、確かに第3条ということで、財政事情書には次のものを掲げることが掲載されております。そのときにも申しましたが、完全なものではありませんけども、広報であったりホームページであったり報告しておりまして、ただ、この条例に基づいて半年半年の公表ということも書いてありますので、今、財政の担当のほうともこれに基づいてやらないといけなかなということで検討してるところですので、御理解をいただきたいと思ひます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） いただいた資料では、資料、実は2種類いただいたんですけども、公表してますよということで回答いただいて、なおかつそのいただいた資料というのが、本当にこれは予算の歳入歳出を示す資料になっとるんだらうかどうなのか。と申しますのは、いただいた資料というのは、1つは決算カード、決算カードというのがございますね、総務省が出しとる、あれに必要な情報だということで、向こうに多分送られる資料だというふうに私は理解してまして、それからもう一つも同じような資料でして、歳入歳出の執行状況がわかる資料とはなっておりません。ですから、何か勘違いしとられるんだないじゃらうかなと思ひて、実はこれ、今、質

聞させていただいたわけですが、課長からさっき話があったように、決してそういうものじゃないです。なおかつ、この条例というのは平成27年から施行されております。多分附則に改正されたという内容ございませんので、そのままずっと走ってきとるとというのが、曖昧なまま走ってきてるとというのが本当じゃないんだろうかなという気がいたします。そういうことですので、課長から今説明ありました、ぜひ早急にその点お願いしたい。これは村民に公表することになっておりますので、その点確認していただいて、それでもって対応していただくということで、まずこの点どうでしょうか、約束いただけますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 先ほども申しましたように、2回の公表ということで、掲示のほうに告示ということも載っておりますので、そういうぐあいにしていきたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） それと、この条例によりますと、公表の方法っちゅうのは公告式条例というのがあります、そこの公営掲示場がありますね、あそこへ張り出すということになっております。それで実際に毎回しとるということでしたので、実は朝行ってみました。選挙委員会ですか、選挙委員会の委員さんの公示や何かのあれでこれの関連の気もないという、何も掲示ありませんでしたので、これはようわかってないなというふうに感じたんですけども、ほかの自治体なんかを参考にすれば、こういう掲示場だけで村民の人に公表できるわけでも何もないので、いわゆるホームページにも出すとか、あるいは文書で出すとか、いろいろ条例改正が図られとります。そういう点もあわせて早急に検討していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう1点、ちょっと確認させてください。先般私、質疑のときにお聞きしました中で、法定事項はありませんか、予算執行のされてない事項に、法定で、法律で決められたのでやらなければならないということになりませんかということで質疑させていただきました。その際に、確認していないので調べてみとくということでしたけど、この点はどのように把握されておりますでしょうか。お聞きしたいと思ひます。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 法定事項の件につきましては、担当に聞いたところ、法定事項のことではないというぐあいには聞いております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（８番 井藤 稔君） ないというふうに聞いとるっちゅうのは、誰がどのように判断されたものですか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） この間言われた、ちょっと今思い出せませんが、1点、これは法的なものじゃないかということであったものを確認したら、ないということであったということで確認しております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（８番 井藤 稔君） 1点ちゅうのは、どういうあれですか。何を確認してごされたのですか、ちょっとお聞きしたいと思いますけど。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 休憩させていただいてよろしいですか。

○議長（橋井 満義君） 暫時休憩します。

午後 1 時 2 5 分休憩

.....

午後 1 時 2 6 分再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 失礼しました。産業医につきましては法定ということでありまして、これは衛生委員会を設置して産業医を設定するというので、もともとの衛生委員会はまだ正式に立ち上がっておりませんので、これについて、産業医の委託料を組みましたけども産業医をできなかったということで、早急にこの衛生委員会というものを立ち上げていかないといけないということですので、確かに言われたように法定で決められたものですので、今後検討して行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（８番 井藤 稔君） わかりました。その点についてはよろしくお願ひしたいと思います。法定で決められたもの、なければならぬというのといろいろあります、表現いろいろありますけど、これはどうでしょうか。50人以上の従業員がおるところということになつてと思っておりますけども、村の場合は何名ということで把握しておられますか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 臨時、非常勤等も含めてということですので、50名以上というこ

とで本村はこれが必要だということで認識しております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。法定の必須の事項だということで理解しておいていただいとるということですので、ひとつその点早急に対応方よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう1点は、移動系無線点検の委託料というのがござひます。これはどうなんでしょう。これも多分確認、あるいはされてないかもしれませぬけど、この点も電波法の絡み、多分なるんじやないかと思ひます。私も詳しくは確認しておりませぬけども、多分なるんじやないだろうかとひうふうにおもつておりますので、この点もあわせて確認していただひきたい。要はともあれ、確実にそういう点、法定事項などはきちつとやっぱり執行するようにお願ひしたいと、このようにおもひます。

それから、詳しくは申しませぬけども、3年連続手形モニユメント、もう言ひたくないんですけど、本当は、3年連続同じ予算がつひとります。1万6,000円ちゅうのがつひちゃ消え、つひちゃ消えしとりますけど、1つぐらひ直つたんでしょうか、どうでしょう。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 3年連続でつひてるといふことですが、なかなか特定ができなくて、修繕ができてないといふことでありませぬ。その辺も含めて、ちよつと今後検討していきたいと思ひます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 確認がつひてないといふことですが、ひわゆるもうバックデータがないちゅうことなんでしょう。どうでしょう。もしそういうことであれば、それなりに別の手だてを、あるいはその原因が私もようわかりませぬ、説明全くありませぬのでわかりませぬけども、そのあたりをしつかり押さえていただひて、もし委託されとる人がいかんかつたら、かえていただひたらどうですか。不適格業者ですよ、そんなのは。私はそうおもひますよ。村長、そういうことで約束しとられてきつちり対応するちゅうこと言ひていただひとりますので、そのあたりをしつかり押さえて、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、これらについては、ひとつ議会のほうに報告してくだひさい、ほつとかずひに。いろいろ質問してあだこうだちゅうことで判断いただひたり約束いただひくんですけども、やはりそのあたり、事後の経過といふのが全くわかりませぬ。打てば響くような行政といふことを盛んにいつき言われたことありませぬけども、本当にわかりづらひと私自身はおもひます。そういうことですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。担当もいろいろ、この間異動があつてかわつたわけ

すので、そういうときがやはりいいかわりどきじゃないかと、施策などの変えどきじゃないかと思っておりますので、期待しておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

時間の関係ありますので、もし時間が余りましたら、この関連もう少しお聞きすることがあるかもしれませんが、次行きまして、防災の基本計画の検証と訓練の実施、2つ目でお願ひしたいと思ひますけども、村長も防災計画の計画策定は災害対策の出発点だということを言っただいておりますので、今後ますますこのあたりは対応していただけるだろうなというふうに思っております。

私が心配なのは、やはり防災計画をつくったわけですので、ですからいろいろ、先ほどこういう点は、こういう点はということをお話ししたと思ひます。計画の検証とか、村民への周知とか、訓練の実施方法をどうするのか、対策本部の運用はどうされるのか、これは本当に防災対策を進めていく上での重要な配意点だと思ひますので、この点ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。正直言ひまして、できたあの計画ありますね、私もざっと、えらい粗いあれでしたけど、目を通させていただきました。誤字もありました。ですけど、そんな細かいことじゃなくて、やはりこの計画が本当にいざいうときに役に立つんかどうか。実践がイコール訓練だったちゅうやなことでは対応が確実におくれてしまいます。そういうことですので、ひとつ先ほど申しました4点ほどについてはぜひお願ひしたいと思ひます。

それでもって、考えていただく上での配意点について、私なりのちょっとお話できればと思ひますけども、まず検証の関係です。検証する、今のようないざ訓練方法では、問題点の検証はできないと私と思ひます。やはり限界や問題点が発見できるような訓練が必要なんだろうなという気がします。訓練はやはりいざいうときに役立つための訓練ですので、訓練でしっかり泣いてもらうということが必要なんだろうなと思ひます。

それから、村民参加の関係ですが、広報するということで答弁いただきましたけども、この4冊、ここに持ってきておりますけども、ちょっと出しませんが、4冊の小冊子になりました。多分あれ全部読まれた人ちゅうのは、村民の人で、担当の補佐や村長、執行部の方は別として、なかなか目を通すのも大変な資料だなと私と思ひました。そういう点では、本当に、今いただいとるのが、古いのが平成8年のです。ですから、今回平成28年ですので20年ぶりの防災基本計画ですので、ですから余り、一部は改正があつとるかもしれませんが、いやあ、大変だったろうなという、実際のところそういう気持ちがあります。ありますのとあわせて、やはり今後どんどんこのあたりを検証したり、実際の訓練、役に立つような訓練、実際の際に、まさかの際に役に立つような訓練をやっていくためには、やはりマニュアルの作成がぜひとも必要じ



ゃないだろうかと気がいたしました。

現在、マニュアルを作成するというので出していただいたものがあります。ここにちょっと持ってきとるんですけど、これですね、これももう一回ちょっと見てみたんですけど、家庭防災ハンドブックというのが、これあります。これ非常にコンパクトでわかりやすい、ぜひ読んでいただきたいなという気持ちは私持っております。村民の方にぜひ読んでいただきたい。けれども、大半が、これ書かれとるのは救急法の内容がほとんどであります。あと二、三、いわゆる防災対策上、基本的なことが載っております。ですけれども、これじゃあ、やっぱり役に立ちませんので、もう少し肉のついた、本当に日ごろから村民の皆さんが考えておく必要があることについての、いわゆる防災ハンドブックをぜひ早急につくっていただきたいと思います。これはもし補正でも出してでもやってやるということであれば、ぜひ議会のほうも応援していきたいと思いますので、早急な対応をひとつよろしくお願いしたいと思います。あと出とるのは、これは米子市と日吉津村の津波ハザードマップというのが、村民、村の関係あるといたら出とるぐらいですので、申しわけないですけども、計画とこれでは到底対応できないと思いますので、ぜひ村民参加ということを考えられるのであれば、マニュアルを作成していただきたい。そして、そのマニュアルに基づいて村民の多くの皆さんに参加していただく訓練を実施していただきたい。そして、いわゆる1回すりゃ終わりっっちゃうんじゃないんですよ。やはり習熟訓練が必要です。意識づけるっちゃういますかね、やっぱり村民の皆さん自体に。私はその点で思うのは、まだまだ防災意識低いなという気がしております。私も防災訓練は参加するようにしとるんですけども、避難バッグを、緊急携帯バッグっちゃうんですか、そういうのを例えば持って出とられると、本当に探すのもえらいぐらいな状態だと思いますので、そういう点をしっかりひとつやっていただいたらと思います。幸いこのハンドブックの中にはそのこと出とりますので、ですから、こういう点ではこれは非常に役に立つ部分もあるなという気がしております。

それから、先ほどもありました、同僚議員の話もありましたけど、訓練内容、先ほど執行部のほうの話もありましたけど、やはり自治会を中心とした訓練というのも本当にいいじゃないんだろうか、必要なんだろうなというふうに考えております。要は村民を交えて、訓練内容自体もできれば検討されたらどうかなという気がします。そのこと自体が本当に役に立ってくるという気がいたしております。

それから、訓練シナリオ、今まで数回私も参加させてもらったり見てしとりますけど、シナリオ書いたような訓練はもうやめられたらどうでしょうか、シナリオ書いたような訓練は。無線での通話の内容までシナリオどおり、やっぱりああいうのでは本当に役に立たない。問題点も見つ

からないんじゃないだろうかという気がしますけど、この点どうですか。

もう一つ、対策本部の関係であります、対策本部。私は一番この点で思いますのは、この防災基本計画、災害対策基本計画っちゅうんですか、これを見せていただいて、いわゆる指揮系統もありました。村長、それから村長がもし欠けた場合、対応できない場合には総務課長、それから次が、いわゆる防災監といいますか、防災担当の課長補佐、これ総務課の方になるんでしょうか。それからその次は、いわゆる上位っちゅうか、一番経歴の長い課長さんということで、この中で一番経歴の長い課長さんというのは、実はどなたになりますか。どなたになりますか。

まあ、いいですわ。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。多分村長が困られるぐらいですから、みんながやっぱり誰だいというようなことになるんじゃないかと思います。だから、事さようにそういうような指揮系統だということを考えていただいて、それであれば、日ごろからやっぱり誰っちゅうぐらいをある程度具体的に、おまえだぞ、日ごろから勉強しとけよということやっていただいたらと思います。村の職員の方も、幸い村長はすぐ近くに住んでいただいておりますので、まさかのときも対応できると思いますんで、あるいは課長も日吉津村内の居住ですから、その点は差しあたりは大丈夫かと思いますが、やっぱりまさかということがありますので、やはりいずれの場合にでも対応できるような指揮系統もきっちりやっといていただきたい。これはやはりやってみるとわかります、わかります。

ところで、いわゆる全体配備っちゅうのがありましたね、全体招集っちゅうんですか。これは何名ですか、何名の体制になってますか、基本計画上は。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 全体ということであれば職員ということ、正規職員ですので、今、48名だということ。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 40のその余りのほう、これについては私もないですけど、この間いただいた基本計画からすれば、45名になっております。これは村長以下、いわゆる対策本部長も含めての数かどうかはちょっと私も見させてもらってわかりませんが、45名になっております。それでの話なんですけど、45名では絶対対応できない。村長もさっきおっしゃってましたけど、45名というようなあれじゃもう到底対応できない。大きな災害なればなるほど、もうだめです。ですから、可能な限り大きな規模での訓練を1回してみてください。本当

に回るかどうか、災害対策本部が本当に回るのかどうかわかります。私も2回か3回、災害対策本部を見せていただきましたけども、本当に回るのだろうかという、実際のところ心配がございました。そういう感じを受けましたので、1回やってみてください。そしたらわかりますので、果たしてできるのだろうか。今、1人の方が2つも3つも対応する係をもらって、はい、これ終わった、次はこれってということでの訓練になっておりますけども、ああいう訓練では、やはり本当の問題点わかりませんので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、要は組織を総動員した訓練、これをぜひお願いしたいと思います。やはり大きな体制で向かえば、何ぼでもそれは次、縮小できます、縮小するときはずぐですよ。以前聞いたときに、村長も翌日の勤務があるんだからと、通常勤務もあるんだからということに心配しておられましたけども、そういうことで実際大きな災害があったときにどうかっていったら、そういうこと言っとれませんよね。まずは災害をどういうふうクリアしていくか、3日間必要であれば、3日間どのようにしてやっていくかということだろうかと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。訓練の実施方法を早急に検討していただきたいということです。どうでしょうか、この点。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） もう少しといいますと、鳥取県西部地震は平成12年だったと思いますが、午後の1時半に発災をしたということで、そのときは米子のビッグシップで全国介護保険のサミットが開催されておりましたので、うちの首長が帰ってきたのが2時間後ぐらいだったと思います。あの程度の災害でしたので、あの程度という言い方はいけませんけれども、村内を確認のできる範疇だったというふうに思っています。3時半にはイオンが、弁当が提供ができますということを書いてきたというふうに記憶をしています。それから、お年寄りさんが非常に先祖を心配をされて墓に行かれたということがございましたので、これは墓の、何といいますか、土台石と上の柱がつながってません、かさもつながってませんので非常に危ない状況であったということで、それは無線を流して、翌週行くことを避けてもらったということをしたというふうに思っております。

それから、発災後すぐに、消防団の方も駆けつけていただきました。職員はそれぞれ割り振りをして、村内を回る、安否確認をする。さらには電話が不通の状態になってましたけれども、たまたま村につながる電話もありました。県外からうちの母親どうしているでしょうかというような電話もあって、職員が確認をしに行ったということなどを思い出しておりますけれども、そういう意味では、夕方の7時半には村民の皆さんの安否が全部確認できたということでございます。

た。

それから、その後今度は被害の確認をして回ったと、いわゆる住宅あたりの被害を確認をして回ったということですが、御指摘のように、東日本は余りにも町全体が流されてしまうという津波だということでしたし、熊本も余震が限りなく続いとるということで考えたときには、到底我が村の50人の職員では対応できないというふうに思っています。それは、やっぱり自衛隊の派遣は我々は直接できません。県を通じてでないと言請ができないというルールになっていますので、消防はもちろんですけども、県下の警察ももちろんでありますけども、やっぱり県を通じて早い時期に大きな組織に応援を要請しないと、そこを逃してしまうと初期の一番危ないときを50人では対応できないというふうに思っていますので、いざという発災のときは国の力をかりてやらなければならないというふうに思っています。

それから、平成22年から23年にかけての積雪が90何センチになったという記録的なこともございましたけれども、降雪がありましたけれども、あのときにはやっぱり職員が米子市や南部町から来るのに半日歩いてきたということでしたし、除雪の機械が全く足りないということで、除雪のオペレーターが、元旦だったのでしょうか、2日だったのでしょうか、朝の4時ごろもう動かんようになって、こらえてごせと、あっちも行き、こっちも行き、もう寝ないけんと、やれんというようなこともありましたので、やっぱりこの小さい組織ですので、大きな災害時には間髪を入れずに大きな力をおかりしなければ回らないだろうなというふうに思っています。熊本の益城町は400人のボランティアがさばけんというようなことがありますので、そのようなことがあってはならないということを肝に銘じて、改めて訓練のあり方等について考えてみたいというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。よくわかっていただいたと思いますので、ひとつ早急に検討をお願いしたいと思います。先ほどから熊本の関係出てますけども、熊本、震度7が2回、1日置いて2回起きたと、地震が発生した、震度7がということですし、またいずれも夜間ですよ。本当に夜間というのは、普通の状態でもなかなか大変なのが夜間だからとっても大変だったろうなと、行ってみたわけじゃないんですけど、私自身はそうのように本当に思いました。そういうことですので、転ばぬ先のつえじゃないんですけど、ぜひ早急に検討していただきたいと思います。

時間の関係ありますので、次の質問に移らせていただきたいと思います。まず、議会基本条例に関する基本認識です。先ほど村長のほうからありました、行政のほうも議会のほうもそれぞれ

村民からの負託を受けてるんだからということでありました。

そこで、村長に1点、余りはっきりしませんでしたのでお聞きしたいと思いますけども、村長は議会基本条例の制定は必要と考えられますか。まず、お聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 必要とするその要因といえますか、今、一般質問でお答えをさせていただいておりますけれども、言うなれば議会と執行部が対等に意見を言い合える状態をつくり上げるのが議会基本条例だというふうに思っています。質疑ではなしに、政策のやり合いは当然できてもいいのではないかと、そこの部分は今、議会からの、どちらかと言えば片道切符になっておるというふうに僕は考えてますので、そこのところでは首長の行政側の意見もこの場で闘わせることのできる議会基本条例になればというふうに思っています。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 大変よくわかりました。お互いに議論を交わしていくということが村づくりに非常に役に立っていくという基本的な考え方があるとお聞きしましたので、それにぜひ議会のほうも応えてまいりたいと、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そもそも、地方議会の改革あるいは地方行政の改革ということで最初は始まったんかもしれませんけども、三重県の北川さんですか、三重県知事しとられた、それから北海道の栗山町議会の関係なんかもありますけども、そのあたりから、行政改革をするにはやはり議会の改革も必要だと、やはり両方がうまくいってこそ、しっかり強いもの同士がお互いにぶつかっていろいろ議論を交わして行って初めて、村全体と見た場合の行政がうまくいくんだらうというふうにということで議会基本条例も多分考えられたもんだというふうに私自身も理解しております。

専門家なんかには言わすと、いわゆる行政改革基本条例があって、それから議会基本条例があって、これがさらに合流するところに自治基本条例があってということで、この部分が本村の場合は先行したという、あります。ですから行政のほうも、行政の必要があってというよりも、こちらのほうが先行した、議会基本条例が後追いになったという部分がありますよね。それで、村長、先ほども答弁のほかの関係でもお答えになっておりましたように、平成21年の4月1日に自治基本条例が執行になりました。それで議会基本条例はまだないわけです。8年もかかって、今、現状なわけです。ですから、ある意味では不十分だったんじゃないだろうかという気が私自身はしております。ですから、場合によっては議会不要論でも、場合によってはですよ、住民の方から出る可能性があるような状態ではなかったんだらうかなという気がいたしております。ですか

ら、議会のほうも今、本気で対応していかんやけんというふうに思うわけですが、御承知のとおりであります。行政のほうの暴走防止と執行部と議会の決定的な対立を防ぐために、なおかつその議論が適正に力強く行われるために、やはり議会基本条例も必要だろうと、早急に整備が必要だろうと思いますので、ひとつその点、多分、今の答弁で御理解いただいていると思いますので、この点についてもう一回ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 最初の答弁でもお答えをしましたように、議会は議会、そして行政は行政、これが一つの議論を経て地域づくりや村づくりの方向が定められることを村民の皆さんは期待をしていらっしゃるというふうに思いますので、その前段ではやっぱり行政は行政、今、いろんな面で御意見をいただいております議会は議会としての住民の負託に応えられるべく議会になるためには、議会基本条例もぜひとも必要だというふうに考えます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） まさにおっしゃっていただいたとおりだと思います。やはりお互いに相互の村民から負託を受けとる行政と議会が、よく村長言葉で使われますけども、車の両輪としてうまく機能するようになって本当にいい形で村全体が動いていくんじゃないかと思いますので、どうぞその点よろしくお願ひしたいと思います。

それで、まさに議会基本条例を考えた場合に、今、ちょうどたたき台をつくったところでございまして、今後積極的にこのあたり執行部のほうとも検討していかんやけんと思います。そのために、議会の機能強化が大切だということは理解していただいたと思いますので、そのあたり理解していただいた上で、例えば今後そのあたりの協議に積極的に対応していただく窓口的なものをきっちりしていただけたらいいなと思うんですけど、このあたりどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 窓口は条例制定の係が、総務課の条例を、いわゆる法律を担当する部分がやればよいというふうに思ってますけれども、自治基本条例の際には村民の皆さんから成る自治基本条例の策定委員会や推進委員会を経たものを正論にさせていただいた経過がありますので、これから村民の出前講座やパブリックコメントもやっていくということでもありますけれども、僕のほうから考えたときには、自治基本条例の推進委員会のほうにも一言声をかけて議論をしていただけたほうがいいのではないかとこのように思ってます。窓口としては総務課のほうでやらせていただきます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 担当の窓口、総務課ということです。ぜひ積極的に協議をかけていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今、自治基本条例の話出ましたけども、自治基本条例、不十分と申しましたけども、自治基本条例で議会あるいは議員の関係が出るところは10条と11条でしょうか。ただ2条だけでして、それで議会の機能を強化していくためには、やはりこういうことが必要だ、こういうことが必要だということであたき台をつくっとります、たたき台。それが約30条に及んでおります。あるいは直に関係あるところはもう少し少ないかもしれませんが、なっております。当然に行政のほうにとっても窮屈なところが多分出てくるかもしれませんが、他意はありませんのでそのあたりを、他意はありませんので、村が全体としてうまく回ればそれが一番いいことですので、そのあたりを積極的に、やはり議会も改善していくところは改善していかにかいけんと思ひますし、執行部のほうももっともっと変わっていただけねばいけなと。こういう機会はまたとないと思ひます。

私は、確かに自治基本条例はいいものができたと思ひます。けども、執行の段階で、私は失敗しとる部分があるんじゃないだろうかと。意識の改革が完全に村民まで伝わらなかつたんじゃないかという気持ちがあります。ですから、いつもこういう機会有るわけじゃありませんので、議会基本条例ができる、考える、この機会にあわせて執行部のほうもしっかりと意識改革を図っていただくと。それでこそ、やはり全体としてのうまく回っていくようになるんじゃないだろうかとこの気持ちでおります。その点、村長、どうでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 行政も議会もですけれども、常に課題を見出したり、改革を考えたり、それは土台は、村民生活をどんなふうに住み続けていただいたり、安心して住んでいただけるのかということ为前提にしながら自治基本条例ができました、21年から7年かかりました。議会は今回、議会基本条例を制定されますということですが、不十分とか、そういうことではなしに、できたものを、つくり上げたもの、村民につくっていただいたものを常に我々はそこを責任を持つ役割があるわけでございまして、自治基本条例が村民に啓発が不十分であつて、失敗ではなかつたかというような発言もありましたが、失敗という捉え方ではなしに、常に改革、改善に向かつていくという気持ちのほうが大勢ではないのかと。評価は評価としてそれは真摯に受けとめて、先に進んでいく努力をやっぱり我々は村民に形として見える姿をつくり上げていかなければならないというふうに思ひます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。村長の意気込みわかりましたので、ぜひこちらのほうもそのように正面で捉えていきたいと思っておりますので、行政のほうも正面でしっかり捉えていただきまして、ひとつ御協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（橋井 満義君） 以上で井藤議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（橋井 満義君） 暫時休憩に入ります。

午後1時58分休憩

.....

午後1時59分再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

議席番号1番、河中博子議員の一般質問を許します。

河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 1番、河中博子です。光陰矢のごとしと申しますが、本当に1年という月日がたつのは早いものです。村民の皆様にはバックアップしていただいて、1年生議員をまずまず無事に務めさせていただきました。今後もぶれず、おごらず、諦めずをモットーに頑張ります。どうぞよろしくお願いいたします。

きょうは、うなばら荘はどう改善されたか、それと地方創生総合戦略の進捗状況について、2点お尋ねします。

1点目は、3月定例会及び12月定例会でも質問いたしました。うなばら荘の健全経営についてです。言うまでもないことですが、私がうなばら荘問題を繰り返し質問いたしますのは、貴重な村費が赤字として流出しているのに、しっかりした対策や将来ビジョンが示されないために、質問のみならず、提案もさせていただいているのです。そのように御認識ください。

さて、平成27年度の決算報告書が提出されました。やはり売上高、営業損失ともに赤字経営に変わりありませんでした。むしろ営業損失で比較しますと、平成26年度がおよそ1,200万円であったのに対して、平成27年度は1,900万円と約700万円赤字がふえています。27年度は村費を使って1,800万円の債務負担行為が行われました。このことを踏まえ、経営改善に向けての覚悟をお聞きしたいと思います。

1、赤字決算に対する分析と評価。2、28年度の経営改善計画の具体策と効果。3、3月定



例会で提案しました、行政、議員、村民の有識者、経営のプロ、うなばら荘の主要メンバーを加えてつくるうなばら荘経営改革委員会は、現在、どのように準備が進められているのか。3月議会で村長は、いろいろな方の意見を聞くのは当然なので、理事会、評議員会と協議して提案に応じられるよう検討したいと答弁されました。私は関心を持って注視しておりますので、その後どうなったのかお聞かせください。うなばら荘については、以上3点お伺いします。

2点目は、地方創生総合戦略についてですが、先ほど同僚議員が質問いたしまして大筋理解いたしましたので、それ以外のものについて少しお尋ねいたします。

まず、情報発信についてです。昨年9月、補正予算216万円でリニューアルされました日吉津村のホームページ、私が確認しましたところ、期待したほどイメージチェンジができたとは思えませんでした。動画や動きのあるものを使うと聞いていましたが、それもほとんどなく、リニューアルとしてうたうからには、もっとおしゃれ感のある、全国発信しても恥ずかしくないものにしなければと残念でした。新しくしたということに満足してはいけないと思いますが、これについて、どう感じておられますでしょうか。

あわせて、昨年10月からことし3月まで中海テレビで放映されました「住むなら日吉津！子育てなら日吉津！！」の村PRコマーシャル、この効果と、時間に換算してどれぐらいの時間放送されたのかを教えてください。

最後に、総合戦略とは直接関係はございませんが、農業の維持、支援にもつながると思いますので、村道富吉線の開発についてお尋ねします。国道431号線から村道2号線にかけて、株式会社ウシオが経営するホームセンターのような店舗が進出するらしいといううわさは前々から聞いています。現在、地権者との同意はとれているようですが、その後の動きが鈍く、最近では地権者からも一体どうなっているんだという声も上がっていると聞きます。地権者にとりまして、情報は必須です。例えば開発が先に延期されることがわかっているならば、荒廃地にしておくのではなく、作物をつくって、その時期を待つことができます。つまり生活設計ができるということです。行政に問い合わせましても、業者がやることですのでというのではなく、行政から積極的に村民が困っている問題を取り上げて解明していくことはできないものではないのでしょうか。この件に関しましてはマスタープランに基づいて行うということでしたが、どういう構想なのかをお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。なお、答弁によりましては、再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 河中議員の一般質問にお答えをしております。

冒頭で申し上げられました河中議員の議員としての姿勢のあり方、これは誰しも同じかなというふうに思っております。大事なことかなというふうに思うところではありますが、1点目のうなばら荘はどう改善されたかという御質問にお答えをさせていただきます。

最初に、決算による赤字額は改善されているか、またこれをどう分析しているのかという御質問であります。指摘のありましたように、平成26年度売上高が2億336万9,000円で、27年度は1億8,678万2,000円で、1,658万7,000円の減少を見ております。その減少の主なもの宿泊が減ったということだと思っておりますし、営業損失で比較すると、平成26年度1,241万4,000円、平成27年度が1,926万1,000円となっておりますが、この影響というのは1月の寒波が大きな影響を与えたというふうに見えますし、それから非常に申しわけないことでありましたけれども、100分の2ミリの大きさの目では見えない魚介類にさばる虫によって食中毒を発生させたということで、その影響が売り上げを引き下げてしまったというふうに考えております。食中毒の影響というのはまだ多少残っておるというふうに見えます。それから、そういう意味では売り上げ伸ばすために、法要や庭園バーベキュー等、季節に合ったさまざまな商品などを検討し、経営改善に向け、努力をしているところであります。

そして、決算報告でも申し上げましたが、今定例議会の報告事項であります村民の利用はふえております。お客様アンケートでも、料理がおいしかった、接客態度がよかったなど、お褒めの言葉もいただいており、さらに職員一丸となって経営努力をしまっている所存であります。

次に、平成28年度経営改善計画の効果についてですが、先ほども述べましたように、うなばら荘の経営改善計画に基づいて営業体制の再構築を目指し、季節に合った商品など、魅力あるものを協議をしております。新規顧客の獲得ではJAFの会報での宣伝、各地区のタウン誌への掲載など、広島、岡山、関西方面への展開等を行っております。さらに料理の工夫や接客の充実を図ってきております。人員配置の適正化も目指しておりますし、あわせて大浴場、お風呂場の改修等、戦略的な設備投資もあわせて、広域行政のほうで議論をしていただいとるところであります。

最後に、うなばら荘経営改革委員会についてですが、現在、検討の段階であって設置には至っておりません。経営会議として、西部広域の施設課とうなばら荘と事務局で毎月第3火曜日に実施をし、経営改善はもちろん、施設整備についても議論をし、対応をしているところであります。このほか村民で構成される理事会や評議員会からも御意見をいただくとともに、毎月のお客様アンケートの御意見も踏まえながら、健全なうなばら荘運営を目指しているところであります。経

営改革委員会の設置については、河中議員がおっしゃいましたが、さまざまな立場の人、専門家、議会も含めてということもあったかと思いますが、その部分では議会のほうから十分な御理解をまだいただく段階に至っていないというふうに思っていますので、引き続いて御理解をいただきますようお願いをしていきたいというふうに思っておりますので、今後も関係者一丸となつてうなばら荘の経営の健全化に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

2点目の地方創生総合戦略の進捗状況はという御質問であります。総合戦略の進捗状況等については松田議員にも答弁をさせていただいたところでございまして、まだまだ推進しなければならない事業もあるというところございまして、全体的には、課題もあつたりはしますが、順調に進んでいくというふうに思います。

今年度は、移住定住並びに情報発信に関しまして、PR強化のために新たに日吉津村独自のパンフレットを500部作成し、県外の移住定住セミナーなどに活用したいと思っております。また、切りかえが遅くなっておりましたが、6月13日にリニューアルをホームページをしたところでありますけれども、河中議員から見れば、まだレベルが低いという評価のようでもありますけれども、PR動画等によって本村の移住定住や情報発信等をさらに進めていきたいというふうに考えております。

それから、日吉津村に家を建てたいが住宅建築可能な土地が限られており、家を建てる土地がない、住みたくても住めないという方が増加しておりますので、住宅建築が可能な土地の所有者、空き家の所有者の方を対象に土地の活用意向を伺って、住宅建築を促進することを目的に移住定住促進に関するアンケートを昨年11月に行つて、対象146人ございましたが、回答者は96人ということでございまして、土地については、すぐに売却したい、5年後程度までには売却したいがそれぞれ12%ありました。売却の方法について、依頼先がないので紹介してほしいというのが24%ございました。売却する際には、役場を通じて公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会に相談したい方が30%を占めておられました。現時点で、役場を通じて協会にアセスンした方は14名となっております。その中で、土地の売買が成立した方は2名、また現在、商談中の方も数名いらっしゃるということでございました。アンケートの際に、土地を売却した際の税金が知りたいというような意見が多く寄せられましたので、本年1月に税に関する説明会を開催したところ、40名の参加があつて、土地所有者の税に関する関心の高さがうかがえたところでもあります。現在も役場に土地の情報についてのお問い合わせが結構ありますので、村のホームページの移住定住支援の中に土地、一戸建ての売買物件情報を掲載して、情報の発信に努めており

ます。

そして最後に、村道富吉線の開発ということでもありますけども、平成27年3月に見直しをされた米子境港都市計画区域マスタープランにおいて、日吉津村内の国道431号沿道区域は商業地として位置づけられて、地区計画制度の導入によって環境整備を図ることとなっております。ここまでは、行政的に米子、境港との都市計画マスタープランの協議の中で、村は商業的な土地利用を主体ということでのマスタープランに位置づけていただいたものであります。次は、事業者さんが商業主としての開発をされるわけでもありますけれども、その開発に当たっては当然地域の活性化や利便性の向上、各種経済効果等の好影響を与えることはありますけれども、反面マイナスの要因も抱えるわけですので、交通渋滞、交通事故など、周辺環境への悪影響などが発生することも村としては十分に考えていかなければならないというふうに考えるところでありますので、バランスのとれた開発にならなければならないということで、町内で既にあのエリアで商業者が商業系の事業を展開される際にはどんなことが起きるのかな、さっきの交通渋滞などの話もありますので、業者さんの意見が我々に、開発の意向が我々のほうに伝わってきたときには、我々はそれを村の姿勢として示そうということで議論をしておるところであります。

そういう意味では、開発事業者から開発計画はまだ示されておりません。今後は開発事業者と関係権利者等で構成されるまちづくり協議会が組織されて、その中で都市計画、それから道路、交通安全、農林水産、廃棄物、商業、農地法等の関連する法令の県が管理する部分もありますし、村が管理する許認可の権限を持つ部分もあります。特に交通安全など、村道などは私どもの権限でありますので、法令に従った、事業者さんと権利者とでつくられるまちづくり協議会が事前協議という形で県なり村なりに持ってこられるということになります。

そして、この事前協議で調整をしていくわけでもありますけれども、調整ができた段階で、改めてまちづくり協議会からは地区計画の都市計画提案を行っていただくことになります。そこで都市計画法の法手続が開始ということになるわけでもあります。都市計画法の法手続ということになりますので、村でいえば、村の都市計画審議会で審議をして、鳥取県の同意を得て、さらには村が地区計画の計画決定をしていくということになります。そこまでの段取りができれば、開発の規制が厳しい市街化調整区域において商業開発が可能となります。その後、今度は具体的に農地転用とかの手続と工事着手などが進んでいきますので、まだまだ何度も事業者なり関係者とでつくられたまちづくり協議会との議論する時間は、機会はまだまだあるということですので、詳細が地権者の方がわからないというようなことを言っておられるということは、その辺は私よくわかりませんが、今言ったように、まだマスタープランが許可になった段階ですので、

具体的にはこれから詰められていくというふうに思いますし、現場のほうでは、実際にこれまで作業場で使っておったところが開発をされれば作業場として使えなくなるので、次の土地を考えていかなければならないなという声は1件ほど聞きましたけれども、じゃあ、具体的に事業者さん側と地権者と協議があったのかということではまだ伺っておりませんし、それで、そういう声もありますので、開発事業者には近いうちに村に出かけていただいて今の会社側の話を聞かせてほしいと、うちも議論したものはなるべく手戻りがないように、村としての意向もお伝えをするという段取りでおるところでありますので、そのようなことをお答えをして、河中議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

それから、ホームページの換算時間などの件につきましては、担当課長のほうからお答えをいたします。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 再質問させていただきます。

まず、うなばら荘についてですけれども、売上高、営業損失、その赤字の内容について承りました。村費をつぎ込んでいるわけですから、さらなる努力をしていただきたいと思います。

村民は、赤字額が減ればそれでよしとするものではございません。企業の体質を変え、冗費、つまり無駄な費用を省きながら顧客の満足度を高め、利用者数をふやし、赤字減少、利益増加に転じる形を期待しているのです。そのために一時的に赤字がふえても、将来への投資として納得できる施策であれば、一向に構わないわけです。そこで改めて伺いたいのは、その方向での経営改善が着実に進められているかどうかということです。

次に、経営改善と効果についていろいろとおっしゃってくださいました。3月に示されました経営改善には、なるほどたくさんの項目が上がっています。今年度こそはという思いが、日々努力していただいていると思いますけれども、厳しい言い方をすれば、それはいわば当たり前のことで、改革、改善というからには、誤解を恐れず申し上げますと、例えば経営スタッフの総入れかえをすとか、もっと思い切った切り口で考えないといけないのではないのでしょうか。そういう構えが一向に見えないのです。

先ほど、運営会議とか理事会、評議員会で健全なうなばら荘経営を目指している、そういう会議をやっているということでしたけれども、それらの会議を長年続けてこられて、何が変わりましたでしょうか。そういう思いから経営改革委員会を提案しているのです。ぜひ考えていただきたいと思います。

なぜそういうことを申しますかといいますと、まずそういうことはないと思いますが、例えば

村民が赤字を問題にするので、それならば減らしてやろうとばかり、俗に言う安かろうまずかろうの方策をとった場合も、一時的には売り上げ減、赤字幅縮小という現象は見られますでしょう。しかし、それではあすの展望がない対策と言わねばなりません。お客の舌は肥えています。少々食材が高くついても、おいしかった、また食べたいと言っていただけで改善していただきたいと思います。口コミは下手な宣伝より効果抜群です。もっとも逆の場合、つまり料理がまずい場合もマイナス効果は大ですので要注意ですけれども。

それから、人件費の削減による経営改善も一時的には決算数字の改善をもたらしますが、それは禁じ手と言われ、無策な経営者の安易な方策と言われていています。経営改善計画の費用削減策に人材の効率的な配置、食材と原価管理の徹底とありましたので、少し危惧するところです。

もう1点気になるのは、会議研修費の支出が少ないということです。職員研修がまともに行われているのでしょうか。やはり人材育成には時間と金をかけるべきだと私は思います。近隣の同業同士での研修もさることながら、県外に出かけてプロの仕事ぶりを見ることも必要だと思います。職員研修費を幾ら使っているかで、その企業の内容がわかると専門家は言います。これは役場にも同じように当てはまることだと思いますが、うちは老人保養施設だからそこまでなくてもではなく、客に対する心構えはその施設の命です。

以上、指摘言いました各点について、経営改善についての覚悟をいま一度お聞かせください。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） スタッフの総入れかえなどということ、本当にお考えですか。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 先ほど誤解を恐れずというふうに申し上げましたけど、料理を変える、お客をどうして入れるか、そういうことももちろん必要ですけれども、根本的なことから発想してみようかと、そういうようなこともあっていいのではないかとということで申し上げました。今のスタッフをかえてくださいという意味ではございません。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） それは最初の表現と今の表現とは、受けとめ方、多少、僕は違えて受けとめてますので、安かろうまずかろうという発想も持っていませんし、このごろの利用者の声は、それは少なくなったというふうに思ってますので、現場の従業員が結構努力してきたなというふうないい方向で受けとめてます。

それから、人件費の削減も一時しましたけれども、おっしゃるとおりで、勤労の意欲が下がっていくということもありますので、それは安易にしちゃあならんということですが、同業

他施設の人件費の状況から見るとどんなかなということで考えたときには、恐らく安いのではないかという気がしてます、あんまり言えんですけど。

それから、人材育成が不十分ではないか、経営改革の専門家も入れてということは、広域行政を通じたりしてそんなこともしてきましたがまだまだ不十分さがあるということです、その御指摘のとおりだというふうに思っています。

そういうことで、常にそこに変わっていくということを支配人と副支配人が言い続けてますので、そこは報告受けながら、いい方向での職員の勤労意欲を持ち上げたり、職員の質を上げたり、サービスの質を上げる努力が重ねられておるといふふうに考えておりますので、期待もしておりますけれども、決して赤字でいいというようなことでは、御指摘の当然のことではありますけれども、しっかりと努力をしていくことが必要であるといふふうに思います。

途中、河中議員の先ほどの質問の中で改善の方向という部分を答弁し切れてない部分があるかもしれませんが、聞き逃してしまいましたので、申しわけありませんが、そのことはお断りをして、とにかく村民が楽しんで、うなばら荘に行けばええなど、料理もうまいしということで行っていただける施設にしていきたいといふふうに考えておりますし、河中議員におかれても、また御利用いただいて評価もいただければといふふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 先ほどの職員の研修のことを言われたと思いますけども、決算に載っております会議研修費については、理事会、評議員会の研修費という形で載っております、職員研修については、26年度までは講師を呼んで研修をしたりしておられたようですが、27年度から1泊で、27年度は6月に神戸のほうに15人程度、2班に分かれて研修ということでされてるようであります。大体6月ごろに、要は人の多少少ないときを見計らって、外のホテル等の経営とかそういうところを研修に行くということでしておりますので、28年度もまたそういう計画で出かけるということで職員研修をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） わかりました。本当に研修は大事なことですので、よろしく願います。

人件費についてですけれども、去年は久しぶりにボーナスが支給されたと聞いています。職員の士気を鼓舞するためとのことですが、方策として大変よいことだと思います。労働意欲、モラルを高めて、村長がおっしゃいますように、職員が一丸となって経営改善に取り組んでいた

だき、なるほどうなばら荘は変わったと利用者の皆さんに言っていただけるように頑張っていた  
だきたいと思います。

ところで、伺いますが、緊急事態対策はどのように策定していらっしゃいますか。地震、火災、  
宿泊者の急病、けがなどの事故対策、24時間、何が起こるかわかりません。食中毒もそうです  
が、客の命にかかわることですので、緊急性を要します。従業員の危機対応訓練はできているの  
でしょうか。これは経営の重要な課題ですので、これについてお答えください。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 危機管理については対応しております。年1回ですけども、9月か  
3月にということで、昨年は9月に訓練を行っておりまして、一つは救急の蘇生法の訓練という  
ことと火災での消火訓練ということを行っております。毎年何かしらの訓練ということで、地震、  
火災等の対応ということで行っております。

それから、ふだん急病とか出たときには、一応宿直がおりますので、そこを通して病院につな  
ぐというような形で行っておりまして、職員会議等を行う中で、そういうとこの確認をして行っ  
てるということでありまして、あとちょっと補足ですけども、先ほど給料のほうが、昨年ボーナ  
スを出したということ、その額が500もありまして、それが景気の減額の700万っていい  
ますか、差額の700万になっておりますので、売り上げは下がっておりますけど、現状として  
は今頑張ってるということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 先ほどの補足の説明、大変よくわかりました。うなばら荘のその  
訓練なども本当に事故のないように、よろしく願いいたします。

それと、中海テレビで放送いたしました村PRコマーシャルなんですけども、49時間ですか、  
すごく多いですね。これだけオンエアしたら、視聴率効果は十分であったらと思います。

それと、2点目の村道富吉線の開発ですが、先ほどの村長の説明は大変なかなかややこしくて、  
難しいものだなということはよくわかりました。でも、最後に、開発事業者に出向いてもらって  
その辺の話をするというふうに言ってくださいましたので、私のほうに聞きに来られた方に、そ  
のように説明しておきます。要するに農業者の方は、出店される方の責任ですというふう  
に言われるんですけども、本当にもうちょっと自分たちがといたしますか、村民の困っている姿を敏  
感に察知する、そういうアンテナの感度が問われているように思います。ぜひ、本当に開発とい  
うのを、企業誘致というのはいまやれば村の発展にもつながりますし、税収もふえること  
ですので、農業者の方がそういう気持ちでいらっしゃるということを踏まえて、今後対応していただ



きたいと思います。

終わりに、一言申し上げます。勇将のもとに弱卒なしと言います。町長がかわれば役場が変わる。役場が変われば町が変わる。隠岐島前の海士町で果敢なチャレンジを続けておられる山内道雄町長の言葉です。役場を住民総合サービス株式会社と位置づけ、町長はその社長、副町長は専務、課長は重役、職員は社員、町民は税金を納めた株主であって、またそのサービスを受けるお客様と位置づけ、奮闘したと言われます。それは、平成20年度には確実に財政再建団体に転落が予測され、夕張のようになる、島が消滅するとまで追い詰められた状況を切り開くために、山内町長のもと、必死の努力を傾けている役場だからこそできるものです。

日吉津村は、先人の努力で財政的には自主財源率も高く、一見安定しているかのように見えますが、それは先輩の労苦の上にあぐらをかいているとも言えるのではないのでしょうか。一旦経済的な大変動が起きたときは、村はどうなっていくのか。今から基盤を固めておかないと、急な対策も間に合わず、日吉津丸の沈没につながりかねません。やはり今必要なのは役場、議会の活性化と危機意識の再認識であり、住民意識の向上、つまり賢い村民に育っていくことであり、新しい産業基盤の構築です。その中で、うなばら荘やイオンモール日吉津、アスパルの御努力で生まれました日吉津に押しかけてくる皆様を何より大切な財産と考え、その他の資源を加えて、うなばら荘改革、総合戦略など、村づくりを進めるべきではないのでしょうか。村長の所感を求めまして、私の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 所感を求めるということではありますが、先人の努力でここにあるわけがあります。今があるわけですので、我々はその努力を引き継いで、次の世代に引き継ぐのが今を預かる我々や議員さんの仕事であるというふうに思っていますので、それは王子製紙さんがあっていいなということはありませんでしたが、イオンさんができたのは村として誘致をしたということでもありますし、アスパルさんは大きな店の横であわせて集客に努めていらっしゃるということでもあります。それから、今回の富吉線の開発も、ある意味ではバランスのとれた開発につながっていかねばならないということだと思いますので、そんなことをこれからの先に進む議論にしていきたいというふうに思いますし、うなばら荘においては、かつて温泉を掘ったらという村議会の意見があったりして、当時の首長が温泉を掘って、温泉が出たよと。そのときに、今度は、じゃあ、施設をうちげじゃ建てられんので広域で建ててもらおうと、土地を提供し温泉を提供しうなばら荘を、いわゆる宿泊施設をつくってもらおうというようなことで我が村の生い立ちがあっておるといふふうに思っていますので、それをしっかりと次の世代に引き継いでいくのが我々

の役割かなというふうに思ってますけれども、人口減少社会を迎えて、ここが非常に難しくなりつつあるなということは実感としてありますので、その辺を頑張っていかなければ、それこそ、幸い今、人口増加の傾向にありますけれども、そこは油断をしてはならないというふうに思っておるところでありますので、そのような行政運営をしながら、次代を担う若い人たちにつないでいくことが必要かなというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で河中議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） 暫時休憩に入ります。再開は午後3時再開いたします。休憩に入ります。

午後2時45分休憩

午後3時00分再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

通告6番、議席番号6番、江田加代議員の一般質問を許します。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。私は、きょう3点について質問いたします。

まず、1点目です。国民健康保険の県一本化の具体的な動きについて質問いたします。再来年、平成30年実施予定の国保の県一本化の具体化の動きについて質問いたします。

1点目は、県と市町村の協議の場、県市町村国民健康保険連携会議は公開されるのでしょうか。

2点目は、国保が構造的問題を抱えた制度であることは広く知られてきました。そのことが、県が保険者になることについて難色を示してきた要因の一つであります。構造的問題解決の方向は示されているのでしょうか。

3点目、一般会計からの法定外繰り入れ問題についての検討はされているのでしょうか。

4番目、滞納者への資格証、短期保険証の発行についての検討はされているのでしょうか。

5番目、少子化が社会問題になっている、オギャーと生まれた子供が国保の被保険者になった瞬間に、医療分と後期高齢者支援金分の均等割額が賦課されます。競って少子化対策が構じられている現代で、18歳までの被保険者には均等割額を賦課すべきでないと考えますが、検討はされていないのでしょうか。

6番、現金収入のない被保険者にとって、資産割の負担は苛酷です。資産割についての検討はされたのでしょうか。

7番目、県との協議の場で大いに市町村の状況を訴え、医療の必要な村民が安心して利用できる国民健康保険制度を守る立場で発言していただくことを求めます。村長の所見を伺います。

2点目についてです。中高生の活動支援事業を伺います。今年度、28年度新規事業の中高校生自主サークル活動支援事業の取り組み状況はどのようになっていますでしょうか。

1点目、具体的な事業計画と取り組み状況について、2点目、中高生の反応と課題はいかがでしょうか。教育長代行者に御答弁お願いいたします。

3点目、児童館に正規職員の配置を。働く母親に小1の壁。親が働き方の見直しや子供の預け先に苦慮。小学校入学を機に育児と仕事の両立が困難になる小1の壁が、働く母親たちの前にはだかっています。実態把握、適切な支援を望む声と、米子市の学童保育の実態を報じた新聞の記事でした。少子化対策や仕事と子育ての両立支援に学童保育は必要不可欠であり、特に働く母親にとっては安心して仕事に行ける大きな支えになっています。本村の場合、全児童が対象の通年利用事業としての児童館の活動や、小学校の図書館、まなびルームを活用した夏休み中の児童預かり事業、ひえづっ子クラブ、そして保護者が就労等により放課後家庭にいない児童を対象にした放課後児童対策事業、放課後児童クラブが一体的に取り組みられています。指導員の安定した就業形態を保障し、さらなる質の向上を目指していただくことを期待し、2点質問いたします。

1点目、児童館に毎日通ってくる子供たちと信頼関係を築きながら毎日を過ごすためには、同じ職員が継続して勤務できる体制が保障されていることが重要です。正規職員の配置を求めます。

2点目、昨年4月から子ども・子育て支援制度によって、本村の放課後児童対策事業がどのように変わったのでしょうか。

以上について、村長の御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 江田議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、国保の県一本化の具体化な動きはということで、今、江田議員の質問の中で、想定できる心配事が全部出していただいたものかなという気がしますけれども、まだまだそんな段階に実はなってませんが、一つ一つお答えをさせていただきますと、1点目の県と市町村の協議の場、県市町村国民健康保険連携会議は公開されるのかという御質問ですが、この新制度に向けて具体的な協議を行っていくために、現在の市町村国保主管課長会議を県市町村国民健康保険連携会議に移行し、県内市町村の主管課長、県医療指導課長、国保連合会事務局長を構成員として開催さ

れます。現在、この会の公開予定はないというふうに向っています。今後は、市町村からの意見を踏まえて判断をしていきたいということでもあります。

2点目の構造的問題解決の方向は示されているのかという御質問ですが、国民健康保険はもともと、御案内のように自営業者や農家などのための医療保険制度でしたが、産業構造の変化や雇用形態の多様化により、現在は、加入者の多くが非正規労働者や無職の人になっています。高齢者も多いため、医療費の支出も大きくなります。また、社会保険のように企業側の負担部分がないことから、保険料負担が重く、滞納者が多くなっているのが現状です。この高齢者が多いため医療費の支出が高い、低所得の方が多いため財政が安定しないという根本的な課題は、財政主体が都道府県に移行しても、御指摘のように、簡単に解消されるものではございません。国は、企業が保険者となる健康保険組合の保険料を引き上げることや、75歳以上の高齢者の保険料を引き上げて赤字部分を埋めることを提案していますが、まだ正式な方針は示されていません。新制度移行後のこうした課題対応も含め、新制度に移行した後も、県、他の自治体、国との連携協議を続けてまいります。

3点目の一般会計からの法定外繰り入れ問題についての検討はされたのかという御質問ですが、国民健康保険事業の財政運営において、被保険者の税金や国、県からの交付金等の収入で賄うことが難しい、いわゆる赤字の部分を一般会計から補填する法定外繰り入れについての課題は全国の自治体が抱えておるということでございまして、自治体が小さいとか大きいとか、そういう問題ではない、どこの自治体も抱えとるとということのようです。さきの構造的問題の回答とも重なりますが、都道府県が財政運営の主体となっても、この財政赤字を効果的に解消することは難しいというものであります。これについての協議はこれからですが、国からの明確な対策が必ずしも示されないことを前提に、新制度への移行後も県や他の自治体と話し合いを行っていくことになろうかと思っております。

4点目の滞納者への資格証、短期保険証の発行についての検討はされたのかという質問ですが、国民健康保険事業の各種サービスの具体的な方法等はこれからの協議となります。財政運営の主体が県となっても、実際の保険料の徴収や各種サービスの手続については引き続き各自治体が行うことになると思っております。そのサービス内容をどのように統一していくかは、住民に一番近い市町村が積極的に意見を出して議論を進めていく必要があるというふうにあります。

5点目の18歳までの被保険者に係る均等割額を賦課すべきでないと考えるが検討されたのかという質問については、鳥取県から具体的な情報が届いてませんし、まだそんな議論をしての中に入ってないということでもありますので、実際には議論がまだ始まってないということだと思

っております。国が出しておりますガイドラインの中には、参考として、標準保険料率の算定方式や市町村標準保険料率算定方式として5通りが示されておりますけれども、今後はこれらを参考に、県で開かれる県市町村国民健康保険連携会議の部会で検討されていくものと考えております。

6点目の資産割についての検討はされたのかということですが、こちらについても、先ほどの均等割額と同様に触れられてはおりません。ガイドラインの標準保険料率の算定方式や市町村標準保険料率算定方式としての5通りの中に示されておりますが、こちらも県で開かれる県市町村国民健康保険連携会議の部会で検討されるものと考えております。これらの検討を経て、村として、県が定めた標準的な保険料算定方式を参考に実際の算定方式や保険料率を定めることになると思います。

7点目の県との協議の場で大いに市町村の状況を訴え、医療の必要な村民が安心して利用できる国民健康保険制度を守る立場で発言していただくことを求めるという質問であります。さきにも申し上げましたとおり、現在の国民健康保険制度は財政運営の上で大きな課題を抱えておりますので、市町村単位でその赤字を抑えながらサービスの質を維持をしていくことが困難でありまして、平成30年度の新制度移行が決定されたわけでありまして、この赤字対策として国が提案しております健康保険組合等への負担増は子育て世帯への影響が、高齢者への負担増は年金生活の低所得者への影響があることから、赤字対策としての効果は難しいというふうに考えます。住民に直接かかわる市町村には、より具体的な課題が見えることから、新制度に向けて財政課題やサービス提供について積極的な提言を行ってまいりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

ということで、何ら具体的な回答ができません。今28年ですので、29年中に決めていかなければならないということですが、果たして30年の4月にこんな状態でスタートできるのかということで、ちょっと不安を感じてますので、介護保険のようにスタートして走りながら検討するという厚労省の、何か、やり方みたいなのが見えない、見え隠れするかなというところで。県と市町村、国民健康保険連合会、県の医療医事課あたりとも、まだまだとても議論をするような段階に、課長会でもなっていないというふうに、僕、理解をしておりますので、これからかなという気がしますが、あんまりにも遅過ぎるなという気がして受けとめております。御意見の内容は承りましたので、それぞれ担当課長も理解しながら会議の席には発言を求めていくこととなりますが、特に我が村の被保険者は比較的、県内で見れば所得が高いという統計データがありますので、県内一本の保険料率を定めるというようなこととなりますと保険料がかなり

上がるという危惧をしておりますので、その辺はやっぱり、2,200億でしたかね、国の投入が、それではやっぱり足りない、今3,800億ぐらいの国保の赤字になってますので、そこをやっぱりつぎ込みをしてもらわんとちょっとえらいのかなという気がしてますので、その辺は町村会等を通じて国のほうに意見を出したいというふうに思います。

それから、中高生の活動支援事業については後ほど教育長代行から答弁をさせますが、次の児童館に正規職員の配置をという質問につきましては、御意見の中にありましたように、我が村は小1の壁も夏休みの壁もないというふうに思ってます。それだけのサービスをして、いわゆる安心して仕事についていただける体制になっておるというふうに考えてますが、そこで今、江田議員が言われておりますのは、質の問題を言われておるのかなという気はしますけれども、児童館は福祉保健課長が館長を兼務しながら、児童館には児童厚生員2名、そして午後から出勤してきますパート職員7名、代替職員3名の体制となっております。通常60人ぐらいが来ますので、人的には相当厚くしておるというふうに僕は思ってます。

児童館では、3年前から子育て支援アドバイザーの指導、助言によって自主的な研修をふやすとともに小学校の教員からも直接子供たちとのかかわり方について学ぶなど、職員の資質、意識の向上を図ってきておるというふうに思っております。目指す子供の姿として掲げている児童の挨拶、整理整頓などの生活習慣も定着しつつあり、活動内容も充実をしてきておるというふうに、その成果を評価する保護者からの声も聞こえてきておるところでありますので、児童館の職員には、本当に頑張っていて今の人員体制で小学校の子供たちをしっかりと時間外を過ごさせてもらっておるというふうに思ってます。

2点目の子ども・子育て新制度のもとで本村の放課後児童対策に変化はあるのかという質問でありますけれども、新制度における放課後児童クラブの主な改正点は、対象年齢を小学校6年生までに拡大したこと、設備や運営に関する基準についての条例化であります。

条例の中では、放課後児童支援員の資格、配置についてや、児童1人当たりの面積要件も規定をしております。我が村の児童館は従来から小学校6年生まで受け入れておりまして、本村が行ってきました放課後児童対策が大きく変わるものではありませんし、国の制度がようやくうちの制度に、うちに追いついてきたというふうに思っておるところでありますので、さらに児童館に来る子供たちが充実をして、そこで生活ができるようになるよう努めてまいりたいというふうに思います。

ということを御答弁を申し上げて、中学生の活動支援事業については教育長代行をもって答弁させますので、よろしく願いして、江田議員の一般質問に対する私からの御答弁とさせていただきます。

だきます。

○議長（橋井 満義君） 下口教育長職務代行者。

○教育長職務代行（下口 哲司君） 江田議員の中高生の活動支援事業に関する一般質問について  
お答えいたします。

今年度から地方創生総合戦略の一つとして、未来を担う中高生を対象にヴィレステひえづで活動する機会を提供し、青少年が地域とつながり世代を超えて交流することで、日吉津村を愛し、日吉津村に愛着を持ち、活躍できる人づくりを目指す中高生の活動支援事業を行っております。

事業計画は、ワークショップ、先進地視察、イベント開催などです。取り組み状況は、5月に社会教育関係職員を対象にした研修会を実施しております。現在は選挙の街頭啓発や、生涯学習大会のイベント企画に高校生を募集しております。また、図書館では中高生のお話ボランティアの募集を行うなど、参加機会をふやしているところです。呼びかけ方法も工夫しております。従来の村報や防災無線によるお知らせではなく、他のイベントに参加している中高生へ直接呼びかけをしたり、高校生宛てに郵送を行っております。応募締め切りや事業実施は7月ですので、反応についてはまだこれからというところであります。研修やイベントの具体的な内容につきましては課長より説明させますので、御理解を賜りますようお願いし、江田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 江田議員からの一般質問にお答えをします。

事業の具体的なという部分のところでお答えをさせていただきますと、まず、5月9日にヴィレステひえづにおきまして、西部町村社会教育協議会、これが社会教育の関係者で、西部の町村のいろいろな担当する者が集まっております。これで「地域で活躍する高校生」と題しまして、公益法人鳥取県民活動活性化センターの職員から高校生の活動実例を数例お伺いをしております。一つには、「トットリハイスクールマガジン」ということで高校生向けのフリーペーパーをつくる活動をしている高校生の活動報告などをお伺いしました。

7月2日土曜日にイオン日吉津店におきまして、7月10日の投票日のある参議院議員選挙の街頭啓発活動を行うようにしております。選挙管理委員会のほうからいろいろな資料をいただいて、高校生のピラ配布をする予定であります。配布をする者は、選挙権の有無にかかわらず高校生就学年齢を対象にしておりますし、配布物はこれから届きますのでそういった物を持って行くということです。今回から選挙権を持つ18歳、19歳がありますが、高校生がこういった選挙活動についてPRするというので自覚を持たせようというところで考えています。

7月17日にヴィレステひえづで生涯学習むらづくり推進大会・図書館大会を行います。午前中は講演会を計画しております。「大人が笑えば子どもは笑う」ということで、ホスピタル・クラウンの大棟耕介さんに講演をいただこうと思っています。そして、12時から1時半まではワークショップを出会いストリートで行います。バルーンアートや巨大福笑いなどをするという予定にしています。

そして、午後1時半から3時に映画会を予定しておりますが、この映画会の企画に高校生プランナーを募集するということです。高校生で企画をして映画会をしませんかという呼びかけ、映画会までの取り組みをそれぞれ自分たちで考えてほしいなというものです。案内の中には、映画会には興味がないけども何かをしたいということについても、事務局のほうに問い合わせをしてくださいということと通知を個人宛てに送るということをしております。図書館の中高生のお話ボランティアも現在募集しておりますので、そういったところで地域で自分たちの活躍する場ができるということを皆さんにお知らせをしたいということですし、先ほどありましたダイレクトに直接郵送するという方法をとるのは、防災無線とか村報に高校生、中学生が触れる機会がなかなかないのかなと。家庭のほうに届いていても、そういった年代が読むということがあるのかなということがありましたので、今回は高校生就学年齢の者に直接郵送して、中のチラシを見ていただきたいということで行っています。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 江田です。では、再質問させていただきます。

まず、国保の県一本化についてです。いろいろかなりのところで具体的なものもあるのかなってございましたけれども、今具体的なものがほとんどないという感じです。それでですけれども、この連携会議の中には日吉津村からは福祉保健課長さんが参加されるんですか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員さんの御質問にお答えします。

この連携会議といいますのが、今までありました国保担当主管課長会議という各市町村の担当課長の会議ですので、私もそれに入っておりましたので移行後もそちらには参加をいたします。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） それでは、ちっちゃな村ですので、いろいろな問題、具体的に抱えておる国保でした。だけど、村長の、何ていいますか、力強い一般会計からの繰入金で何とか皆さんがやってこれました。ですから、大きな米子市、鳥取市、そういったところじゃなくて、



こうして頑張ってきたちっちゃな村からどんどんと発信していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、構造問題の解決の方法が、これは国と地方の話し合いの場がありますよね。その情報が結構国保新聞には詳しく載っております。具体的に知事さんがどういった発言をしたかというようなことも本当に事細かく載っておりますので、本当にこれまでに知事さんたちの頑張りがすごかったのだなって思っております。例えば、改革会議の中で知事さんが発言されてますけれども、国保全般の本格的な議論をしないまま、枠組み、方針、時期、運営主体などを法案に明記するのはいかなものかとか、それと低所得者、無職者がふえる中、慢性的赤字をどう克服したらいいのかの構造問題の議論が一切行われていないというようなことも述べておられます。そして、改革会議の中では、医療費を無理やり抑え国庫負担を削るやり方で問題は解決しないと知事さんもおっしゃっておりまして、こういった中でかなり、やっぱり国も動いたような気配があって、それで当分5年間は激変緩和措置はとっていくとか、そういった方向は出しております、確かに。

また、これは国と地方の協議の場だけの議論じゃなくって、この構造問題については健保連と協会けんぽのほうからも国のほうに要望書が上がってます。それは、協会けんぽ、今の国保の会計を見ますと、国の国庫負担よりも協会けんぽ、被用者保険が負担する前期高齢者交付金っていうその金額が国の国庫負担を超えました。ですから、被用者保険も本当にかんりの負担をしておりますので、それはただごとではないというような立場で意見書を上げたりしておられます。その中でですけれども、これも国保新聞の中にもありましたけれども、これは健保連と協会けんぽのほうからなんですけども、国保の運営をあれこれ言うつもりはないと前置きした上で、今後ウオッチさせてもらいたい。保険者努力支援制度は、医療費適正化や保険料収納率の向上など、国保はもっと頑張っていただかんといけんというような発言をされております。

そうしたところに今度は、国民健康保険の側、国保中央会のほうは、定年被保険者のときに健康づくりをしっかりやっているか否かで影響がある。定年や非自発的な失業、心を病んで職場を離れざるを得なくなった方を国保が担当しているのだというような、そういった本当にもう激しい議論がされているようです。そこで仲介役の方が、対立の構造は持ち込まないというようなことになったそうですけれども、やっぱり私は、これくらいけんけんがくがく議論が必要ではないかなって思いました。ですから、今の県のこれからを決めていかれます運営方針なんですけど、これについてもけんけんがくがく実態をどんどん市町村は上げて、国もいろいろ要望して、そういった連携会議にしていいただきたいんですけども、いかがでしょうか。なりそうですか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 対立の構造になってはならないという話ですけども、今の政府の仕掛けは対立の構造を生んでおるといふふうに見てますので、この国保の財政の厳しさは、それは協会けんぽも健保連も受けませんよ、それはね。そこに求めてもと思ってますので、やっぱり政府が抜本的なところにてこ入れをしないと、いわゆる協会けんぽの人は、国保はもっと頑張れやという当然の発言になると思ってますので、そこはやっぱり我々も知事には言いますが、解決の仕方は県ではない、県と市町村ではないというふうに僕は思ってます。あくまでも国の方向で解決をしていかなければならないというふうに思ってますので、当然、県に対してはそれぞれの町村が実態を言って議論をしますけれども、到底その県の新たな会議、組織の中で解決するような問題ではないと思ってます。どちらかといえば、表現は悪いですけども、県は今のままだと保険料を徴収するだけの組織になりかねないと、なるのではないかという懸念をしますので、そこはやっぱり言っていかなければならないと思ってますし、従来から私自身が言ってますのは、今の制度設計は30年に保険料を集めるだけの組織を県下一本でつくるといふことで、御指摘のようにマイナスばかり言ってみたってプラスにはならんわけですので、やっぱりそこは抜本的なことと、それから県の役割として、先ほどありました現役のときの健康をどげするのとかというようなこともありました、やっぱりその辺は県としての県民の健康づくりという観点での都道府県化が必要かなという気がして、県はそここのところ、我々は現場で保健師が職員が住民の皆さんの健康づくりをやっていきますけれども、それは一つ高いところで県としてのそういう姿勢を持って健康づくりにも取り組んでいただかないと、いわゆる保険料を集めるだけの機関になりそうな感じがしておりますので、そのようなことを申し上げて、これは一つの県と市町村とでは解決のできない問題と思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 村長の思いと、私、ばっちり一致しておりますけれども、この資料ありがとうございました。これは都道府県国民健康保険運営方針、これをもとにして国のいろいろと方針が決めていくんですね。これ議論されていくんですね。

この中にですけども、この策定要領は地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言であると書かれています。この技術的助言ってというのは、私これは、じゃあ必ずこれには従わなくていいですよと、そのように理解すると間違いでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 今、江田議員さんがおっしゃってますのは、恐らく国の示され

たガイドラインにのっとった指針であると思いますが、そちらがあくまでガイドラインということでありまして、それをもとに今先ほど言いました市町村での連携会議、さらにはその下に設けられます作業部会におきまして保険者独自の算定方法をつくっていくというものでございますので、あくまでも一つの指標と考えていただければよろしいかと思えます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） わかりました。

それと、やっぱり日吉津村の今、被保険者としましては、一般会計の法定外繰り入れについて、これに書き込むかどうかいうことをすごく心配するわけです。これに書き込んでしまったら、本当に国保新聞、最近の国保新聞見ましたら、全国で4割の保険者がやっぱり保険税を安くできるように一般会計から入れてるんだそうです。そうしたところに、この一般会計からの繰り入れをこうした文章化して禁止してしまうということになると、本当に大変なことだなと思えますので、そのあたりは連携会議でしっかりと押さえていただきたい。どうでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 一般会計からの繰り入れをしないということを書き込む、書き込まないということについて、今の段階ではなかなかお答えしにくいなと思ってます。気持ちは先ほど前段でお答えしたとおりですし、激変緩和といっても一時的な対策でしかないので、根本的な解決にはなっていない、なっていないというふうに思えますので、さきに答弁したとおりのことを当面は訴え続けていく必要があるというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） それと一つずつ確認しておきたいんですけども、これを読ませていただいて、資格証のことについても気になりました。確かに、ほかの境港市とかは結構発行してますけれども、短期保険証を発行しても資格証発行してないところは結構ありまして、納付相談を受けて、保険証を取り上げないっていうことで頑張っておられます。そのあたりもぜひとも連携会議の中で慎重に扱っていただきたいということをお願いしておきます。

それと、この中に収納対策についてありますけれども、これもどのように文章化されるのかわからないんですけども、これを見たときに21ページにありましたけど、収納対策。市町村ごとの保険料の収納率の推移のほか口座振替や滞納処分等、収納対策の実施状況に関するデータを記載して見える化が図られる。見える化だそうです。その際、市町村ごとの状況の差の見える化が図られるよう留意することとか、そこで例えば都道府県全体及び市町村ごとの普通徴収と特別徴収の実施割合、口座振替率や徴収アドバイザーの派遣、指導の実施等の収納対策の取り組み状

況、保険料の滞納世帯数、割合、短期保険証や資格証明書の交付世帯、割合の推移、滞納処分の実施状況などについて示すことが考えられると。それして、さらに私、本当に心配します。これ本当に職員さんも大変になるんじゃないかなって思いますけれども、各市町村における収納率目標の達成のため、地域の実情把握の上、収納担当職員に対する研修会の実施、徴収アドバイザーの派遣、複数の自治体による滞納整理事務の共同実施に対する支援と収納対策の強化に資する取り組みを定めることとなっております。こういったことが、もしここに文章化されてしまうと、市町村の職員さんはまたこの仕事に追われていかんといけんっていうことで心配します。いかがでしょうか、このあたり。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 保険料が入る入らない、払っていただける払っていただけないというところの判断を、うちの村は自治体小さいのでしやすいと思ってます。徴収アドバイザーに来てもらってやらしてもらえばいいなと思って今話を聞きましたけれども、それは県あたりでいうと、県税の担当者は自分の住んでいる地域は徴税に行かないという不文律があると。ところがうちの職員は、隣のうちに税をもらいに行く苦勞をしていますので、その辺はしっかりと訴えていきたいなと思いますし、税金をもらうほうも、徴収に行くほうもそんなことで隣のうちにいくわけですから、それはそれは大変な思いをしてやっているというふうに思いますし、それから資格証を発行するしないというのは、やっぱり顔の見える関係の中ではそれは判断ができるのではないかとこのように私は思っています。制度とは多少違いますけれども、そこはある程度見えるのではないかとこのように、今でも滞納に対してはできる限りのことをしながら、隣の家に徴収に行きて分割納付をしてもらうというようなところまで踏み込んでやっていますので、そこまでの国の縛りが必要なのかということでは、あんまり必要性感じてません。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） ぜひとも、この滞納問題についてはよく議論していただきたいと思います。現実的に資格証の日吉津村はもちろん発行してませんけれども、ある医療機関に聞きましたら、米子市あたりから資格証を持った患者さんが来られるそうです。そうしますと、後、追跡してみますと、本当にすぐ亡くなられたりとか、そういった方がやっぱり多いように見受けられて言われました。ですから、恐らく資格証の方はぎりぎり、ぎりぎり医療機関に行くのを我慢して、いよいよっていうふうになってから行かれるのかなって思いました。この資格証は、本当に命の綱っていいですか、それをも奪いかねないっていいですか、そういったものですので、これも慎重に検討していただきまして、こういった計画の中に安易に書き込んでもらいたくない

というふうに要望しておきますので、よろしく願いいたします。国保のことは以上にします。

それと、国保のことですけど、子供の均等割の減免については、国保新聞を見ましたら全国の知事会が強く要望をしとられましたね。これも恐らく今後また、すぐではないでしょうけども検討されていくのかなって思っております。

続いて、中高生の活動支援についてですけれども、これからいろいろといろんな期待できるのかなという一面もありますけれども、午前中の同僚議員さんの質問の中で、本当にいろいろ中高生の自主サークルの活動支援といっても、その活動の目的がはっきり明確になってないとなかなか子供たち集まってこんじゃないかっていうことについて、私も同感です。私、もう既に直接郵便物を送られたただけなのかなって、今初めて知ったんですけども、例えば自分たちでこういうことがやりたいとか、そのような直接、中高校生とお話されたってというような機会はまだないのでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 江田議員の御質問にお答えします。

まず、そういった自分たちでも活動したいっていうことの声かけのために、一つの例としては映画会を出していますが、自分たちでやりたいことがあったら事務局のほうに申し込んでくださいという声かけが、このたび初めてです。それから具体的に意見等について考えていきたいということだと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 私、以前から申し上げてますけれども、町田のばあんっていう子どもセンターの運営委員会の話よくするんですけども、やっぱりこれも子供のセンターをつくる検討委員会の中の構成メンバーは小学校4年生から高校生までだそうですね。結局大人たちが一生懸命動いたんですけども、子供たちの要求っていいですか、あれがしたいこれがしたいということがどんどん出てきて、それで初めて大きな力が出せたっていうようなことが報告書に書いてありましたけれども、ぜひとも子供さんの、何ていいですか、意見といいですか、それをどうして酌み上げるかということについて、考えて研究ばかりしとっていいんと思うですけども、ぜひとも面と向かってそういった情報収集していただきたいと思っておりますけれども。じゃあ、この映画会に向けて、これが大成功になるように、その中高校生を組織してっていうことですね。そういうことで、今のところ。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） まずは、高校生を集めてという部分です。中学生については、中高

生のお話ボランティアのところで募集をしますが、まず高校生、地域の高校生はこう動いてるんだ、こういったこともできるんだっていうところを一つ押さえて、それから中学生がそういったことに興味を持ったり、自分たちもこんなことがしたいという引き続きのものができればなと思っています。まず、そういった意見を出していただく、集まっていただくことが肝要かと思しますので、まずそこから動こうとしていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） じゃあ、これからですので、よろしくお願いいたします。

続きまして、児童館のことです。私、きょうあえて、確かに、児童館では子育て支援アドバイザーを配置していただいて4年目だと思います。そして、10年先の子供の姿を見据え、目指す子供の姿を示して事業をやっておられるっていうことは聞いておりまして、本当によく頑張っている、専門的な立場からもアドバイスを受けてというふうに、もちろん評価しておりますが、私がなぜ正規の職員さんをぜひ配置していただきたいって思ったかといいますと、もちろん資質の向上っていうことなんですけど、それはそれで限界があるなって思っています。そんなに囑託の職員さんに多くを期待するっていうことばかりでは大変だと思いますので。

私がなぜそう思ったのかといいますと、児童館も正規の職員さんゼロ、子育て支援センターも正規の職員さんゼロ、ファミリー・サポート・センターもゼロ。そうすると、新システムの13事業のうち3事業なんですけれど、それが全部非正規の方で運営していただいているということになっております。そこで、私がこのたび強く感じましたのは、トイレの改修の問題です。トイレの改修の問題が、お聞きしたときに、なぜ今まで周りの大人たちは気づいてあげなかったのかなっていうことを強く思いました。そうしたときに、この間、教育民生常任委員会から行かせていただいて懇談させていただいたんですけれども、その中で女子が家に帰って話をしていた、トイレが嫌だとか、大便ができないので早目に帰宅する児童もありました、ドアをあけたときに嫌との声はありました、高学年は中央公民館やヴィレステひえづのトイレを使用していましたなどのお話を聞きました。ということは、こういった子供たちが声を出しているのに、なぜその声がこれまで放置されてきたのかっていうことが、物すごく私気になりました。

そこですけれども、日吉津村が策定しました子ども・子育て支援事業計画の中に基本理念は「皆んなで支え 育もう 次代を担うひえづの子」となっておりまして、基本理念とあわせてこの計画の内容については以下の視点に立ったものとしますというので、基本的視点の第1番目に、子供の視点を尊重しますというふうになってます。そして、我が国は児童の権利に関する条約の締約国として、子供にかかわる種々の権利、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権

利が擁護されるよう施策が推進されることが求められています。このような中、子供の幸せを第一に考え、子供の利益が最大限尊重されるよう配慮しますというふうに、日吉津村の子ども・子育て支援事業計画には明記されております。

そこで私は、このトイレの問題は、本当にこういった子供の権利が守られていたのかなっていうことで非常にショックを受けまして、そこでです、これを本当に私、同僚議員のほうから予算の質問の中で、なぜこういった重要なことが補正予算で上がってくるか、当初予算でないのかって質問がありましたけど、私本当にそうだと思います。そこで、なぜそういった事態が起きたのかっていうことを私なりに考えましたけれども、嘱託の職員さんにこれら全てを託すというのは、やっぱり限界があるのではないかなって思いました。ぜひとも、そういった私は意味があってこのたびぜひ正規の職員さんを置いてくださって提案するわけですけど、いかがでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 児童館については、そのトイレの改修を補正で上げさせていただいたということで、先ほど江田議員からありましたように、なぜそこに気がつかなかったのかということでは、実は私も反省をしております。公民館をそれまでは女子の子供たちは使っておったと、児童館から使っておったということで、そこに盲点、盲点といいますか、僕の配慮が足らなかったなというふうに思ってます。

ということですが、今うちの職員の状態は、職員数でいくと今47で、今回の補正の中に上がってますけど、類似団体の数字でいくと実はマイナス18が走ってます。ですから、全国のうちのようないくつかの人口規模のところの団体の数からいくとマイナス18が立ってますので、47で定数は52ですけども、平成23年か21年だったと思いますが、国の行革で職員を1割削減というような指示があったもんですから、そこで1割削って46までいき、それから福祉事務所をしましたので47になっておるといことです。そういう類似団体の中ではマイナス18が走ってますけど、この間鳥取財務部から来られまして、昔の、今何て言った、大蔵省の財務事務所というか。大蔵省の財務事務所から来られて、うちの財政状況を見られて、いわゆる人件費のウエートが高いですということをおっしゃられておられますので、マイナス18が立ってますけど人件費が高いですという、いわゆる大蔵、財布を見る立場の人は、大蔵省の鳥取財務事務所は、人件費が高いですという言い方がありまして、それは給与費の明細書で報酬のどこ、報酬職員が上がってますので、ここが35人の数字が上がってますので、統計で言う、自治法上で言う職員数が正規、嘱託を含めたもので82の数字が上がっておるといことをございまして、そういうことから人件

費が高いと言われたのかなという気がしておりますので、そういう意味では、かなり合併後の国の地方に対する職員数のあり方については検討して頑張ってきたなという思いはありますけれども、でも一方では財布の見方としては人件費が高いという言われ方をしてまして、どうしたもんかなというふうに、ちょっと悩んでますけども、でも、そうはいつでも皆さんに頑張っていて今の子ども・子育ての体制ができ上がっておりますので、現状のところを構成員2名、それから午後が7名ということで、さらにはパートが3だったか4だったかということでは、人の手当ての数は十二分に、十二分とは言いませんけれども、人並み以上、よそ以上の体制で子育てをしておるといふふうに思いますので、現状を理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 今お聞きしましたが、子育ての体制が確かに力を入れていただいておりますということは、よく理解しております。それであるのに、なぜ、このトイレの問題なんですけども、こういった事態が起きてしまったのかということを考えてときには、やっぱり本当に非正規の職員さんの処遇っていいですか、そういったことも基本的に考えたところからも改善していく必要があるのではないかと考えて提案したわけです。本当に私、嘱託の職員さんは1年、2年、3年、4年目にはまた報酬はもとに戻ったりしてますので、処遇からいけば、本当にそういった環境の中でよく働いていただいております。しつこいですけど、子育て支援に力を入れておられるのに、なぜこんな大事なことが見逃してしまったかっていう辺ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 児童館だけに限らず、ほかのこともありますけれども、保育料にしても第3子無料だとか、それから子育て支援センターに来られるのはフリーですとか、それから児童館はおやつ代だけもらってますということですので、そういうことで職員の身分を変えていくと、持ち上げていきたいという思いはありますけれども、やっぱりそこは全体を預かる者としては、じゃあ構成員2人と午後の7人の人の人件費をどこから捻出するのかということを考えることになってしまいますので、数で、一人一人の職員の皆さん質の高いものをお持ちで、また積極的になっていただいておりますので、そこで御理解をいただかなければならないというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 時間が来ましたので、御答弁いただきましたので終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で江田議員の一般質問を終わります。



○議長（橋井 満義君） 次、通告7番、議席番号5番、三島尋子議員の一般質問を許します。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。今回の質問は、3問いたします。

初めに、私は6月12日にヴィレストひえづでありました海士町長のお話を聞く機会を得ましたので、それを聞かせていただきました。大変、感動をいたしました。大変心に残っておる言葉がありまして、それは本気度ということでした。そして、自分の人生をかけた生きざまっていたことをおっしゃいました。それにすごい引き込まれていって、すばらしいなっていたことを感じました。職員も自分の住んでいるところをよくしたいという気持ちから、みんなが頑張っていてくれているということをお話しになりました。日吉津村の職員もそういう気持ちで頑張ってくれていると思いますけれども、大変すばらしい講演だったなというふうに受けとめております。

今回、3問の質問は、気になる健康結果、2問目は災害時に備える体制を、もう1点は第三セクター等の健全化の策定の3点について質問をいたします。村長からの答弁を求めます。答弁によっては、再質問させていただきます。

1問目ですが、皆さんのところへ、日吉津村の皆さんへ、これが日吉津村の健康課題っていうチラシが入ってきたと思います。このチラシを見ましたときに、えっ、何だこれはってことを率直に思いました。ワーストとはどんなことかっていうことで、しばらくそのチラシに見入ってしましまして、最悪の結果かっていうことが受けとめられたんですね。何で日吉津がそんなになるんだってことを初めに感じました。日吉津村は、糖尿病は高い割合だということも聞いておりました。そして、糖尿病予備軍も相当に多いということも聞いておりましたけれども、まさか県内でワーストに行くところにいるってことは想像もしていなかったことでした。この点からして、5点伺います。

1点目は、村長は、福祉、健康を重視し、特に保健師の採用、育成に努められ、また事業予算についても他市町にはない投資をしてこられたと思っております。この分析結果を見られまして、率直に感じられたことをお伺いいたします。

2点目は、まず取り組むべき一番の課題は何だと思われたでしょうか。資料により説明を求めます。

3点目、相談事業を実施すると報告がありました。具体的な取り組み、また社会福祉協議会でも相談訪問事業を実施するとの発表もありました。連携しての取り組みかどうかということもあ

わせ、お伺いたします。

4 点目、日吉津村に保健委員会があります。この委員会の役割についてもお伺いたします。

5 点目は、県内自治体では、大学病院等々、一緒に合同で二、三年かけて健康対策に取り組んでおります。日吉津村でもそういうお考えは持たれないでしょうか。その点についてもお伺いたします。

次に、大きく 2 問目ですが、災害時に備える体制について伺います。日吉津村地域防災計画が修正され、風水害等対策編についてはパブリックコメントを実施されました。今回は全員協議会で震災対策編の修正、そして促進計画、その資料編等について説明を受けました。膨大な資料でして、なかなかこれを理解をしていくってことは大変なことだと思っております。全体をまだ全部見通しておりませんので、限られたところですが質問をさせていただきます。3 点について伺います。

災害時職員の動員・配備体制について伺います。これは先般もテレビを見ておりますと、熊本では大変職員体制に苦慮をしたということが報道されておりました。現在もまだ続いている、先ほどの同僚議員からの質問でもありましたし、村長の答弁からもあったように思います。こういうことを考えまして、どういうふうな配備体制を組まれるのかということをお伺いたします。

2 点目は、地域防災計画に社会福祉協議会の位置づけが要ると思いますが、これをどういう位置づけにしようと考えられているのか伺います。

3 点目ですが、ボランティアの役割は多岐にわたります。災害時ボランティアってというのは、平常私たちが行っているボランティアとは大変違うのではないかとことを思っております。現在、日吉津村内では、災害ボランティアで日ごろから訓練をしておられるのは日赤奉仕団だと思っております。村として平時からこの災害ボランティアについて訓練をといますか、対応をしていくってことが必要ではないかっていうことを感じております。日赤奉仕団、社協に登録したボランティアなど、各種団体が災害発生時に活動が円滑にいくように環境整備を図っておくことが必要だと考えます。この点についてもお伺いたします。

3 問目ですが、第三セクター等の健全化の策定について伺います。第三セクターとは、地方公共団体から独立した事業主体として、みずからの責任で事業を遂行する法人であります。平成 26 年 8 月 5 日、総務省自治財政局長名で第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定についてという通達が出され、県知事から市町村長に対して通知されております。2 点伺います。

日吉津村は、土地開発公社、株式会社ひえづ物産、一般財団法人うなばら福祉事業団へ 100% の出資等をしております。さきの通達を受けて、経営健全化の策定をすべきと考えます。策定

はされたのかということを伺います。

2点目、今議会に報告がありました平成27年度決算報告書を住民に公表することが義務づけられております。これはいつされるのかお伺いをいたします。以上、よろしく願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 三島議員の一般質問にお答えをしております。

まず、1点目の気になる健診結果についての御質問ですが、分析結果から感じられたことは何か、また2つ目は、取り組むべき一番の課題は何かという御質問でございまして、実はこの資料を出すということで提案があったときに、ここまで悪いのかということを率直に感じました。それは先ほどありましたように、相当手を、予算をかけてこれまで取り組んできたなということで考えておりましたけれども、人間ドック等にしてもそうですし健診にしてもそうですし、かなりこのことをやってきたなというふうな思いはしておりましたが、結果としてはこういう結果です。でも、この結果をやっぱり公表して、今が最低だということを前提に、村民の皆さんにも理解をいただいて取り組んでいく必要があるというふうに感じたところであります。日吉津村という地域であり続ける限りは、一つのが突出をする必要はないと思っております。全体としての地域のバランスがよくなければならないというふうに思っておりますので、今回のワーストワンとかワーストツターのこの結果は、やっぱり村民の皆さんにしっかりと読み込んでいただいて、ここを持ち上げ、いわゆる健康にしていくという取り組みをしていくためには、このことは明らかにしなければならぬという思いでございました。率直なところそうです。

今回お示ししました健康課題は、平成24年度及び25年度の協会けんぽと国保の健診結果であります。健康課題を考える基礎資料の一つになるものでありますし、このワーストワンとワーストツターは、いわゆる若いときからの生活習慣がここにもたらされるものでありますので、若いときからの生活習慣をしっかりしたものにしておかないとこういう結果になるということが言われておりますので、決して高齢者の問題ではないということで受けとめてその取り組みをしていく必要があるというふうに思っておりますし、このワーストワン、ワーストツターのデータの部分は全てといたしますか、医療費の高額化につながっていくデータになっていきますので、やっぱりこのところを引き下げることやっていかなければならないというふうに思います。1年や2年でできることではありませんので、この空腹時血糖とヘモグロビンA1cと血圧、中性脂肪、悪玉コレステロールの改善を手がけてきた千葉県のある市は、それこそいわゆる糖尿病になってさらには腎症になってということにつながっていく可能性が非常に大きいということですので、この部分を徹底してやって、市ですけれども、従来、国民健康保険に1億5,000万円の投入を一

般会計からしておいたけれども、28年は何とかその一般会計からの繰り入れをなしにできそう  
だというのが国保新聞に出てましたので、やっぱりそういうことを時間をかけながらやっていく  
ことが必要だなということで、今回の健診結果を受けて要精密検査、要医療の方などには、保健  
師が戸別訪問をし受診勧奨を行ってはおります。

また、現在、健康寿命延伸プロジェクトを立ち上げて、西部福祉保健局や国保連合会、協会けん  
ぽ等の協力を得ながら、医療費や人口動態等その他のデータも含めた分析を進めておるところ  
であります。今後はデータ分析から導き出された課題に対して対策を検討し、今年度の秋にはデ  
ータヘルス計画を策定をする予定にしております。そして、各自治会へ伺うまちの保健室事業な  
どの取り組みにつなげていきたいというふうに考えております。

また、3つ目の質問で、相談業務として具体的にどう取り組むのか、社会福祉協議会の訪問事  
業との連携はあるのかという御質問でありますけれども、社会福祉協議会の訪問事業は村が社会福  
祉協議会に委託をしておりますふれあいのまちづくり事業の中の地域見守り事業のことかと思ひ  
ますが、現在は始まったばかりということもあって、地域包括支援センター職員との情報交換の  
レベルだということではありますが、必要時には地域包括支援センター職員から保健師や栄養士に  
連携のとれる体制を整えております。ヴィレステひえづには、健康相談健診センターを設けて保  
健師を配置して、乳児健診や特定健診、がん検診などの健診結果の相談業務はもちろんでありま  
すけれども、土日の健康相談窓口も開設をしたところでもあります。土日の健康相談業務を窓口を  
開設しておる自治体というのなかなかないのではないかとこのように思いますけれども、その  
相談のあり方をもっと密度の濃いものにしていかなければならないというふうには思っておりま  
す。そして、あわせて心の健康に関する普及啓発や地域包括ケアシステムの構築に向けて、さら  
に努めてまいり方向であります。

4つ目の、村には保健委員会が設置されている、どういう役割かということではありますが、保  
健委員会は昭和60年に、住民の健康の保持及び増進を図り、社会福祉の増進に努めることを目  
的として設置されました。構成メンバーとしては、各自治会長を初め自治会から推薦をいただ  
いた方、議会の教育民生常任委員長、そして国民健康保険の運営協議会長、食生活改善推進委員  
会の会長、そして教育長から成るメンバーでございまして、相当大きな組織であります。年度当初  
に委員の皆さんから御意見なり御提言をいただき、保健衛生事業の立案、普及啓発、改善につな  
げておるといった内容の委員会であります。役割として、会則に規定してありますとおり、各種検  
診等、保健衛生事業に御協力をいただくとともに、当該者に受診を勧めていただいたり、各種研  
修会に参加し知識の向上に努めていただくことなどあります。

5つ目の大学病院と組んだ健康対策に取り組む考えはないかとの質問であります。鳥取大学の医学部は、過疎地医療学、看護学の実習等で中山間地に出向く事業が日野郡内の町で取り組まれておりますが、当村は過疎地医療学という対象にはなりませんので事業が導入できないということで、そこで日吉津村としては、昨年秋より県補助金事業のまちの保健室事業を活用し、県内の看護学科設置大学の協力を得ながら、各自治会公民館で健康チェックの実施と大学の看護学講師による健康講話の事業、さらにヴィレステひえづにおいても大学講師の講演会を計画しておるところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

いずれにしても、今回の健診の結果は本当に地域力を考えたときに、この部分はしっかりとやっていかなければならないと改めて思ったところありますので、そのような取り組みにしていく所存であります。

次に、2点目の災害時に備える体制をという御質問にお答えを申し上げます。

まず、東日本大震災を体験した町から職員の動員と配備体制等を学ぶことが有効ではないかとのことあります。被災地に派遣した職員から被災状況や支援活動等の報告を受けておりますが、東日本大震災を体験された町から話を聞いたことはありませんが、職員に聞かせたことはありませんが、南三陸町の佐藤町長とは、我が村に3回でもお越しになったんでしょうかね。それから、鳥取県の町村会の中で南三陸町の災害復旧の様子をお聞きしたところあります。それはそれは、人が足りませんので大変な御苦勞をされております。今でも、従来の職員体制が合併の町村でありますので150人ぐらいの職員体制が、それと同等の全国からの応援の職員が入っていらっしゃるという中ですので、非常に当初はかなり苦勞、かなりといいますか、想像のつかない苦勞をされて今日を迎えておられるということありますので、到底今の熊本の発災においても、さきの議員さんの話の中でもお答えをしましたが、なかなか47人や45人の体制でこの災害を乗り切ることではできませんので、災害の初動を乗り切ることではできませんので、村民の皆さんにも本当にお世話になりながらやっていかなければならないというふう感じておるところでありまして、被災された自治体の規模や立地条件、職員数など、さまざまな条件がありますので、本村の実情に合った職員の動員と配備体制について検討し、機会があれば被災地の話を直接聞ける場面を職員に提供をしていく必要があるかなという気はしておりますが。再三申し上げますけども、熊本の益城町は3万4,000人の、3万4,000ちょっと切ってますけども、3万4,000人の人口の町です。その3万4,000人といえば、うちが3,400人ですので10分の1ですので、そこでも対応し切れないということありますので、同僚議員さんにもお答えしたと思っておりますけれども、やっぱり発災当時は、何と言いますか、ちゅうちょなく大きな力をかり

て対応することが必要なというふうに思いますし、そんなことで対応をしていくということを前提にしながら、日ごろの防災の計画を練っていく必要があるというふうに思います。

防災計画において、地域防災計画における社会福祉協議会の位置づけが必要ではないかとの質問でありますけれども、修正をしました地域防災計画は、ボランティアの受け入れ計画でボランティアセンターを日吉津村社会福祉センター内に設置をして、役場の避難所班と日吉津村社会福祉協議会とが協力し合い、ボランティアの受け入れ窓口になることを計画をいたしております。そのほか平成27年に社会福祉協議会と福祉避難所の協定を締結をいたしておりますので、地域防災計画に記載をしております福祉避難所の運営も手がけていただくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、災害ボランティアをあらかじめ調整が必要との質問であります、議員御指摘のとおり平常時から関係団体等との連携を図り、災害発生時に災害ボランティア活動が円滑に行われるような活動の環境整備を図ることが必要だというふうに思ひます。熊本でも先ほど申し上げましたように受け付けや受け入れに相当の時間を要しておるといふことでありますので、これについては災害時を想定した準備不足が現地ではあったのかもしれないけれども、相次ぐ大きな余震や被災及び被害状況によって、計画どおりにボランティアの受け入れ体制ができなかったといふ体制もあるようであり、これはどこの被災地においてもボランティアが一気に来ていただくといふことですので、相当な苦勞を伴っておるといふのが実態でありますので、ボランティアの皆さんに悪口を言うつもりはありませんけれども、海外のボランティアは自分でそこで過ごせるだけの体制を整えて、靴などもくぎを踏んでも大丈夫な、くぎが通らないような靴を履いて道具を持って、自分が寝泊まりができる体制のボランティアが中心だといふことでありますので、日本でそれを求めてもいけませんけれども、その気持ちを大切にしなければなりませんけれども、本当にボランティアの受け入れはどこの被災自治体も非常に苦勞をしていらっしゃるということ、西部地震では日野町がそういうことだったといふことで、今ボランティアセンター、しっかりとしたボランティアセンターになっておるといふことでありますので、それらも参考にしながらボランティアの受け入れの環境の整備を訓練の中でもしていく必要があるといふふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、次に3点目の第三セクターの質問でありますけれども、第三セクターの健全化の策定ということではありますが、日吉津村土地開発公社、株式会社ひえづ物産、一般財団うなばら福祉事業団の3つが第三セクターであります。

まず、村の土地開発公社については、総務省から、村の標準財政規模に対して5年以上保有し

ております公有用地の簿価総額の割合が0.4以上であるということから、財政健全化団体に位置づけられました。平成25年度には土地開発公社の経営健全化計画を策定し、27年度決算においてはこの指数が0.25まで減少をしました。平成29年度までに0.1以下にすることを目標に、村が公社の土地の買い取りを進めておるところであります。

それから、質問にありました平成26年に総務省から出されました第三セクター等の経営健全化等に関する指針で定めてあります、経営健全化に取り組むべき対象について、地方公共団体において多大な財政的リスクを有するものとございまして、その目安として、地方公共団体が第三セクターに対して行う損失補償及び短期貸し付けの標準財政規模に対する比率が、市町村は11.25から15%に達している場合とあります。本村の標準財政規模は平成26年度で、細かいところは省きますけども、12億9,700万円ですので、この標準に照らし合わせますと1億4,500万円以上の損失補償ということになりますので、ひえづ物産とうなばら福祉事業団はともにこの基準以下ということでありますので、財政健全化の策定をするかしないかは別問題として、考え方としては大事なことでありますけども、国が言っている財政健全化の策定団体にはなっていないということでありますので、御理解をいただきたいと思いますが。

平成27年度の決算報告については、ホームページ等での公表を考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをして、三島議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。いつ、いつということが質問の中に出されておりますので、今回この6月定例議会での第三セクターの報告をさせていただきましたので、同時にホームページで公表できる環境はできたというふうに考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをして御答弁とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 再質問させていただきます。

結果は悪かったかもわかりませんが、みんなに知らせたっていうことは知らせないよりはよかったっていうふうには思ってます。ですが、このチラシはわかりにくいっていうことが住民の方からありました。なかなか理解がしにくいっていうことがありましたので、今後チラシをつくられるときに、これは協会けんぽから出してもらったっていうことはありましたけれども、その点を、せっかく出しますので検討をしていただきたいというふうに思います。

毎年実施する健診ですけれども、この健診は、年度、いつ大体わかりますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。

詳しい日程ということでございますか。

○議員（5番 三島 尋子君） いや、違います。集計をしたのがいつ出てくるかということ。

○福祉保健課長（小原 義人君） 集計ですか。こちらのチラシに載るような形での集計という。

これが今、24年度、25年度の集計ですので……（発言する者あり）

○議員（5番 三島 尋子君） いや、公表するとかどうとかではなくて、ごめんなさい、集計がいつまとまりますかっていうことです、健診結果が。

○福祉保健課長（小原 義人君） 健診結果は、やりましたら年度末までにデータ入力しますので、それ以降ですと集計が出ると思います。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 私はちょっと年度がまたがるのかなってということは思いましたけれども、年度内に出るってということになりますと、大体その次の年度に入ってそれまでの健診結果による指導がなされるっていうふうに理解します、私は。ですので、これが24、25の分ですけれども、26年、27年に何をしておられたのかなと、そういうあれを思います。先ほども言いましたけれども、大変に多くの投資をして取り組んできた事業でありますので、それと私は、日吉津村のその専門家集団が集まっておるそういうところで、なぜこういう結果になったのかってことを強く思います。村長は健康寿命延伸ってことを述べておられますけれども、それには到底ほど遠いんじゃないかっていうことも感じております。私はもっとこの専門家集団さんのところで、それこそ先ほどの言葉ではないですが、本気で取り組んでいただかないといけんのではないかっていうふうに思っています。

医療費、大体、額から目をつけていきます。ですけれども、医療費が上がるのは病気があるので上がってくる。医療費ってということを言いますと、受診される方は、行くとまた金がかかるので行かれんわっていうふうに捉えると思いますので、もうしばらくはその病気をどうして治していくかということを出していくってということが私は大事ではないかというふうに思っています。医療費ってことが先に出ますと、みんなが反射神経があってちょっと病院に行けんっていうふうに捉えると思うんですね。気持ちだと思えます。そういうところの考え方についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） これは協会けんぽと村とのデータの集計が24と5であって、それぞれの住民の皆さんの健診の結果は、その結果が出て要精密だとか、そういう方には戸別訪問をしたりしておるといのが実態でありますので、これはたまたまそういう2年のデータで悪かったと



ということですので御理解をいただきたい。それぞれの課題のある方には、直接訪問をしたりしておるといのが実態であります。

これはあんまり言ってもおもしろくないという気がしますけども、医者に診てもらっちゃけんええわいと、このデータは健康のバロメーターであって、医療では、ここは血糖値100あたりはまだ正常の範囲だけんという、そのことの判断をされていらっしゃる方が多いというふう聞いてますが、先ほどの最初の答弁で申し上げましたように、やっぱり若いときからの積み重ねが重症化するということにつながっていきますので、そこを住民の皆さんは保健師の活動を、そして管理栄養士の活動を御理解をいただきたいと。そこに踏み込んでいきたいというふうにしてますし、健康寿命の延伸は、国保だけのデータを捉えたときに本当に65歳とか60歳の方が医療なり介護の世話になっていらっしゃるという現実がありましたので、やっぱりここは改善をしていかなければいけないという思いで健康寿命の延伸をうたい上げたところでございまして、それからの活動をしようというところでこのデータが出てきたので、うん、やむを得ん、出そうということで出させてもらったものですので、衝撃を与えたと思いますけれども、やっぱりそういうことではなしに、若いときから健康に気をつけていただくことが健康寿命の延伸につながるというふうに思いますので、そのような取り組みをデータヘルス計画なり、まちの保健室の活動を徹底をさせていくと。いわゆる健診に来てください、糖尿病予防教室に来てくださいという案内だけでは先に進まないということです、糖尿病予防教室の対象者が、この100以上の方が138人あった。参加者が5人しかなかったという寂しい状況ではいけませんので、ここに踏み込んでいくのがそれこそ職員の使命かなというふうに思っておりますので、そのようなことでの取り組みをしていきたいというふうに思います。

決して医療のことを言っておるわけではありませんけれども、現実には、医療の高度化といひますか、医療費の重篤さは国民健康保険を見る限りではそれはそれは大変な状況ですけれども、でもそこに至ってはならないということです、生活習慣をきっちりしたものにしていただくことを大目的にしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 保健師さんが訪問指導を行っているという答弁でしたけれども、その訪問をされるチーム編成ってというのはどういうふう組んでおられるかっていうことと、それと、訪問をされるその目的ですね。何をもちて訪問をしておられるか、その相手の方に対しておられるかっていうことだと思ひます。一生懸命訪問をされて、その後、26、27年。これは協会けんぽと一緒にるので、若い人の数字が悪いんだってことを言われようとしてるんだらう

とは思いますが、でも一緒に出してきたっていうことになればそういうことだと思いますし、ただ受診率を上げるっていうことだけではなくて、中身をやはり皆さんに出していかないといけないと思いますね。こういう私にしても、多少血圧が高いのかなっていうことをふだん感じていますけれども、自分では注意をしておるつもりでも、やはりわかりません。そのときに専門の人からお話を聞くと、その話を聞き出す誘導っていいですかね、それが大事かなっていうことを思うんですね。ごめんくださいって言って、こういうのでも来まして言えば、社協の職員とか役場の職員ですって言えば入れてもらえるかもしれません。でも、本気の話ってというのは、何回か行きてたないと受け入れてもらえないってというのが実情ではないかなと思うんですね。これまでの私の体験からしても事業推進にしてもそうでした。

ですので、やっぱりどういう目的を持ってそういうあれを進めておるか。ふだんからの住民とのかかわり合い、関係、人間関係っていうのか、人とのかかわり合いが重視されると思います。ですので、ただ保健の指導に行くっていうことではなくて、あなたと一緒に、何か困ってませんかとか、寄り添って考えてあげるっていう、そういう態度っていうか、そういう寄り添いの仕方っていうのもあると思うんですね。そういうことも考えながらチーム編成をして得てきた、何ていいますか、情報が、そのチームの中で共有をされておりますでしょうか。どういうチーム編成でされておるかということも伺いたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） チーム編成については現実の対応を課長から答弁をしますが、今御意見のあった人間関係なり住民とのかかわりの持ち方、かかわりの持ち方ってちょっと表現が適切ではないかもしれませんが、一番大事なことで、農業のときの話もそうでしたけど、一番大事なところでございまして、それをこれから進めていくのはデータヘルス計画であたりまちの保健室の事業であるというふうに思っています。御指摘のようにその部分は不十分さを感じておりましたので、健康寿命の延伸などといってみんなで村民の皆さんに御理解をいただくこと、そして村民の皆さんが健康であり続けるための対策を考えようということでの健康寿命の延伸でありますので、三島議員の言っているこの健診のデータでもって、どんなふうに住民の皆さんに呼びかけたり理解をしていただくのかという方法論を徹底をすべきだというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁で、日吉津村の集計がいつ出るかというような解釈をしましたものですから、ち

よっとの外れな答えをしてしまいました。済みません。

それで、個別の結果につきましては、人間ドックでありますとか集団健診でありますとか、人間ドックは受診されて何カ月後かに結果が医療機関から送られてきますので、その際すぐに訪問に向かっております。それでその体制はということですがけれども、うちの保健師の業務分担としてましては、地域割りではなくて業務割りをしておりますので、例えば母子保健担当は母子保健、高齢者、障害はその担当。つまりこちらで言えば保健事業担当の者が、その者が中心になって全てを回っているということになります。

それで実際の件数でいいますと、昨年度でいえば、人間ドックでいえば85名、それから集団健診の受診勧奨でいえば96名という、181件の戸別訪問を行っているというのが実態でございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 今、課長からいただきました答弁ですがけれども、その担当しておる保健師さんでしょうね。100人近くを回っておられるっていうんですけども、そこで入ったその情報っていうのは、その方だけが知っておるということでしょうかね。点で動くっていうことではなくて、面として動いて行って、いろいろ関係がありますので、やっぱりここはこういうふうにしてあの人にはこうとか、ほかの人もそれをどっかから入れてきてるかもわかりませんね。そういうふうに、やっぱり面として動いて行ってほしいっていうのを思うんです。それで、このたび職員の事務分掌表が出されまして、私はそれをちょっと見たときに、これってチーム編成って面で動いてないじゃないのっていうことを感じたんです。それでちょっとお伺いをしました。その点はどうお考えですか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。

確かに、報告に行くときには保健師が中心になって動きますけれども、その後の保健指導とかいう部分については管理栄養士も入ったりして全体での情報共有をしながらやっておりますので、そこは点ではないかと、面につながる業務をさせていただいているというふうに考えております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） だんだん時間が押してきましたので、でも、質問したいことはありますのでお願いします。

鳥取県のがんの検診の手引きによりますと、それによって本村もしてるわけですがけれども、子

宮がん検診は20歳以上、あとの分は大体40歳以上になっておりますね。現在といいますか、このところテレビ等でもいろいろ報道されておりますけれども、乳がん検診のことが出されております。この乳がん検診についてですけれども、私は日吉津村独自として、この子宮がん検診とあわせ、20歳から検診を実施してほしいということを思います。これを検討をしていただける考えはないでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） ちょっと質問、聞き漏らしたかもしれませんが、日本人の乳がんの、乳がんといいますか、乳房の高密度乳房が多くってマンモグラフィーでは発見しにくいというような話もあるように言われまして、これはおとついの新聞に出ました。高密度の乳房の検診は、マンモグラフィーでは極端に言うところからいうことでしたので、そこをどうやって発見するのかということは、実はきのう保健師と話したばかりですので、何か検討を加えないけんということを受けとめてくれたのかどうかわかりませんが、そこは検討をする必要があるかなという気がしております。（発言する者あり）年齢のことについても同様に考えていきたいなというふうに思っています。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） ぜひ検討をしていただきたいと思います。

次、保健委員会について再度お伺いをいたします。規則、資料をいただきまして、組織とかそれから目的とか、保健委員さんがやられる任務とか、そういうことは読ませていただきました。私は、先ほどの村長からの答弁の中で大きな組織ですっていうことはありましたけれども、私は、これはただ審議をしていただくっていう大きな組織であって、実際に動いていくっていう組織ではないっていうふうに捉えています。ですので、もっと実際に動ける組織に変えていただけないかっていうこと。それと、日吉津村健康寿命延伸プロジェクトっていうのが立ち上げられましたけれども、これは国のほうからの、先ほどから出てますけどもデータヘルス計画っていうのを求められておるのでそういうことをするっていうのが保健委員会で説明がされておりますが、これ新年度の予算とか計画に上がってましたでしょうか。そのこともお伺いをいたします。

済みません。続けて質問させていただいていいですね。

○議長（橋井 満義君） どうぞ。

○議員（5番 三島 尋子君） いいですね、済みません。

そのデータヘルスとかいろんな横文字でいろいろ入ってますけれども、そういうことではやはり住民の皆さんっていうか、そういう人には理解ができないと思っております。その点をしていただ

きたいと思います。

次、続けてですが、2問目の質問もさせていただいていいでしょうか。時間が押し迫ってますので、済みません。

災害時の体制のことについてもあわせ伺いをいたしますが、職員の動員、配備計画っていうのは大変重要なことだということがうたわれております。これは熊本のこともありますが、体験をされたところの職員さんがそこに行って指導をされておるときに、職員の区分けですね、班のつくり方、そういうことが各課ごとの班の分け方ではなくて、部門ごとっていいですかね、ごみの担当、何の担当とかっていうそういう分け方でしたほうが早くいくとか、そういう指導をされておりました。それをするとずっと回り出したっていうことがありまして、そのことをもう一度、ちょっと検討をしてみただけないかっていうことです。

それから、社会福祉協議会ですけども、私はこれを見ましたけれども、社会福祉協議会が防災会議の組織体制の中には入っていないというふうに捉えています。福祉避難所にはなっております、そしてボランティアのことについても大きな任務を任せられますけれども、いろんなことで連携プレーがとっていきにくいではないかっていうふうに思っていますので、その点も再度検討をお願いします。

次、済みません、3問目の第三セクターの健全化の策定についてであります、ごめんなさい、済みません。

○議長（橋井 満義君） 三島議員、時間配分は前もって計算をしながら質問をしていただきたいと思えます。もうこの状況でいきますと、先ほど保健の話を、記憶にありますか、担当は。

○議員（5番 三島 尋子君） じゃあ、保健の話してください。

○議長（橋井 満義君） まず、保健担当のところの話を。

村長。

○村長（石 操君） 保健委員会は実際に動けん組織ではないかということですが、昭和50年でしたか、保健委員会ができたというのは。これをやっぱり組織的には変えてかからんと、個人情報保護の観点はまだ不十分なときの委員会ですので、データどうのこうのということにはなっていないし、今は動ける状態で、個人情報の保護の観点からいくと決して動ける状態ではないですので、御指摘のとおりかなと思っておりますので、これは保健委員会のあり方というのは、やっぱりちょっと考えていかないけんという気はします。

それから、健康寿命の予算の件と横文字の件は、担当課長がお答えをするということで。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。

データヘルス計画に係る予算があるかということですが、今ちょっと細かい数字は持ち合わせておりませんが、印刷製本費等、予算計上はしてあります。それから、データヘルス計画というような、ちょっとわかりにくいのではないかと考えていますので、やはり通じてなければ意味がないと思いますので、その辺の表記の仕方もこれから考えていきたいと思っています。以上です。

○議長（橋井 満義君） 予算について。（「予算」と呼ぶ者あり）予算について。

○議員（5番 三島 尋子君） 予算、いいです、もらいました。

○福祉保健課長（小原 義人君） はい、予算。言いました。

○議長（橋井 満義君） 言われましたか。

○福祉保健課長（小原 義人君） はい。

○議長（橋井 満義君） 次、防災についてのあれがありましたね。

高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 職員の配備体制等ですが、一応、今は企画課長が主でその下に各部門で班をつくっておりますので、それで防災訓練等も行っておりますが、先ほどの意見もありましたので、その辺も検証してみたいというぐあいに思います。

それから、社会福祉協議会の防災会議の入っていないということで、その辺もあわせてちょっと検討をしてみたいというように思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員、三セクの話が、ちょうどいいと思います。

○議員（5番 三島 尋子君） 済みません。申しわけありません、配分が悪くて。

第三セクターについて、先ほど村長から答弁はいただきましたが、その財政の基準のことでどうかという、そういうこともありますけれども、もともとが、赤字の補償というそういう観点だけで入れていくという、補填をしていくという考え方ではなくて、資本的に考えていくということですね。それは、村長、これまで同僚議員がたくさん質問をしてこられましたけれども、村長の答弁はこれまでは、うなばら荘でいいますと、うなばら荘の代表理事としての答弁だったと思います。ですが、これは自治体の首長としてどう第三セクターにかかわっていくかというのだと思う、経営をさせるかというのだと思いますので、その観点からの方針はありますか、そういうことをお伺いしたいということです。事業実施がいろいろなところにありますけれども、そういうものがうなばら荘に出さなかったらよその分野に使えるんじゃないですかとか、簡単に言えば。そういうこともあります。よろしくお願いします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 何か前回の議会で答えたような気がしますけれども、自治体運営においてはプラス・マイナスがあったり、先ほどのいわゆる利用料に対する負担も求めたりするわけございまして、運営する立場では一つ一つの木を、木も見なければなりませんけれども、森として自治体を見ていく必要がありますので、常にそういう気持ちで行政運営をしておりますので、不十分さはあるかと思えますけれども、全体でどうだということでの考えをしておるというものであります。端的に言いますと、起債が今何ぼあるのかということでは、一般会計の起債だけではありません。下水の起債、そして開発公社の土地の健全化計画、ここには相手さんもいらっしゃるということですので、先ほどのどなたかの答弁でお答えしましたけれども、職員数はマイナス18が立ってますけれども、人件費は高いですよというウエートのことを言われましたので、やっぱりそれは地域全体を見ての考えで、ここにはやっぱりマイナスがあるかもしれんけども、マイナスを改善する努力をして地域づくり、地域の皆さんに安心して住んでいただくということでの全体を地域づくりの考えにしておるので、このような数字は決してあってはならないというふうに思っている取り組みをしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 村長がおっしゃることはわかりますけれども、第三セクターっていうのは、あくまでも事業主体がみずからの責任で事業を遂行していく法人っていうことを強く申し上げておきたいと思えます。終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で三島議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） 暫時休憩に入ります。再開は5時15分より行います。休憩に入ります。

午後5時05分休憩

午後5時15分再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

本日最後の通告となりました、通告8番、議席番号3番、松本二三子議員の一般質問を許します。

松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 3番、松本です。一般質問の最後がすっかり恒例となりましたけ

れども、きょうは後ろでアジサイもきれいに咲いておりますので、緊張感を持って頑張ろうと思います。

今回は2点について質問をさせていただきます。まず、1点目が、各世代の福祉サービスの充実をということで、高齢者だけではなく、それ以外の世代の福祉サービスについてお聞きします。

まず、①として、地域包括支援センターは高齢者の相談窓口なのか、②として、例えば65歳以下の方、また40代の方が親の相談をしたいときなどに、どこに行けばいいのかわからないという声を聞きます。もう少し相談する場合の流れ、窓口をわかりやすくできないのかお聞きします。③として、民生委員の方がおうちを訪問されている姿を見かけますけれど、どういう方が対象なのか、どれくらい訪問をされているのか、また福祉保健課での保健師さんなどのお宅訪問についてもお聞きします。④として、日吉津版ネウボラの効果などについてお聞きします。

次に、2点目として、ふるさと納税のデメリットはということで、カード決済ができるようになって大幅に寄附額が伸びてきたふるさと納税について、あえて負の部分を知りたいと思います。

①として、鳥取県は熊本地震被災地の支援として、熊本県と益城町への寄附金受け付けを鳥取県のふるさと納税サイトを通じて開始されたそうで、受け付けの代行をすることによって事務負担の軽減になるということでしたが、日吉津村にふるさと納税で寄附をしていただいた場合、事務の負担は大きいのか伺います。②として、日吉津村民がほかの自治体に寄附した場合の村への不利益についてお聞きします。最後に③として、納めている税金が少ない場合など、ふるさと納税をすることで損をする場合もあるそうですけれど、どうなのかお聞きします。

必要があれば再質問をさせていただきますのでお願いします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 松本議員の一般質問にお答えをいたします。

最初に、地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口なのかという御質問であります。地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが安心して生活を続けられるように支援する総合相談窓口です。南部箕蚊屋広域連合の構成町村ごとに地域包括支援センターを設置し、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の専門職を配置し、生活相談や介護相談を初め介護予防マネジメント業務や権利擁護業務など、多岐にわたる総合相談業務によって高齢者の総合的な支援に取り組んでいるところであります。本村は福祉保健課内に日吉津村地域包括支援センターを設置しております。高年齢者のさまざまな相談の窓口として支援をしております。

2つ目の、65歳以下の方、40代の方が親の相談についてという質問ですが、地域包括支援センターの周知については、南部箕蚊屋広域連合の広報誌や、高年齢の方が参加される行事や介



護予防事業及び認知症予防サポーター養成講座でのPRや、高齢者宅を訪問した際にチラシを配布するなどの方法で周知をしてきているところです。高齢者を支える御家族、若い世代への周知については、それは不十分さがあるのかもしれませんが。今後は、若い世代の方への周知も含め、各世代に地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることを周知できるよう、村広報誌やひえづチャンネルはもちろん、各種健診の事業を利用し、PRに取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、福祉保健課の総合相談窓口の体制ということでは、子育ての相談も福祉保健課で受けております。それは、妊娠から出産、育児までの相談を受けてますし、それから障害者支援の関係も受けております。そしてまた、福祉事務所として子育ての関係は子育て支援センターすまいるはぐということですし、福祉事務所の事務も福祉保健課で持っていますので、生活困窮と生活保護のことも受けておりますので、いわゆる生活に直接かかわる相談業務等は福祉保健課でカバーしておるところでありますし、あらゆる相談が、さまざまな相談があろうかと思えますけれども、福祉保健課の相談業務はどうしても複合的な相談になりますので、窓口を分けずに一本でやっておるところでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、3つ目の民生委員の方が家庭を訪問される姿をよく見かけるとい質問ですが、民生委員さん、児童委員は現在7名で、主任児童委員さんが2名という体制で民生・児童委員活動をしていただいております。民生委員・児童委員の方は子供から高齢者までの幅広い世代を、また主任児童委員は子供にかかわる相談事に対し地域での相談役として、また行政との調整役として御活躍をいただいております。松本議員からよく家庭を訪問されている姿を見かけるがという評価をいただいたように、本当に民生委員さんは精力的に御家庭の訪問に回っていただいておりますので、その活動の実績等も把握をしておりますけど、ここで一々その数字は申し上げませんが、本当に精力的に取り組んでいただいておりますというふうに思います。

その中で、平成28年度からは、村社会福祉協議会に委託していますふれあいのまちづくり事業の中で、地域福祉コーディネーターによる福祉見守りマップを活用した高齢者住宅等への訪問を行う地域訪問見守り事業を始めたところでもあります。その事業協力者として、民生委員・児童委員さんが依頼を受けて、社協が持っていらっしゃる地域支え合いマップの情報と日ごろの訪問活動において気を配っていただいております世帯の情報をもとに、社協職員と2人体制で日ごろの訪問活動に加えて現在の訪問活動を行っていただいておりますというのが現実であります。

さらに、福祉保健課としての訪問はどのくらいかということではありますが、毎年夏に65歳以上のひとり暮らしの高齢者宅を地域包括支援センター職員及び福祉保健課職員で全戸訪問し、熱

中症の予防、声かけとあわせて生活の困り事などを聞くなどの取り組みを行っております。また、地域包括支援センター職員によるケアプランに係る戸別訪問や、保健師による健診結果に基づく再検査の受診勧奨などを目的とした戸別訪問を行っておるのは、さきの議員にお答えをしたところであります。

次に、4つ目の日吉津版ネウボラの効果はという質問ではありますが、まず産前訪問によりまして、妊婦と顔の見える距離感となり、保健師がより身近な存在として認めていただけるようになります。電話でのちょっとした相談もふえておりまして、スムーズな支援につながっているというふうに考えております。また、妊娠届け時のアンケートを通して、妊婦への支援者の有無や生活実態を把握ができて、早期からの情報提供が行えるようになったところでもあります。ネウボラの一環として、産後に支援者がいらっしゃらない御家庭には、昨年12月から産後ヘルパーを無料で御利用いただけるようにしておりまして、無料化にしてからは3件の御利用があっておるところでありまして、わずかずつではありますけれども、日吉津版ネウボラの効果が上がってきているというふうに考えておりますが、日吉津版ネウボラということでは、よその市町村から注目を受けておるといのが実態で、このごろ議会あたりの視察が続いておるようでもあります。余談でありますけれども、そういう状況で、子育てはどことも今重点課題として取り組んでいらっしゃることだというふうに思っておりますので、モデル事業を先導的にとってよかったなというふうに思っています。

次に、2点目のふるさと納税のデメリットはという質問にお答えをします。

最初に、村にふるさと納税をされた場合の事務の負担は多いのかという御質問ですが、昨年度は3,206件、6,150万円の寄附がございました。今年度は現在179と、約330万円の寄附をいただいております。年末が近づきますと、寄附金が当該年の確定申告のいわゆる控除の対象となるということでもありますので、年末に申請が多くなるというふうであります。このほかにも受理証明書の発行や記念品を送付する事務がありますので、寄附の件数によって差はありますが、事務の負担は大きくなっているというふうに考えております。

昨年度まではふるさと納税の申し込みサイトからメールを受けて、その情報を入手し管理していたために事務量が大幅にふえましたが、今年度よりふるさと納税システムを導入したために、ふるさと納税申し込みサイトから情報が自動的にシステムに入っており、寄附金の管理も自動でできるようになっております。そういう意味では、事務の負担が軽減をある程度されたかなということでもあります。

なお、本村のふるさと納税事務に加え、被災地の代行受け付けをすることはさらに事務量の負

担が大きくなりますので、本村の人的体制では代行受け付けは厳しいかなというふうに考えております。

次に、村民が他の自治体に寄附した場合の不利益についてであります。寄附された本人は2,000円の自己負担額がありますので、不利益といえば不利益であります。皆さん寄附先のまちを応援したいという気持ちで寄附をされますので、不利益を感じてはおられないと思っております。また、村民が他の自治体へ寄附をされたときには、2,000円の自己負担を除いて本村で課税されます住民税のおよそ2割程度が控除され還付される制度ですので、単純に本村の住民税から控除分の税収が減ることになりますので、本村にとっては結果的には不利益になるということになります。

最後に、納めていただいた税金が少ない場合に損をする場合があるらしいという質問ですが、ふるさと納税の控除限度額は年収から保険料や扶養などの所得控除を除いた課税標準額から住民税を計算した上で決まりますので、その限度額を超える寄附をされた場合には、超えた部分は還付されずに、当然ですけども還付の対象となりませんので、純粋な寄附金になってしまうということになります。このことが議員の言われる損につながるのかもしれないということかと思いますが、寄附されるほうは限度額を超えない範囲で寄附される方もあれば、それ以上に寄附される方もありますので、どちらかといえば限度額の範囲の寄附が多いのかなというふうに考えておりますので、その辺は計算はしっかりしていらっしゃるということですが、それぞれの寄附者の方々が日吉津村を応援したいということで御寄附いただいておりますことに感謝をしておりますので、そのようなことを申し上げて松本議員の一般質問に対するお答えといたします。よろしく願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） では、再質問させていただきます。

先ほど、地域包括支援センターの相談窓口ですけれども、総合的な、ここ、私なんかは見ると、大体ホームページとかを見るんですけども、やたらと高齢者という言葉が出てくるんですね。そうすると結構ぱっと見た感じが、の方が、高齢者さんの、何ていうんでしょう、相談窓口なんだなと思ってしまうところがあるところがちょっと言いたかったので、この①は聞いてみたんですけども、結局先ほどから保健師さんなり回ってくださるのは大体65歳以上のひとり暮らしとか、そこはもちろんすごくいいことで続けてもらっていいと思うんですが、実際おうちで65歳なり60代の方の認知の方を見ておられる若い人なんかというのがあるわけです、村とか米子市でもそうなんですけれども。そういった場合に、いざ、じゃあ誰に相談するのとなったら本当にわ

かんないらしいんですね。福祉保健課っていうともう本当に高齢者さんが行くところじゃないかっていう、赤ちゃんっていう、そこの子育て世帯と高齢者さんの間の年代っていうのが、私もそのうちなんですけれども。私はわかりますよ、ちゃんとここにいますのでわかりますけれども、いざっていうときにそれを相談されたとき、誰かが相談されて私にどうでしょうって聞いてくださるときがあるんですけれども、そのときに、いざ、私もじゃあどこに言われたときに困ったことがあります、それは福祉保健課に行ってくださいっていうのは簡単ですけども、行けるかっていったら行けないんですね、実際。ちっちゃな村の福祉保健課っていう役場ですので、誰にどう相談していいかわからないっていうときにふっと思いついたのが民生委員さんだったんです。

民生委員さん、じゃあおたくの民生委員さんどなたですって聞いたら、わからないっていう方が結構おられるんです、若い世代の方なんかは。そうすると、じゃあ日吉津村役場のホームページで民生委員さんを探してみようってなったときに、まずトップページを開きまして、行政サービス案内というところに行きます。そうすると社会福祉というところが出てきますので、そうすると顔写真入りで民生委員さん出てくるんですね、民生・児童委員さん。ここまでしないと出てこないっていうのがちょっと難しかったですけど。聞けばすぐなんですけれども、すごく、何ていうんでしょう、反対に私なんかでは民生委員さんっていうのはすごく守秘義務を持った方で、そうそう、表舞台って言ったら変ですけども、表立って動く人ではないんじゃないかというイメージをすごく持っていたので、ここにも書いてあります。厚生労働大臣が委嘱している民間の奉仕者ですと。村民の皆さんの最も身近な相談役、身近な相談役と書いてある割には、守秘義務があり相談内容などがほかに漏れることはありませんと。すごく、どっちなのっていう感じの書き方をされているんですけれども、すごく身近におられるはずなので、じゃあいざ何かあったときに民生委員さんに相談してみましようっていうことができなければいけない状態じゃないのかなと思うけれど、実際はそうではないというがあるので、そのところがちょっと不思議だなと思ったので今回相談させてもらいました。

なので、聞かれた方には、民生委員さんにとりあえず相談されて、そうしたら必ず福祉保健課の包括支援のほうに行かれますのでって言ったんですけれども、いざ違う方に聞いてみると社会福祉協議会に行くのが正解ではないかという方もおられまして、そう聞かれるとそうじゃないのかなとかって思うのもありまして、何か福祉保健課と社会福祉協議会がどういう関係性なのかっていうのが、一般の人によくわからないんですね。連携してはいるけれど、全く違うところにあるわけですし、実際私なんか福祉にいて、こっち役場にもおりますけど、いざじゃあ社会福祉

協議会じゃないんですかって聞かれたら何て答えればいいのかもわからないですし、とりあえずその正解っていうのが、相談された場合に、私なんかの若い世代の方たちに民生委員さんにとりあえず行ってもらって、福祉保健課に行くのが正解ですよというように言えばいいのかというところをちょっとお聞かせください。

○議長（橋井 満義君） どなたの答弁ですか。はっきりしてください。

小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松本議員の御質問にお答えします。

議員が言われること全て、正解であると思います。民生委員であっても、もちろん役場であっても福祉協議会であっても、それはどこでも相談受け付けますので、その身近な方に相談をしていただくように言うていただければ対応はさせていただきます。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） わかりました。じゃあ、今度から自信を持って言いたいと思いますけれども。

それと、私はよく見かけるんですよ、福祉保健課の方が自転車で回っておられるのにもよく出会いますし、よく回ってるなと思うんですけども、全く回っておられないという方もおられますし、そこの辺の、やたら私は出会うんですけども、自転車で回ってますので。そこがちょっと不思議だなと思うんですけども、お宅に回られるのはいいんですけど、結局件数、数字で考えちゃうと同じ1でも、すごく来てもらってお話ししてもらって、民生委員さんも一緒なんです、来てもらって話してうれしいわっていう方と、すごく来られるのを重荷に考えられる1人の方っていうのもあるっていうところを、また考えていただかないと。

実際、先ほどの健康診断のところのうちにも来られるんですけども、本当はいけないんですが、ちょうど留守だったのでお手紙が入っていたんですけども、ある方はその健診に全く行ってなかったけれど、何回か福祉保健課の方かな、来てくださって、じゃあ行ってみようと思って健診に行かれたと。したら何もなかったっていうか大丈夫だったので、すごく安心しましたっていう声もあるんです。だから、来られて初めて健診に行ったっていう方もありますし、私も何回も声をかけられるので健診に行くようにはなったんですけども。そういう方もありますけれど、何でうちに来るのっていうすごく重荷に考えられる。なので、そのワーストも確かにそこから上がっていかなくちゃいけないのはわかるんですけども、本当に1とか2とかで考えられず、その人っていうのも見ていただいて、どういう体制で取り組んでいけばいいかっていうところを、ちっ

ちらい村ですので考えていけるんじゃないかなと思いますので、できれば1ではなく1人っていうことでそこまで考えていただきたいなと思います。それは若い人でも高齢者さんでもありますので、すごくその辺をちょっと考えていただくとありがたいかなと思いました。

そういうことで、本当に高齢者さんは、どっちかっていうと私の周り的高齢者さんは元気ですので、なかなかこの取り組みがあれなんですけど、実際問題、地域でも一人で過ごされてたまに行って声かけなきゃなと思っていたら、福祉で活動もすごくされて、この間ヘルメットをかぶってオートバイに乗られたのでびっくりしたんですけども、やっぱりふだん出合っているときと違うこともあるので、やっぱりああやってたまにお話ししてみないとわからないなっていうのはあるので、私なんかは行政がすごく確かに大事だとは思いますが、やっぱりいざというときには地域じゃないかなと思うんですね。本当に誰なのっていうわからないおばあさん、おじいさんがおられても困ると思うので、何かあったときにこちらのほうから行政にお話ができるぐらいの関係性があるのが一番じゃないかなと思って接したりとか、人をお願いしたりはしているんですけども、そこら辺についてはどうでしょう。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 御訪問の度合いを話を考えという話みたいな感じで受けとめますけれども、実際に認知が始まって徘徊などでお見受けして僕が声をかけたら、女性の高齢者の方が不審者と間違われた。これは2件あります。僕が声をかけて、不審者と間違えられた。ですからそういうことではやっぱりいけないという気はしていますので、日ごろ、今松本議員が言われる隣近所の人間関係をおつくりいただければ本当に助かりますけども、なかなかそれも難しいということですので、職員が健診等で気になるのは行かせていただいております。元気な人が、そこまで来てごさでもええわという気持ちはわかりますけれども、そういうことありますので、やっぱり小さいなりの村ではできる関係性をつくり上げていくことが必要だなと思ってますし。

それから若い人は相談窓口がないということに関しては、それは直接今お答えしませんけれども、非常に団塊の世代前後の人が家庭で高齢者の見守っていらっしゃるということが本当に数が多いです。本当に実感として感じましたので、そこを介護保険の給付ではない総合事業でもない、何か別のものを、うちげとして単独のものを考えていかんとこれは大変なことになるなと、その団塊の世代前後の人の経験という財産を使いたい、使ったり、地域で力出していきたいというふうに思うんですけども、それがままならないところに行きつつありますので、そこは何か取り組みをしていく必要があるなというふうに、前の議員さんにもお答えしたとおりでありますので、そんな感じでおるところであります。答弁になりませんが。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 本当にお願いしたいところで、本当に一生懸命されているのは私  
はよくわかっているので、お願いしたいと思います。

ネウボラのほうなんですけれども……。あ、それと一つ忘れてました。先ほどの若い世代が、  
高齢者さん、親の相談っていうのがあるんですが、反対に子供さんを持つとられるすごく若いお  
母さんが、自分の親の親ですね。おばあさんの相談をするときに、あそこが一緒だったのがすご  
くありがたかったって言っとられたのはありました。我が子のことを相談するときに、ふっとお  
ばあちゃんのことを相談できたっていうのは言っとられたのはありましたので、とりあえずお伝  
えをしておきます。

それと、ネウボラのほうなんですけれども、本当に視察がふえてきたなっていうのがありまし  
て、日吉津版ネウボラっていうのがちょっと浸透というか、県外にも知れてきたのかなと思うん  
ですが、このネウボラっていうのがアドバイスをする場所ということで、フィンランドで誕生だ  
ったと思うんですけれども、フィンランドでは切れ目ない家族支援ということで、あそこは別に  
赤ちゃんだけに力を入れてるわけじゃなくて、赤ちゃんから高齢者まで一人一人を平等に扱って  
大事にする国だということ。生まれてくる赤ちゃんが国から歓迎されている気がする親が自信  
を持って言えるという、そこがすごいなと思って、長期かつ総合的な育児支援を提供されるのが  
ネウボラだということっていうので、切れ目ない支援ということなので、昔、揺りかごから墓場  
までって変な言葉がありました。あれはちょっと違って、よくない支援ばかりしていても自分  
たちの自立ができないっていうのがあったと思う、イギリスだったと思うんですが、あれとは全  
く違って、そういう感覚でネウボラというものがすごく名前が出てきたんじゃないかなと思うん  
ですが、日吉津版ネウボラを、じゃあ県外の方どこで知るのかっていう問題が出てくるんです。

先ほどから言ってますホームページなんですけれども、リニューアルされました。ぱっと見ず  
ごくカラーで、先ほど河中議員のあれでもありましたけれども、今度は、じゃあ福祉のほうでネ  
ウボラのほうを探してみたところ、一緒ですわ。トップページに行って、行政サービス案内に行  
って、社会福祉を調べたときに、救急医療情報キットを無料配布しますっていうのが残ってるん  
ですね。これ、今はもうされてないですよ。どうでしょう、話が飛びますが。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松本議員の御質問にお答えします。

以前は、全員に配っていたようなんですけれども、今は希望者に購入していただくやり方で継続し  
ているということでございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 済みません。ちなみに、お幾らですか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 済みません、今ちょっと金額がわかりません。また後で御連絡ということでよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（橋井 満義君） 金額については、松本議員に後ほどお知らせください。

○福祉保健課長（小原 義人君） はい。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） それなら、このキット無料配布しますというページをいつまでも残しておくのはだめなんではないでしょうか。そこは無料配布になっておりますので、無料配布で万が一来てみたらお金取られるようじゃ困りますんで、そのところはちょっともう、そろそろそこもリニューアルしていただかないといけないと。

もう一つです……。

○議長（橋井 満義君） その今のことについて、小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 実際と違うことが載ってはいけませんので、早急に修正をしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） もう一つですね、地域の見守り活動支援事業というのが出ていました。これは新聞社、新聞配達の方のところかな、販売員、集金人が新聞配達、集金などのときに、業務中のときに見守り活動が始まりましたっていうのがあるんですが、平成20年9月からって。これは今でも活動はされていますか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松本議員の御質問にお答えします。

それにつきましては、まだ継続して実施しております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） よかったです。私は初めて知ったので、済みませんでした。

それと、こちらはもういいです。時間が来ますね。ふるさと納税のほうですね。これ、ふるさと納税のほうなんですけど、私は最初のころからどうもこういうのを見ると、どうしても裏から見ってしまう性格なので、余りにもすごく、景品ではないですね、何とかいうんでしょう、ついてくるものがすごいのでというような感覚で、だんだん絶対におかしくなるぞと思ってたら、やっぱ



りそういう形になってきたんじゃないかなと思ったんですけども。

この熊本地震の被災地などに本当に寄附されるっていうのは、これは見返り品、何ていうんですか、景品みたいなものは一切ありませんので、本当に寄附されるっていうことでは素晴らしいことだと思ったんですが、それは鳥取の平井知事がニュースに出てしゃべっとられましたけれども、実際この熊本県と益城町へ寄附金を一旦鳥取県に集めて、それを先ほど言いました受理証明書も鳥取県で出すと。本当に手間をもう全部省いてからこの益城町と熊本県に送るということで、これは素晴らしい活動だなと思って聞きました。ただ、それだけ大変なことなんだろうなと思って、じゃあ今まで村の業務も大変だったんじゃないかなと思って聞いただけなんですけれども、本当に素晴らしい活動だなと思います。

それで、日吉津村からこちらの益城町、熊本県などにふるさと納税した場合は、やっぱり住民税が日吉津村からは減る、少々の減少になるということなんですけど、こちらのほうもやっぱりいいことですので、そのところは大きな気持ちで見ていただきまして、日吉津村民から皆さん、みんなから寄附するというような大きな気持ちで寄附されたらいいかなってちょっと思ったんですけども、余りにも高額になると東京都のように何億と住民税が減っていったらいいので、ああなってしまうとちょっと怖いものがありますけども、そこまでではないのでいいかなと思いました。

それと、ふるさと納税のほうはこれからやっぱり年末に向かって大変になると思うんですけども、やっぱり、はやりって言ったら変ですけども、ふるさと納税はまだまだこれからどんどん伸びてきていますけれども、やっぱりその辺の競争にならないようにしていただきたいなというのがあります。

あと聞くことはなかったと思いますけれども、どちらにしろ、本当に福祉関係にしろ寄附にしろ、やっぱり自分のためであり皆さんのためということで、気持ちよく活動できるようにしていただきたいと思います。そろそろ、時間が残りますけれども、最後でしたのでこれで終わりたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 以上で松本議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は6月17日金曜日午後1時30分より討論、採決を行いますので、議場へ御参集をください。

本日はこれをもって散会をいたします。御苦労さまでした。

午後 5 時 5 0 分散会

---